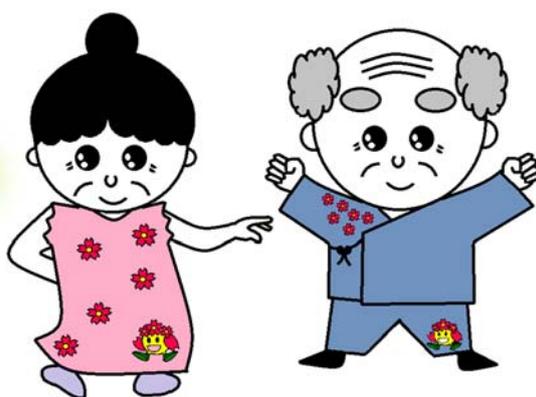




# 第10期多度津町高齢者保健福祉計画

## ・第9期多度津町介護保険事業計画



桜子ばあちゃん

一太郎じいちゃん

2024(令和6)年3月



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 策定の趣旨 .....	1
第2節 計画の法的位置づけ .....	2
第3節 他計画との関係性 .....	2
第4節 計画策定・進行管理の体制 .....	3
第5節 計画の期間 .....	4
<b>第2章 高齢者を取り巻く現状と今後</b> .....	<b>5</b>
第1節 人口及び高齢化率の推移と推計 .....	5
第2節 要支援・要介護認定者の推移と推計 .....	6
第3節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 .....	8
第4節 在宅介護実態調査の実施 .....	13
第5節 「見える化」システム等を活用した地域分析 .....	21
<b>第3章 計画の基本的考え方</b> .....	<b>32</b>
第1節 将来像 .....	32
第2節 基本目標 .....	35
第3節 日常生活圏域の設定 .....	36
第4節 事業体系 .....	37
第5節 国の基本指針 .....	38
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>39</b>
第1節 地域支援事業の推進 .....	39
第2節 介護保険事業の円滑な運営 .....	61
第3節 高齢者福祉と生きがいつくりの推進 .....	64
第4節 安心のまちづくり .....	74
第5節 疾病予防と健康づくり .....	80
<b>第5章 介護保険サービスの実績と見込み</b> .....	<b>88</b>
第1節 介護保険サービスの給付実績 .....	88
第2節 介護保険サービスの見込み量 .....	93
<b>第6章 計画の点検・評価</b> .....	<b>106</b>
第1節 計画の点検・評価の方法 .....	106
第2節 自立支援・重度化防止に係る取組と目標設定 .....	107
<b>第7章 参考資料</b> .....	<b>108</b>



# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 策定の趣旨

我が国では少子高齢化の一層の進展とともに人口減少社会に突入しています。全国の65歳以上の人口は、総務省人口推計（令和5年9月1日現在確定値）によると前年より減少していますが、高齢化率は29.1%で過去最高となっています。団塊の世代が75歳となる2025（令和7）年には、75歳以上の人口が全人口の約18%となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年には65歳以上の人口が全人口の約35%になると推計されています。高齢化率は今後数十年に亘って、低下が見込めない状況になっています。

多度津町においては、65歳以上の人口は2020（令和2）年の7,407人をピークに減少に転じており、2023（令和5）年で7,293人となっています。65歳未満の人口も減少が続いているために、高齢化率（65歳以上の割合）は伸び続けており、2023（令和5）年時点で33.5%、うち後期高齢化率は18.8%となっています。

高齢化の進展に伴い、要介護者や認知症高齢者の増加、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯等の増加などを背景に、介護予防・健康づくりの推進や高齢者の在宅生活の支援、地域におけるささえあいの体制づくり、介護サービスの充実など、多様な対策が求められています。

このような医療、保健、介護、福祉をめぐる動向を踏まえ、国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を構築し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7）年を目途に、地域包括ケアシステムを構築することを示してきました。

第9期介護保険事業計画策定にあたって示された、国の基本指針では、2040（令和22）年・2050（令和32）年も見据えた中長期的な視点で、制度の持続可能性確保のための取組が必要として、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上などが示されています。

本町においても、これまでの取組を踏まえ、「第9期多度津町高齢者保健福祉計画・第8期多度津町介護保険事業計画」の検証及び見直しを行い、新たな計画として「第10期多度津町高齢者保健福祉計画・第9期多度津町介護保険事業計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定し、高齢者に関する保健福祉施策と介護保険施策の密接な連携のもと、総合的・体系的かつ効果的な実施を図ります。

## 第2節 計画の法的位置づけ

本町では、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」の2計画を一体のものとして策定しています。

### ○高齢者保健福祉計画

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として策定します。

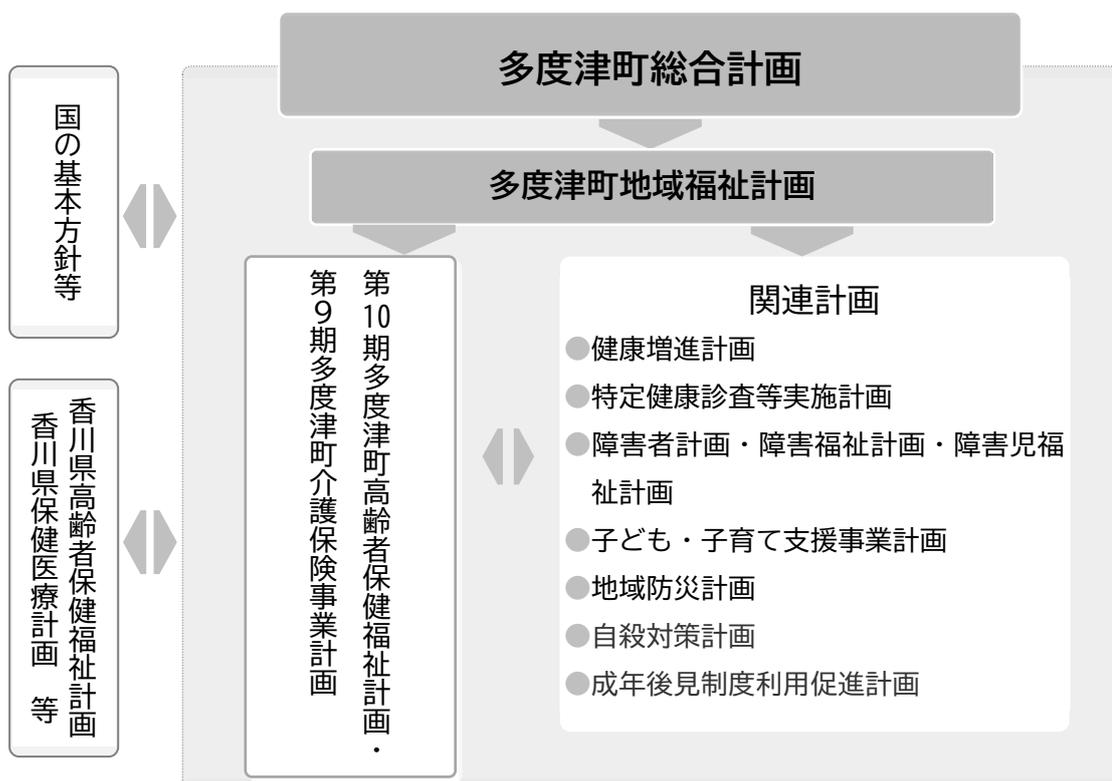
### ○介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく本町の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として策定します。

## 第3節 他計画との関係性

本計画は、「多度津町総合計画」を上位計画とし、社会福祉法第107条に基づく「多度津町地域福祉計画」、健康増進法第8条に基づく「多度津町健康増進計画」、その他、保健・医療・福祉または居住に関する計画と調和を保ちながら策定を行いました。

なかでも、「多度津町地域福祉計画」は、多度津町社会福祉協議会が策定した「多度津町地域福祉活動計画」とともに「地域共生社会」実現のために地域福祉分野を横断的に取りまとめ、重層的支援体制の整備において密接な関わりがあります。住民の複合化・複雑化したニーズに対応するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の体制づくりに向けて、庁内が一体となり取組を推進します。



## 第4節 計画策定・進行管理の体制

本計画の策定及び進行管理は、国の基本指針に示された内容を踏まえて行います。

### 1 庁内の計画策定体制

「地域共生社会」の実現を目指す本計画では、制度・分野ごとの縦割りを超えた取組のために、介護、保健、福祉関係課だけでなく、企画、総務、交通関係課との組織横断的な連携体制を強化し、庁内関係課により構成する「検討委員会」において施策の方向性等について詳細な検討を行いました。

### 2 保険者機能の強化

2017（平成29）年の地域包括ケア強化法において、PDCAサイクルによる高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組が制度化されました。本計画においても引き続き、保険者機能を発揮する取組を強化します。

### 3 香川県との連携強化

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備状況については、香川県からの情報提供を受けるなど連携を強化し、町内の整備状況と入所者への介護サービスの提供状況の把握に努めます。

### 4 業務の効率化の推進

本町が保険者として、介護保険サービス事業所に提出を求める、各種文書の記載項目や添付書類等の必要性を精査し、必要に応じた見直しを行い、事業者と本町双方の業務の効率化と負担軽減を図ります。

### 5 高齢者の実態把握の実施

本計画の策定にあたっては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査並びに在宅介護実態調査を実施して、町内の高齢者の実態把握を行いました。

### 6 多度津町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会での審議

介護保険被保険者、学識経験者、保健医療福祉関係者、介護サービス提供事業所、行政関係者等からなる「多度津町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、地域の実情と課題の検討を行い、多角的な視点から計画内容についての協議を重ねました。



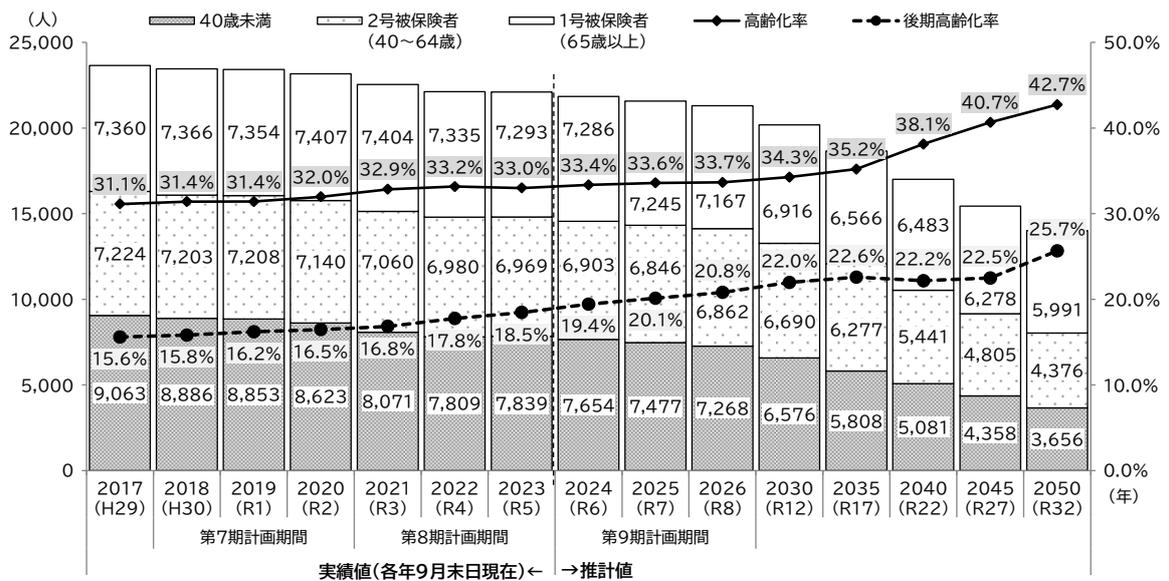
# 第2章 高齢者を取り巻く現状と今後

## 第1節 人口及び高齢化率の推移と推計

65歳以上人口は2020（令和2）年の7,407人をピークに減少に転じており、2023（令和5）年現在で7,293人となっています。一方、65歳未満の人口も減少が続いており、高齢化率は33.0%、後期高齢化率18.5%と年々上昇しています。

コーホート変化率法<sup>1</sup>による人口推計を行った結果、総人口は減少が続き、計画期間の最終年度2026（令和8）年には21,297人となる見込みで、高齢者人口は7,167人となる見込みです。高齢者人口の減少は今後も続く一方、後期高齢者（75歳以上）は第9期計画期間中増加が続くとみられ、また、高齢化率は2035（令和17）年頃までは横ばい傾向が続くと見込まれています。

【多度津町の人口と高齢化率の実績値と推計値】



※実績値は各年9月末日現在（住民基本台帳）

【多度津町の高齢化率の実績と推計】

実績	2018 (平成30年)	2019 (令和元年)	2020 (令和2年)	2021 (令和3年)	2022 (令和4年)	2023 (令和5年)
高齢化率(%)	31.4%	31.4%	32.0%	32.9%	33.2%	33.0%
後期高齢化率(%)	15.8%	16.2%	16.5%	16.8%	17.8%	18.5%

推計	2024 (令和6年)	2025 (令和7年)	2026 (令和8年)	2030 (令和12年)	2035 (令和17年)	2040 (令和22年)	2045 (令和27年)	2050 (令和32年)
高齢化率(%)	33.4%	33.6%	33.7%	34.3%	35.2%	38.1%	40.7%	42.7%
後期高齢化率(%)	19.4%	20.1%	20.8%	22.0%	22.6%	22.2%	22.5%	25.7%

<sup>1</sup> 同年に出生した集団（コーホート）の過去における実績人口の変化率に基づき将来人口を推計する方法。

## 第2節 要支援・要介護認定者の推移と推計

要支援・要介護認定者の現状をみると、2020（令和2）年、2021（令和3）年に1,500人を超えたものの、その後はやや減少し、2023（令和5）年9月末現在で1,491人となっています。介護度別に推移をみると、要支援1の減少が続いています。

65歳以上の認定率は2023（令和5）年9月末時点で20.2%となっています。

人口推計結果と2023（令和5）年の認定率を基に、本計画期間における要支援・要介護認定者の推計を行いました。認定者数は、9期計画期間中は1,500人前後で推移すると見込まれていますが、その後認定者数は増加し、ピークとなる2035（令和17）年には1,636人となる見込みです。

### 【多度津町の認定者数の推移】

（単位：人）

	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	構成比(%) 2023(令和5)年
要支援1	225	210	195	181	157	146	9.8%
要支援2	224	242	233	266	287	294	19.7%
要介護1	256	233	262	260	279	296	19.9%
要介護2	232	269	267	274	263	239	16.0%
要介護3	209	206	244	237	212	216	14.5%
要介護4	190	190	193	175	178	179	12.0%
要介護5	101	112	109	115	108	121	8.1%
総認定者数	1,437	1,462	1,503	1,508	1,484	1,491	100.0%
第1号認定者数	1,418	1,442	1,477	1,484	1,464	1,473	98.8%
第2号認定者数	19	20	26	24	20	18	1.2%
第1号認定率(%)	19.3%	19.6%	19.9%	20.0%	20.0%	20.2%	

※介護保険事業状況報告 各年9月末時点

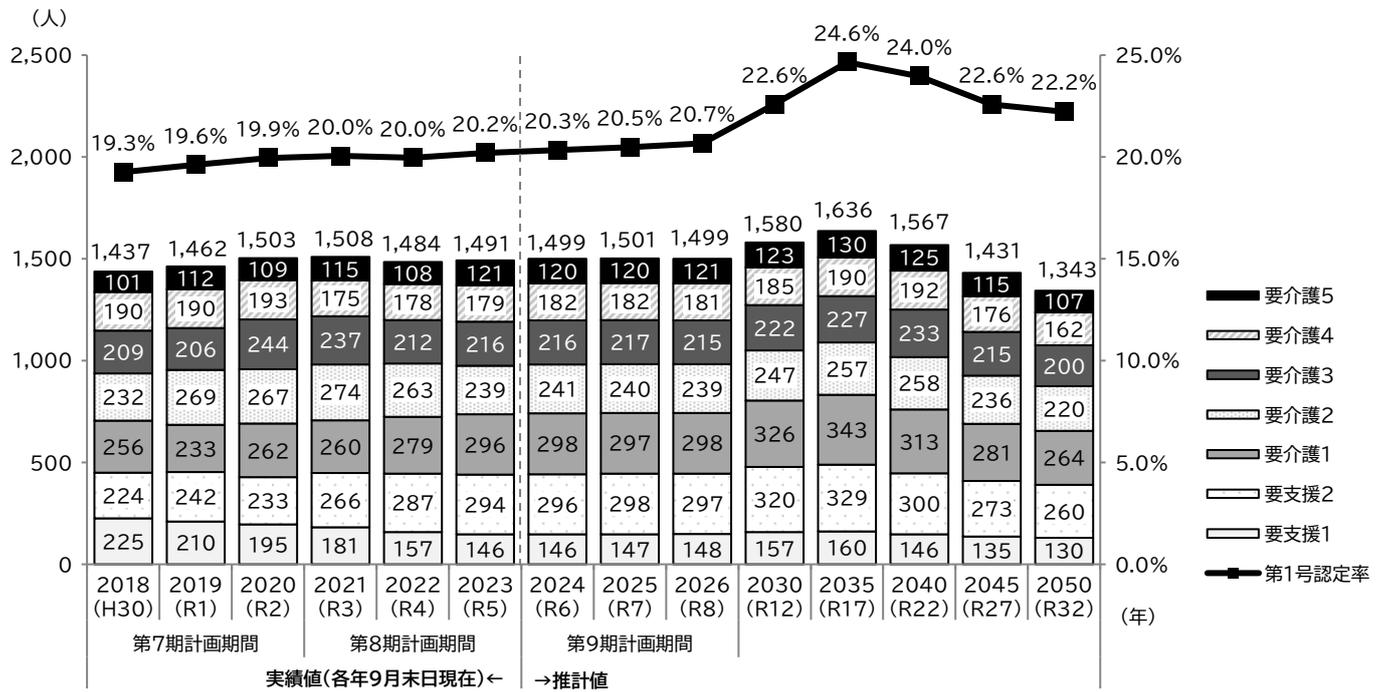
### 【多度津町の認定者数（推計）】

（単位：人）

	2024 (令和6)年	2025 (令和7)年	2026 (令和8)年	2030 (令和12)年	2035 (令和17)年	2040 (令和22)年	構成比(%) 2026(令和8)年
要支援1	146	147	148	157	160	146	9.9%
要支援2	296	298	297	320	329	300	19.8%
要介護1	298	297	298	326	343	313	19.9%
要介護2	241	240	239	247	257	258	15.9%
要介護3	216	217	215	222	227	233	14.3%
要介護4	182	182	181	185	190	192	12.1%
要介護5	120	120	121	123	130	125	8.1%
総認定者数	1,499	1,501	1,499	1,580	1,636	1,567	100.0%
第1号認定者数	1,481	1,483	1,481	1,562	1,618	1,553	98.8%
第2号認定者数	18	18	18	18	18	14	1.2%
第1号認定率(%)	20.3%	20.5%	20.7%	22.6%	24.6%	24.0%	

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

【多度津町の認定者数実績値と推計値】



## 第3節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

### 1 調査の概要

#### (1) 調査目的

今後の高齢者福祉サービスや健康づくりの方策を検討するために、多度津町内にお住まいの65歳以上の方（要介護1から要介護5の認定を受けている方は除く）に対して、日頃の生活や介護の状況、サービスの利用意向などの実態を調査し、計画策定における基礎的な資料を作成するために実施しました。

#### (2) 調査実施の概要

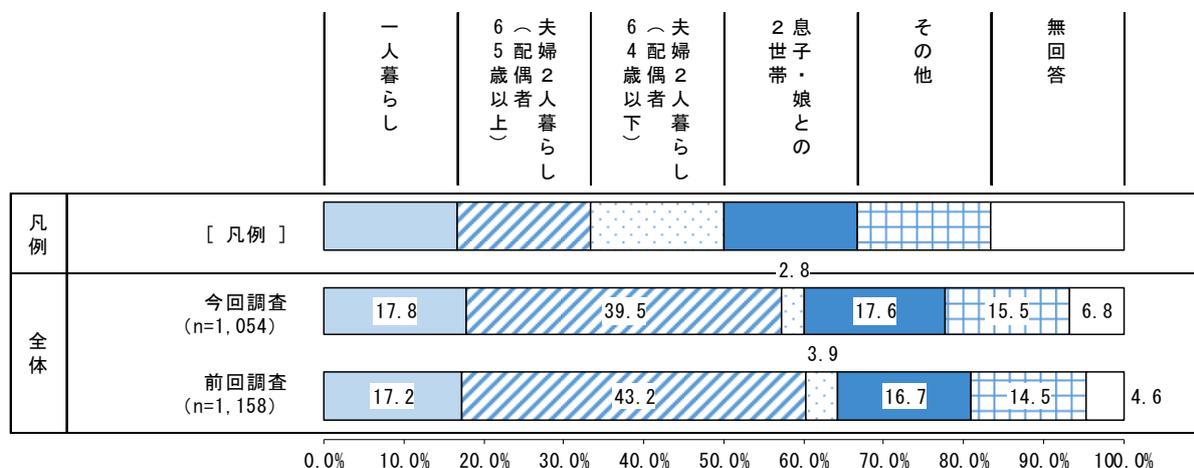
調査対象	2022（令和4）年12月31日現在、多度津町にお住まいの65歳以上の方から、1,500人を無作為に抽出
調査方法	郵送による配付・回収
実施期間	今回調査 2023（令和5）年2月1日～2月28日 前回調査 2020（令和2）年1月31日～2月28日
有効回収率	今回調査 1,054件（有効回収票）／1,500（配布件数）＝70.3% 前回調査 1,158件（有効回収票）／1,500（配布件数）＝77.2%

### 2 調査の結果

#### (1) 家族構成

家族構成をみると、全体では「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」39.5%、「1人暮らし」17.8%、「息子・娘との二世帯」17.6%、「その他」15.5%、「夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）」2.8%となっており、前回調査と比べると、「一人暮らし」が0.6ポイント増加しており、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が3.7ポイント減少しています。

【家族構成／前回比較】



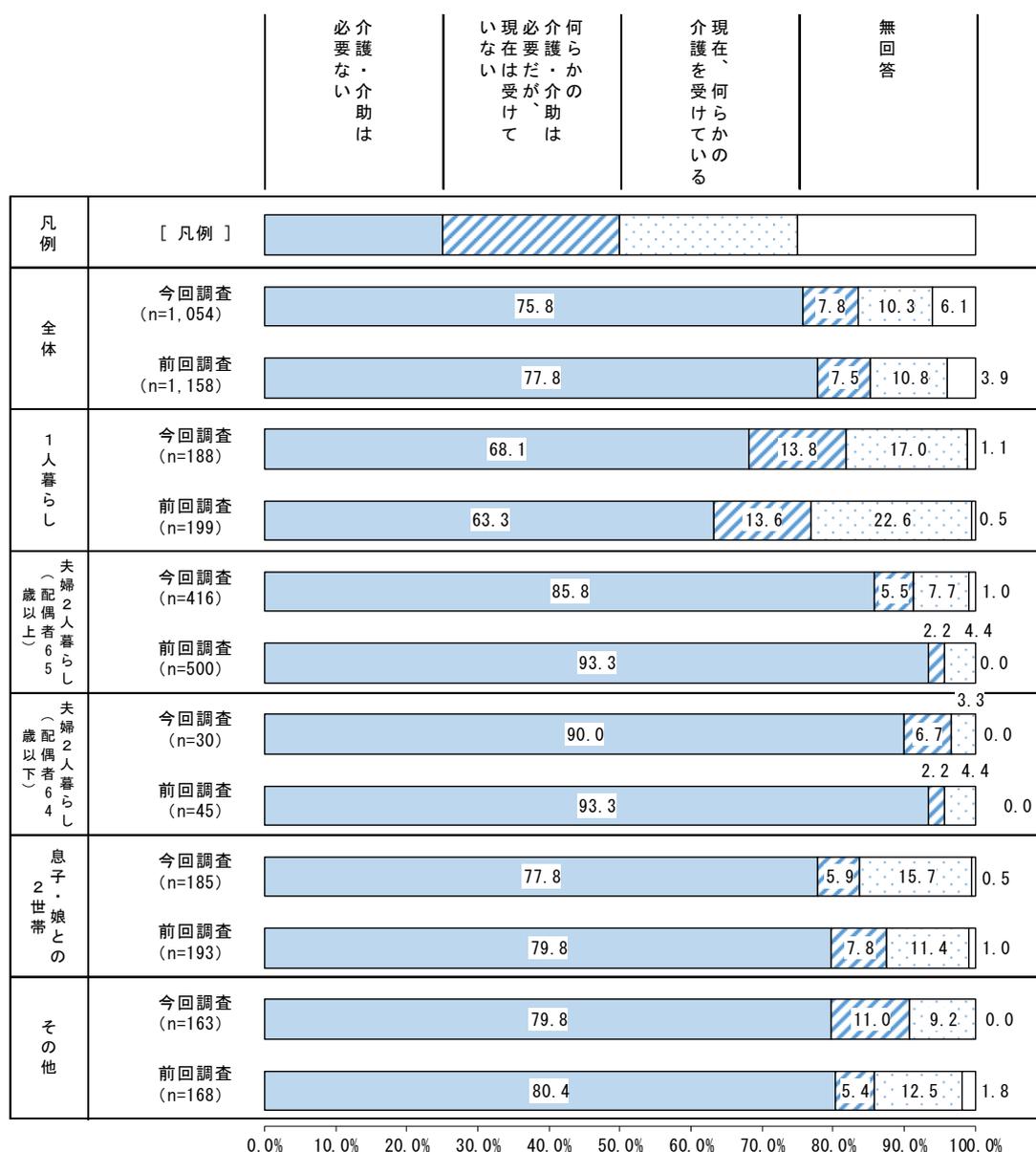
## (2) 介護・介助の必要性

普段の生活でどなたかの介護・介助が必要かをみると、全体の75.8%が「介護・介助は必要ない」と回答しています。「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」(7.8%) または「現在、何らかの介護を受けている」(10.3%) と答えた“何らかの介護・介助が必要な方”は全体の18.1%を占めています。

前回調査と比べて「介護・介助は必要ない」が2.0ポイント減少しています。

家族構成別にみると、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と「現在、何らかの介護を受けている」を合わせた“何らかの介護・介助が必要な方”は1人暮らしで30.8%と他の世帯と比べて多くなっています。

【介護・介助の必要性／前回比較・家族構成別】



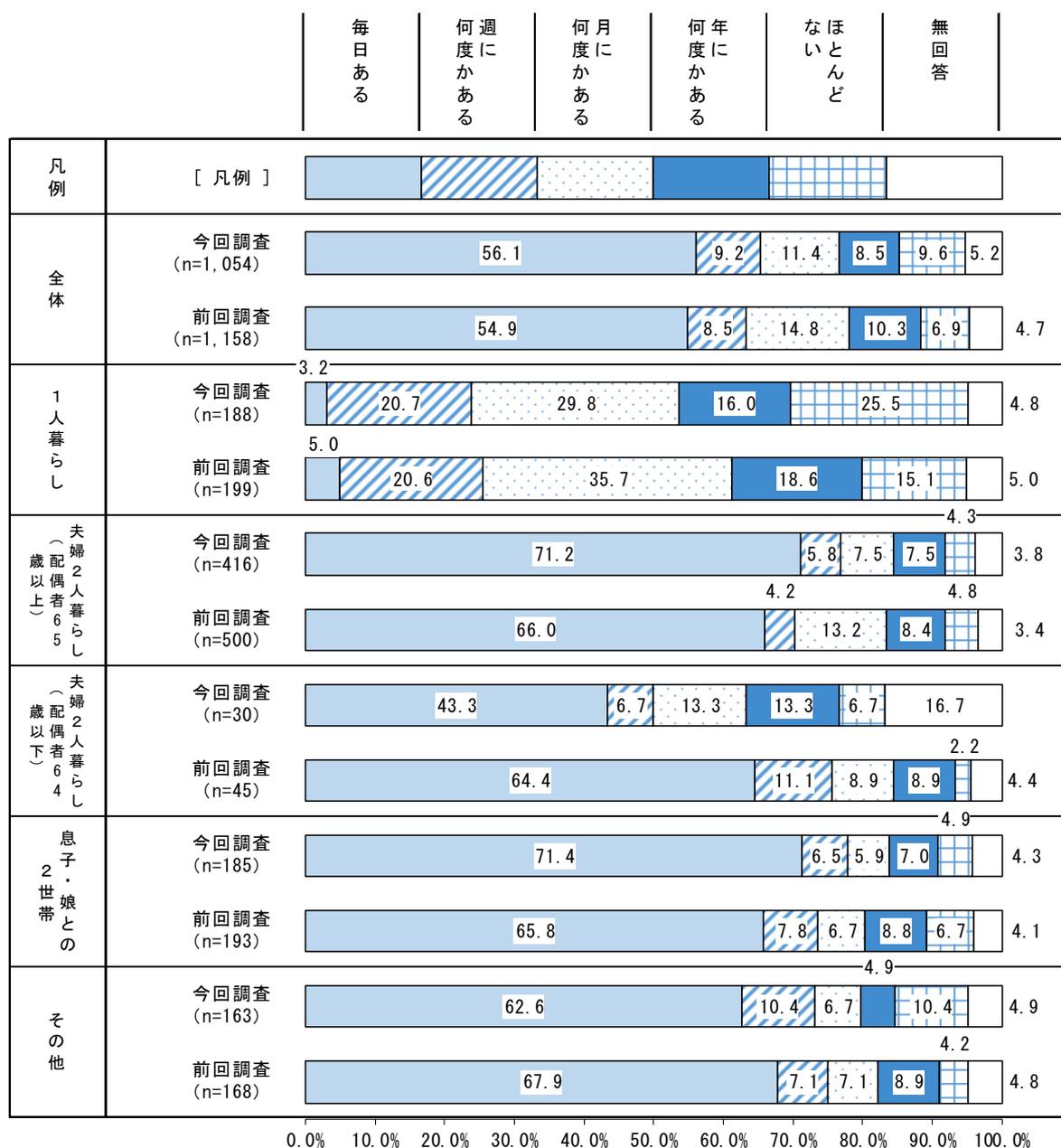
### (3) どなたかと食事を共にする機会

どなたかと食事を共にする機会の有無をみると、全体の 56.1%は「毎日ある」と回答していますが、「年に何度かある」または「ほとんどない」と答えた“1人の食事が多い方”が18.1%を占めています。

前回調査と比べると、“1人の食事が多い方”が0.9ポイント増加しています。

家族構成別にみると、“1人の食事が多い方”は、1人暮らしでは41.5%を占めており、前回調査より7.8ポイント増加しています。

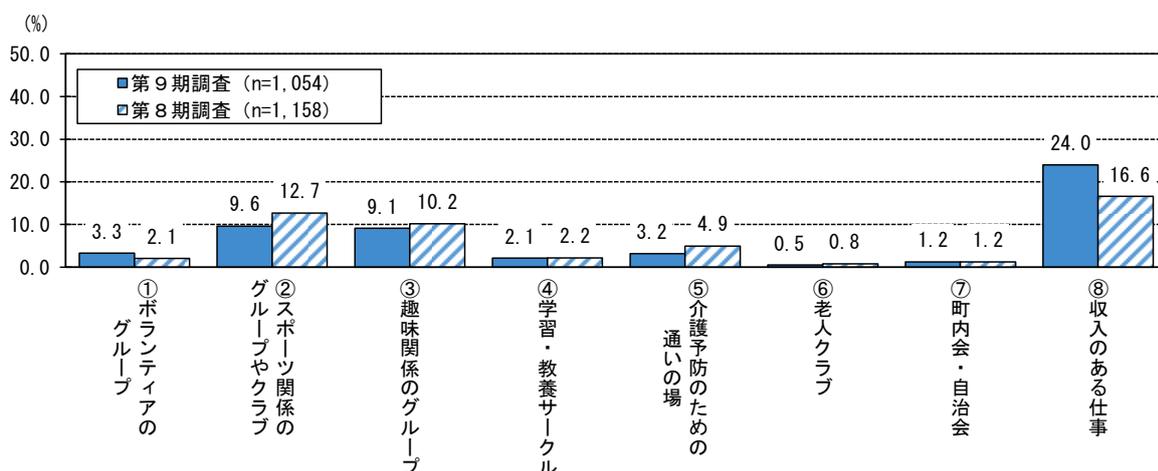
【誰かと共に食事をする機会の状況／前回比較・家族構成別】



#### (4) 地域活動への参加の状況

会・グループ等への参加頻度をみると、最も“参加頻度が高いもの（週一回以上参加している人のみ抽出）”は⑧収入のある仕事（24.0%）、次いで、②スポーツ関係のグループやクラブ（9.6%）、③趣味関係のグループ（9.1%）、①ボランティアのグループ（3.3%）の順となっています。

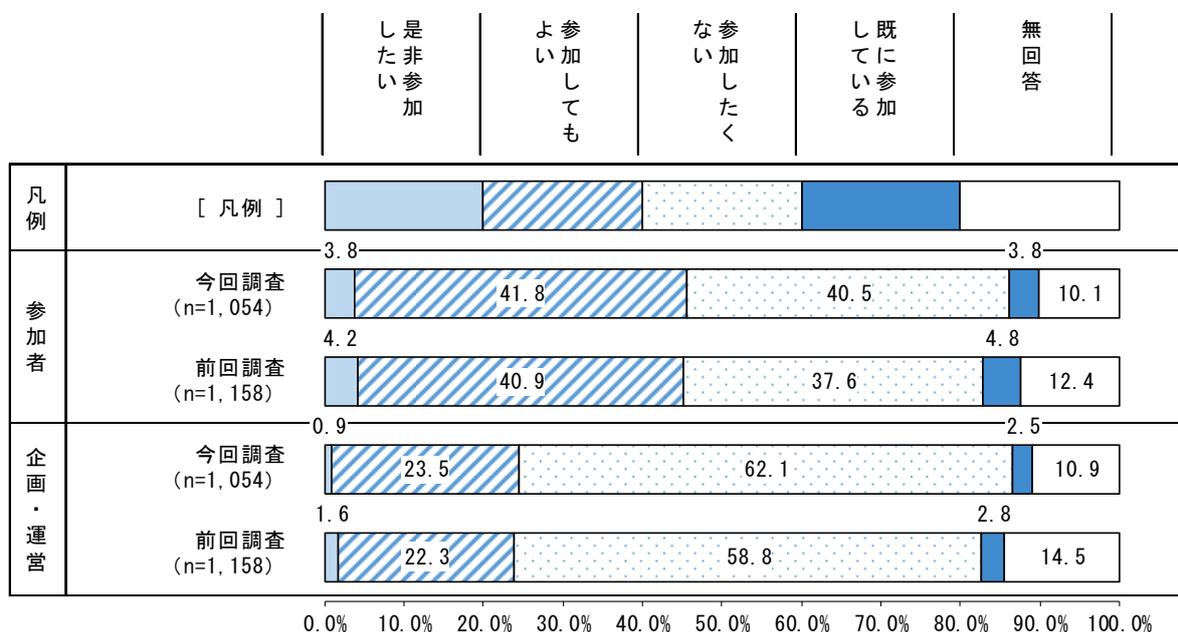
【会・グループへの参加頻度（週一回以上参加している人のみ抽出）／前回比較】



#### (5) 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、参加者または企画・運営として参加してみたいと思うかたずねると、「是非参加したい」もしくは「参加してもよい」と答えた“参加意向がある方”は参加者としては45.6%、企画・運営としては24.4%と、参加者としての参加意向のほうが高くなっています。前回調査と比べるとどちらもやや増加しており、参加者として、企画・運営としてのともに0.5ポイント増加しています。

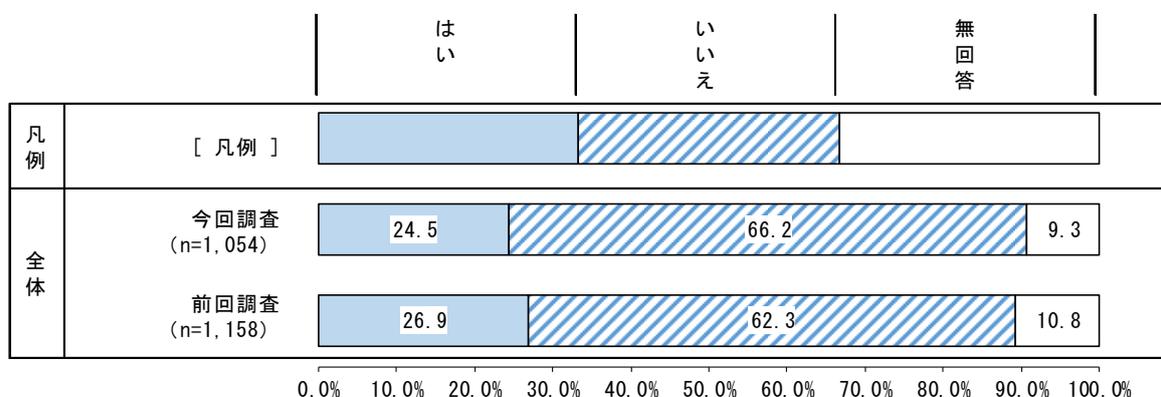
【活動やグループへの参加意向／前回比較】



## (6) 認知症の相談窓口の認知状況

認知症に関する相談窓口の認知状況をみると、「はい」と回答した方が 24.5%となっており、前回調査と比べて 2.4 ポイント減少しています。

【相談窓口の認知状況／前回比較】

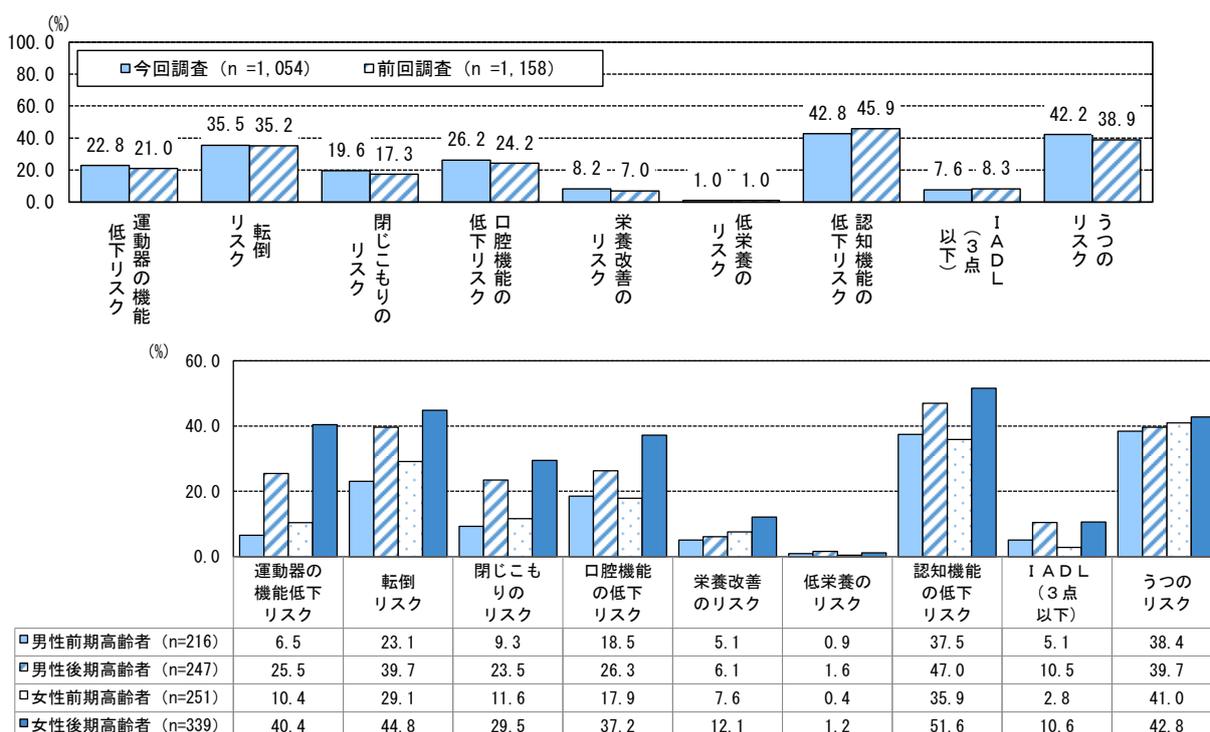


## (7) リスク判定

リスク該当状況をみると、全体では認知機能の低下 (42.8%)、うつ (42.2%)、転倒 (35.5%)、口腔機能の低下 (26.2%)、運動器の機能低下 (22.8%)、閉じこもり (19.6%)、栄養改善 (8.2%)、IADL (3点以下) (7.6%)、低栄養 (1.0%) の順で該当率が高くなっています。

前回調査と比べると、どの項目も大きな差はありませんが、認知機能の低下が前回調査より 3.1 ポイント減少、うつは 3.3 ポイント増加しています。口腔機能の低下、低栄養、認知機能の低下、IADL (3点以下) 以外の項目で男性より女性、前期高齢者より後期高齢者の該当率が高くなっています。

【リスク判定／前回比較・性年齢別】



## 第4節 在宅介護実態調査の実施

### 1 調査の概要

#### (1) 調査の目的

高齢者を地域でささえあい、安心して暮らせる体制づくりを進めるために、介護を行っている方（介護者）の実態把握を目的とした「これからの介護保険のためのアンケート」を実施しました。

#### (2) 調査実施の概要

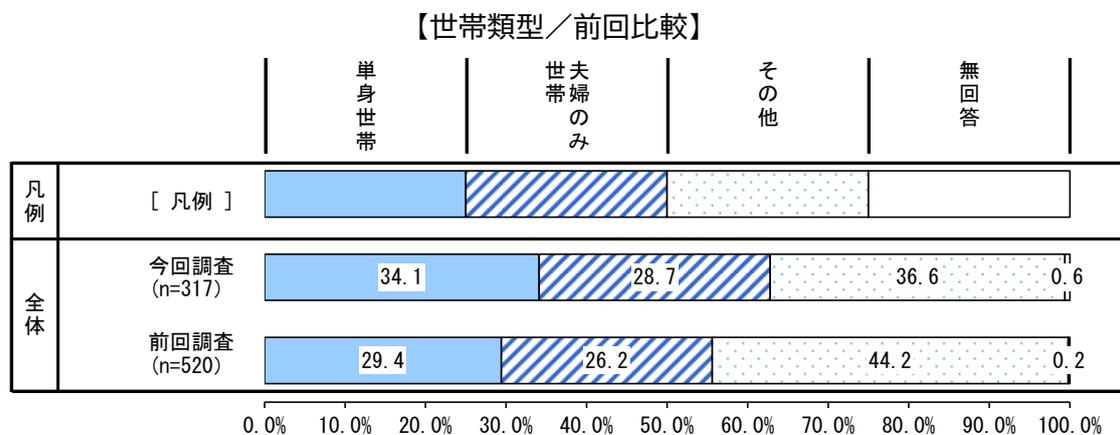
調査対象	在宅で生活している要支援・要介護者※ ※医療機関に入院している人、特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・特定施設・グループホーム・地域密着型特定施設・地域密着型特別養護老人ホームに入所または入居している人は対象外	
調査方法	認定調査員による聞き取り	
実施期間	今回調査	2022（令和4）年6月15日～2023（令和5）年3月31日
	前回調査	2018（平成30）年11月1日～2020（令和2）年3月31日
有効回収率	今回調査	317件（有効回収票）／317（配布件数）＝100.0%
	前回調査	520件（有効回収票）／520（配布件数）＝100.0%

### 2 調査の結果

#### (1) 世帯類型

世帯類型をみると、「単身世帯」34.1%、「夫婦のみ世帯」28.7%、「その他」36.6%となっています。

前回調査と比べると、「単身世帯」が4.7ポイント、「夫婦のみ世帯」が2.5ポイント増加しています。

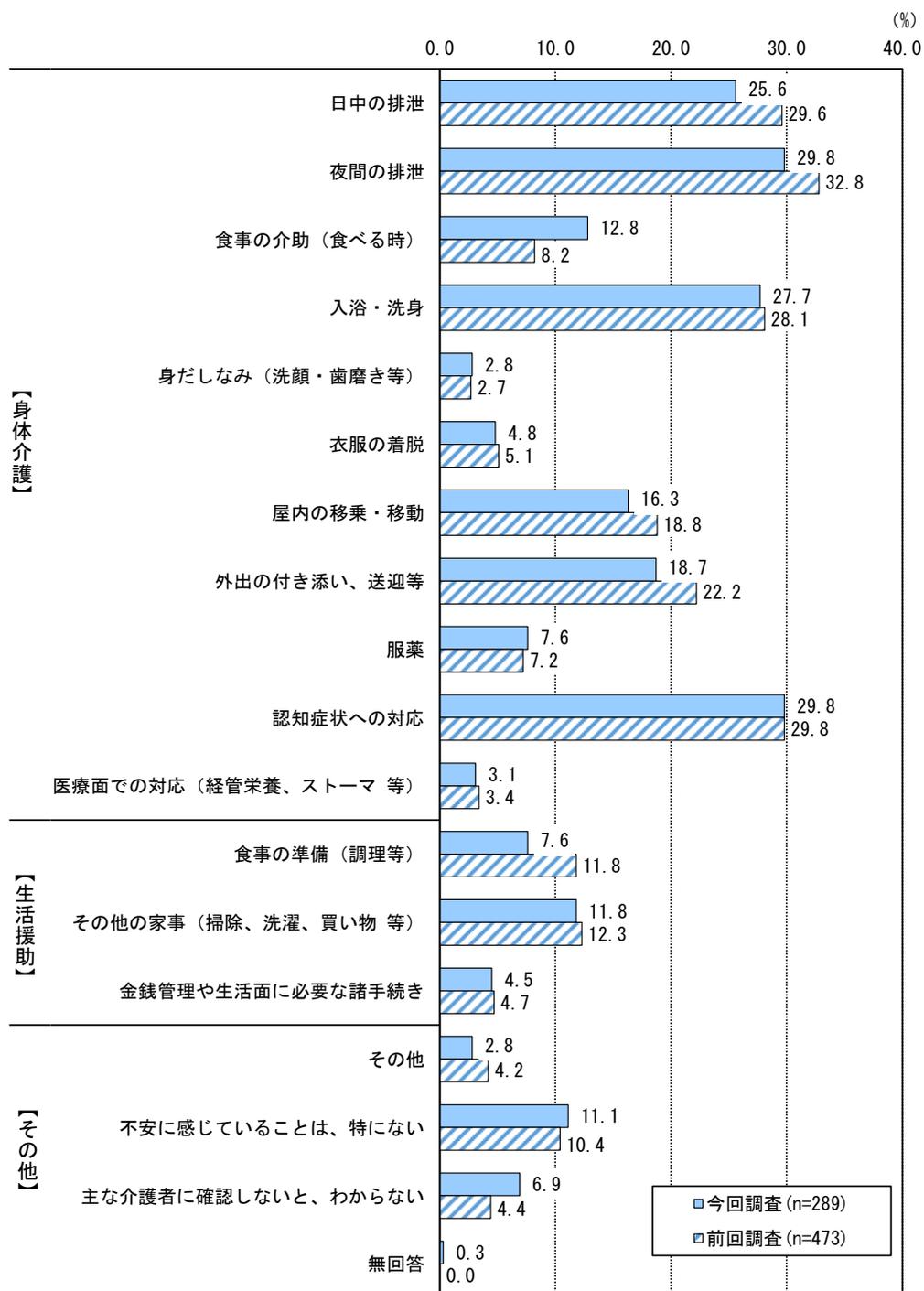


## (2) 介護の状況

### ①現在の生活を続けていくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等

現在の生活を続けていくために主な介護者が不安に感じていることでは、『身体介護』では「夜間の排泄」「認知症状への対応」が29.8%で最も多く、『生活援助』では「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が11.8%で最も多くなっています。

### 【現在の生活を続けていくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等／前回比較】



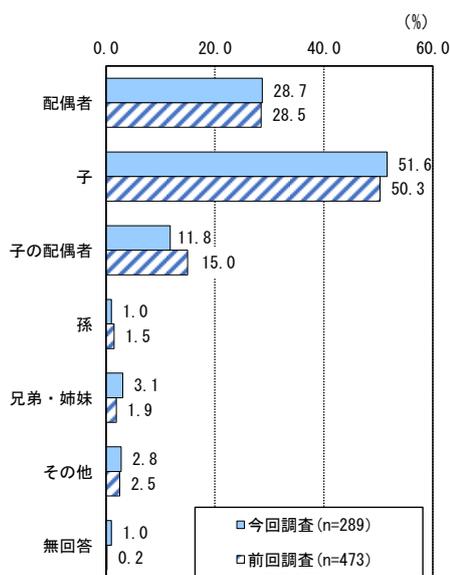
## ②主な介護者／主な介護者の年齢／主な介護者の就労形態

主な介護者では、「子」が51.6%で最も多く、次いで「配偶者」が28.7%、「子の配偶者」が11.8%となっています。

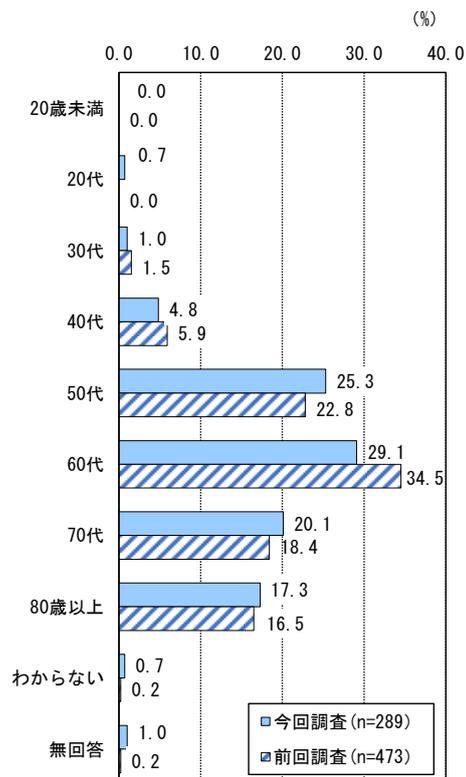
主な介護者の年齢では、「60代」が29.1%で最も多く、次いで「50代」が25.3%、「70代」が20.1%となっています。

主な介護者の就労形態では、「働いていない」が49.8%で最も多く、次いで「フルタイム勤務」が27.0%、「パートタイム勤務」が15.9%となっています。

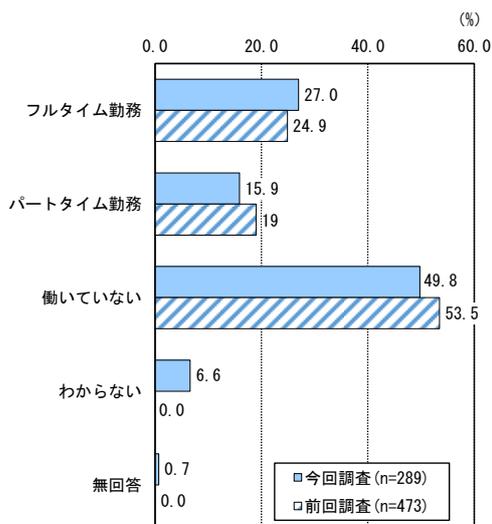
【主な介護者／前回比較】



【主な介護者の年齢／前回比較】



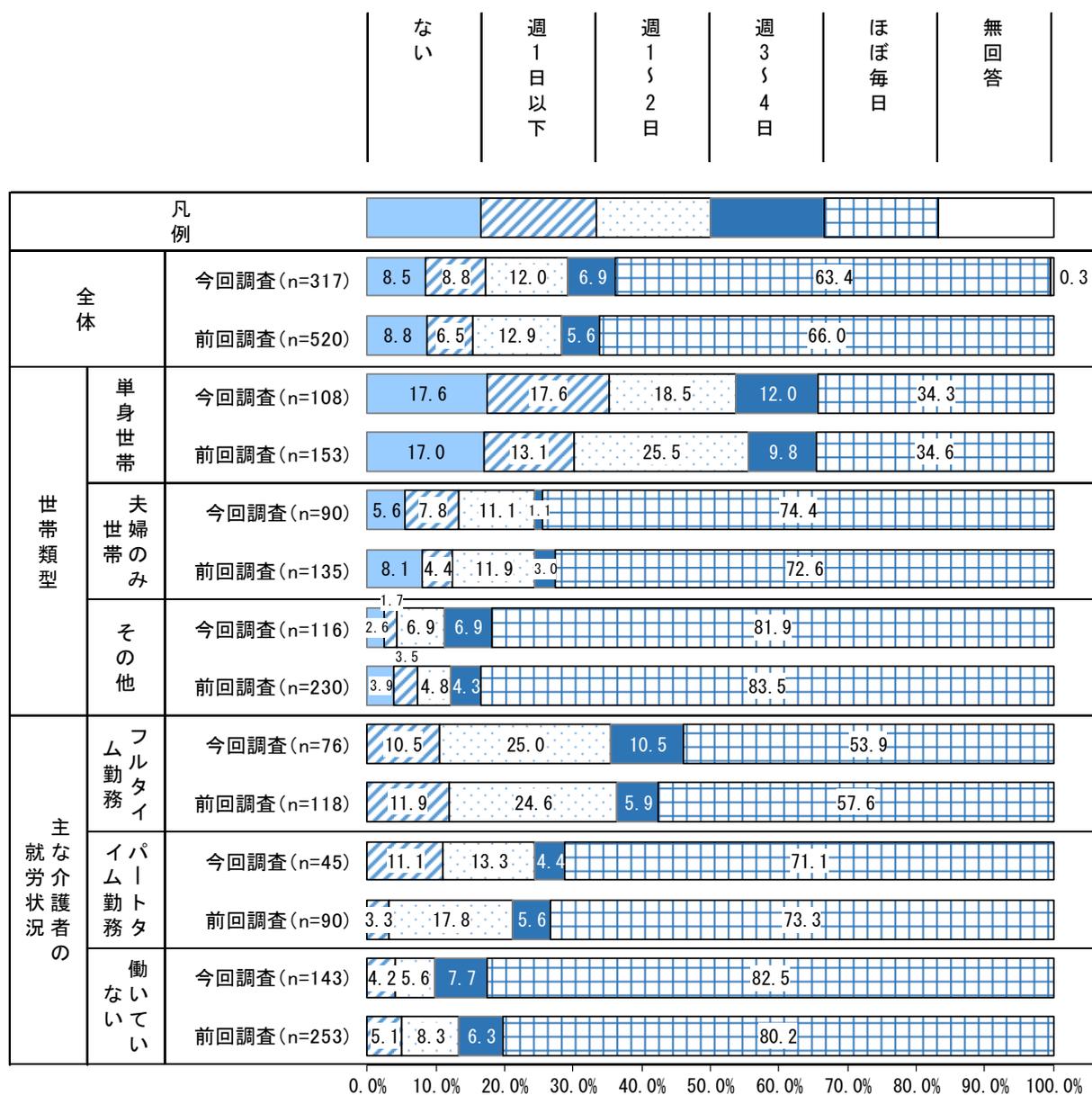
【主な介護者の就労形態／前回比較】



### ③介護の頻度

介護の頻度をみると、いずれの『世帯類型』『主な介護者の就労状況』でも、「ほぼ毎日」が一番多く、主な介護者が就労中でも、半数以上が「ほぼ毎日」介護を行っている状況となっています。

【介護の頻度／前回比較・世帯類型別・主な介護者就労状況別】

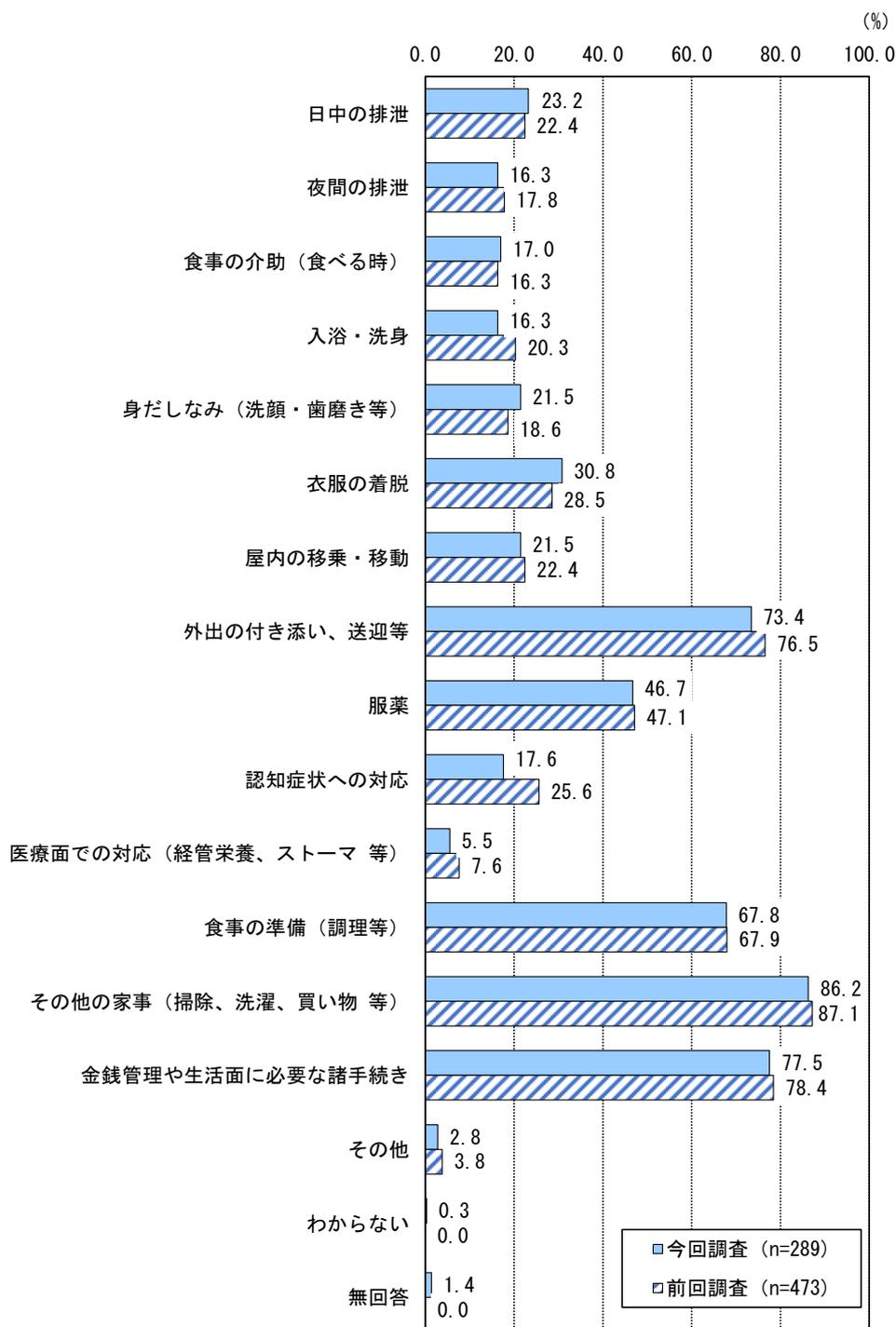


#### ④介護の内容

介護の内容をみると、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物 等）」が 86.2%で最も多く、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が 77.5%、「外出の付き添い、送迎等」が 73.4%となっています。

前回調査と比べると、「日中の排泄」、「食事の介助（食べる時）」、「身だしなみ（洗顔・歯磨き等）」「衣服の着脱」の項目で、今回調査の方が多くなっています。

【介護の内容／前回比較】

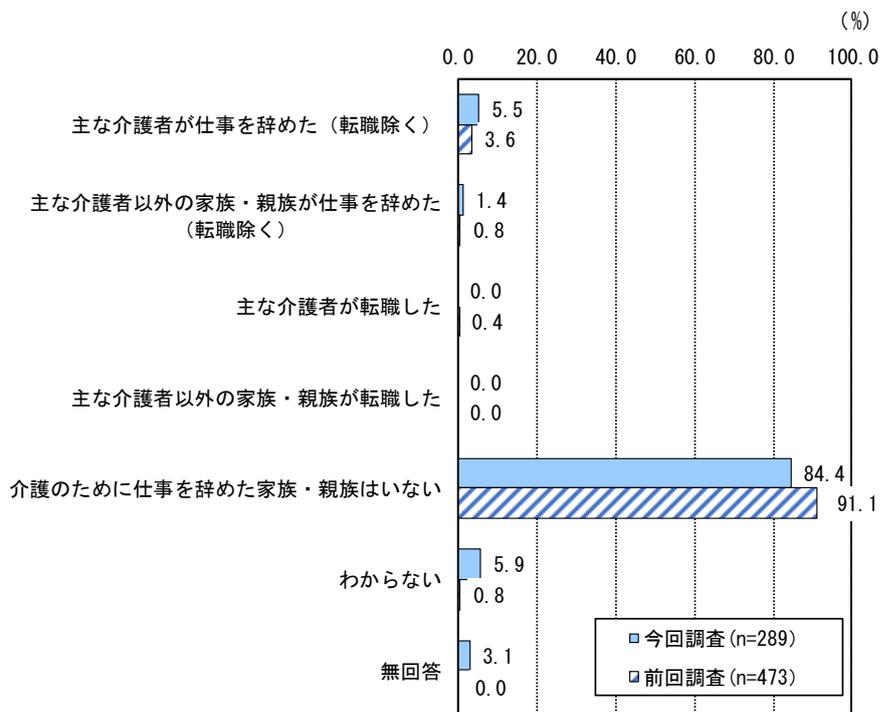


### ⑤介護のための離職の有無／介護者の働き方の調整

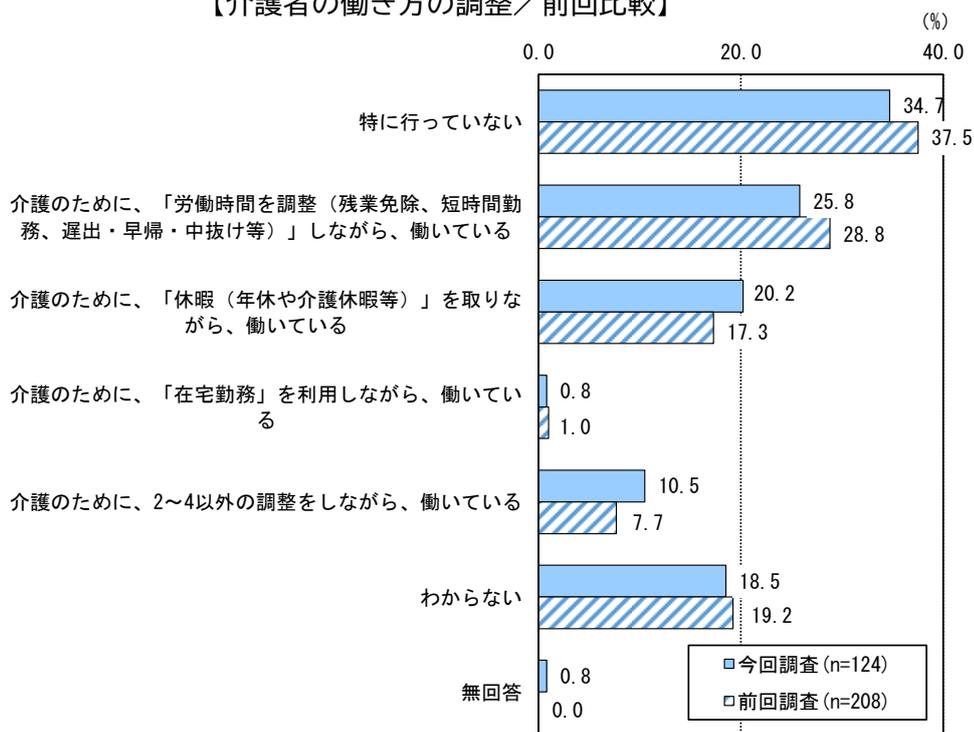
介護のための、主な介護者の離職の有無をみると、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が 5.5%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が 1.4%となっています。

前回調査と比べると、介護の為に『離職した』割合が増加しています。

【介護のための離職の有無／前回比較】



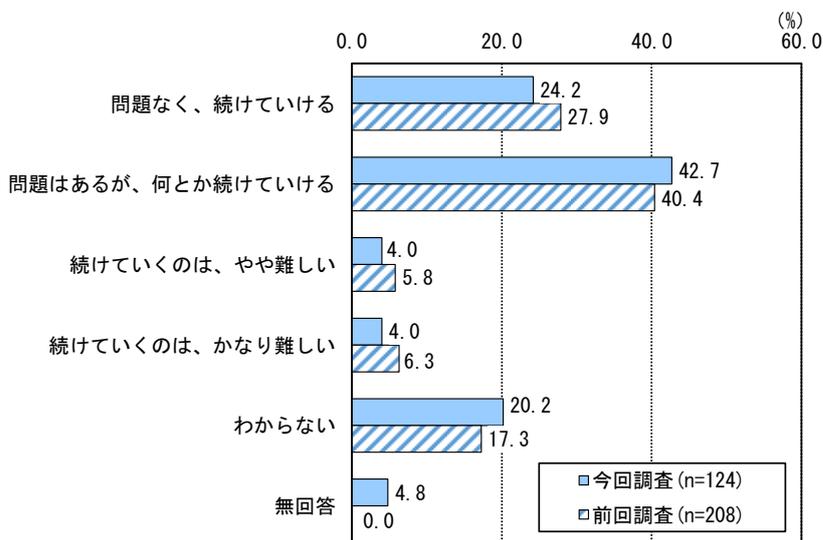
【介護者の働き方の調整／前回比較】



### ⑥介護と仕事の両立

介護者が、介護と仕事を続けていけるかについて、「問題なく、続けていける」が24.2%、「問題はあるが、何とか続けていける」が42.7%、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」が4.0%となっています。

【介護と仕事の両立／前回比較】

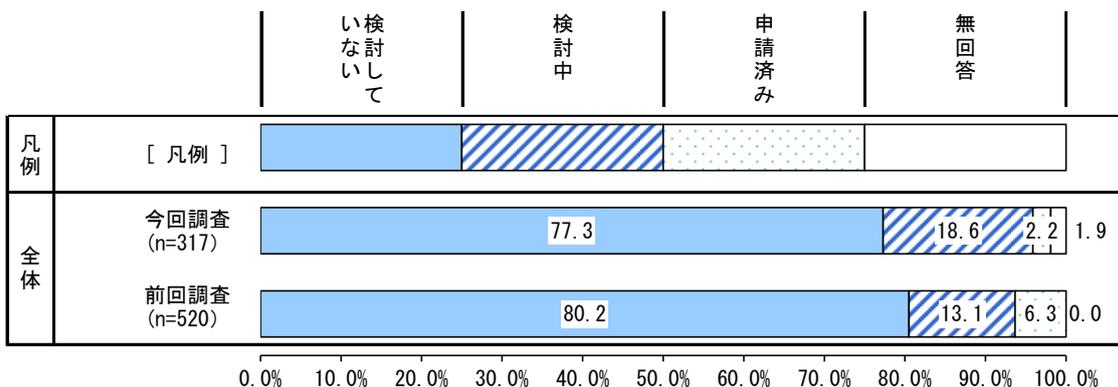


### ⑦施設の検討

施設の検討状況を見ると、「検討していない」が77.3%、検討中が18.6%となっています。

前回調査と比べると、「検討中」が5.5ポイント増加しています。

【施設の検討／前回比較】

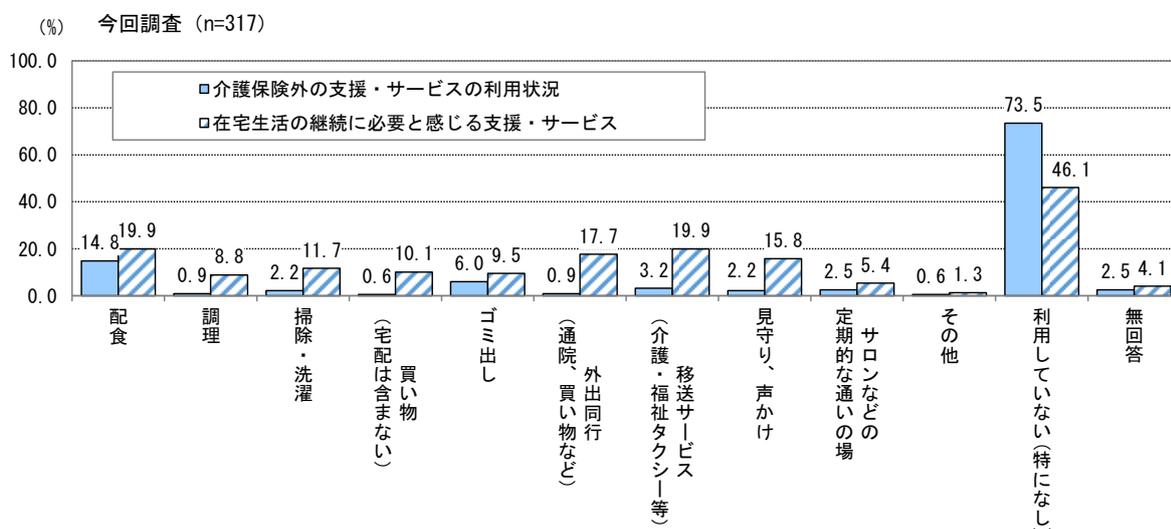


### (3) 介護保険サービス以外の支援・サービスについて

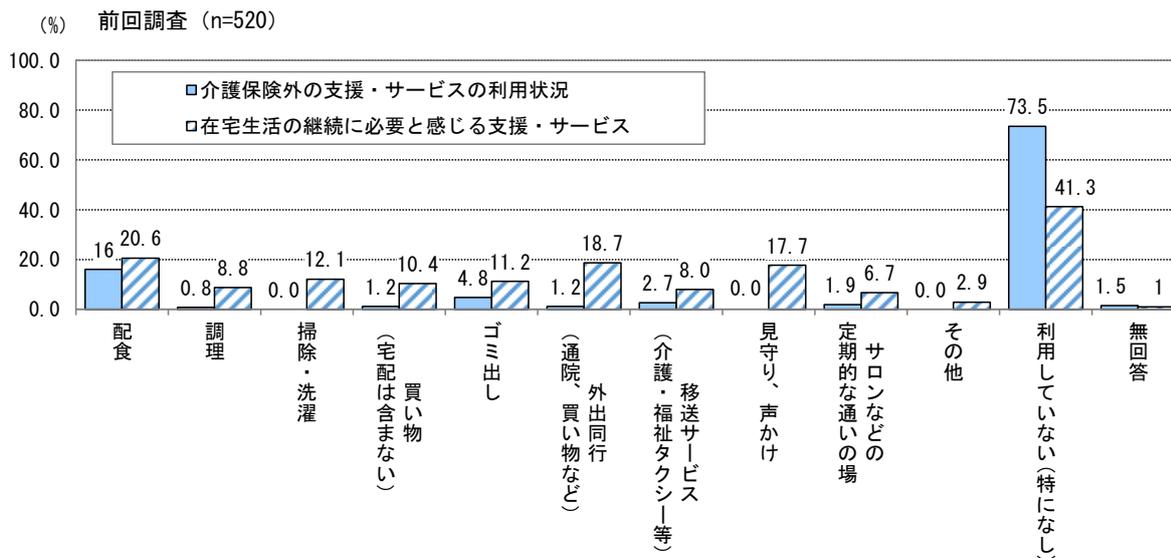
介護保険外のサービス支援の利用状況を見ると、「配食」が14.8%で最も多く、次いで「ゴミ出し」が6.0%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が3.2%となっています。

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスをみると、「配食」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が19.9%で最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が17.7%、「見守り、声かけ」が15.8%となっています。また、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」は、前回調査に比べて10ポイント以上高くなっています。

【介護保険外のサービス支援について／今回調査】



【介護保険外のサービス支援について／前回調査】

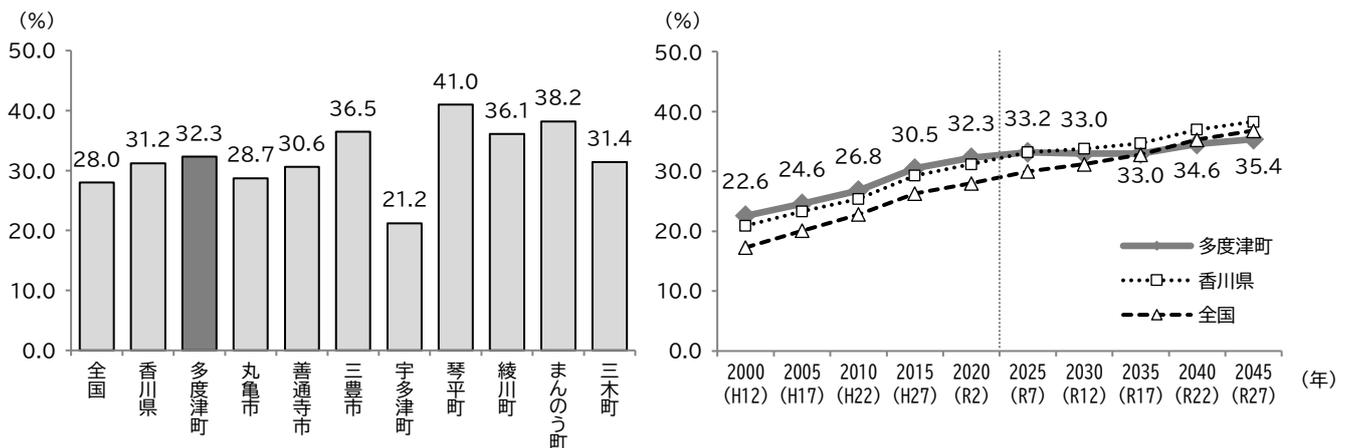


## 第5節 「見える化」システム等を活用した地域分析

### 1. 高齢化率

2020（令和2）年の多度津町の高齢化率は32.3%で、全国平均（28.0%）を大きく上回っています。香川県平均（31.2%）よりやや高く、近隣市町の中では平均的な割合となっています。

【高齢化率（2020（令和2）年）】



（時点）2020（令和2）年

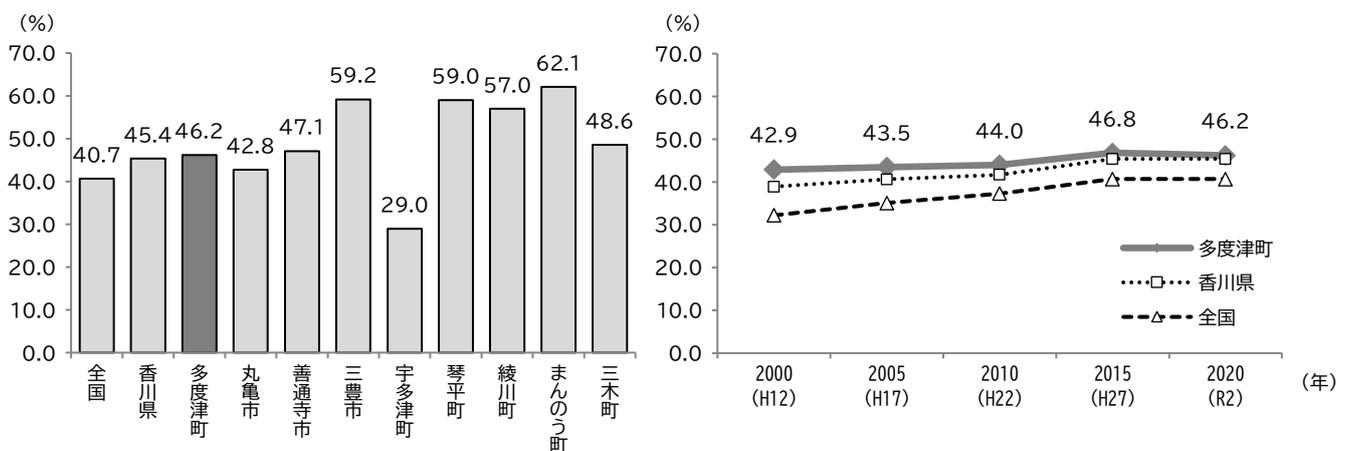
（出典）総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R5.11.30取得)

### 2. 高齢者を含む世帯の割合

2020（令和2）年の多度津町の高齢者を含む世帯の割合は46.2%で、全国平均（40.7%）を上回り、香川県平均（45.4%）と同程度となっています。近隣市町の中では平均的な割合となっています。

【高齢者を含む世帯の割合（2020（令和2）年）】



（時点）2020（令和2）年

（出典）総務省「国勢調査」

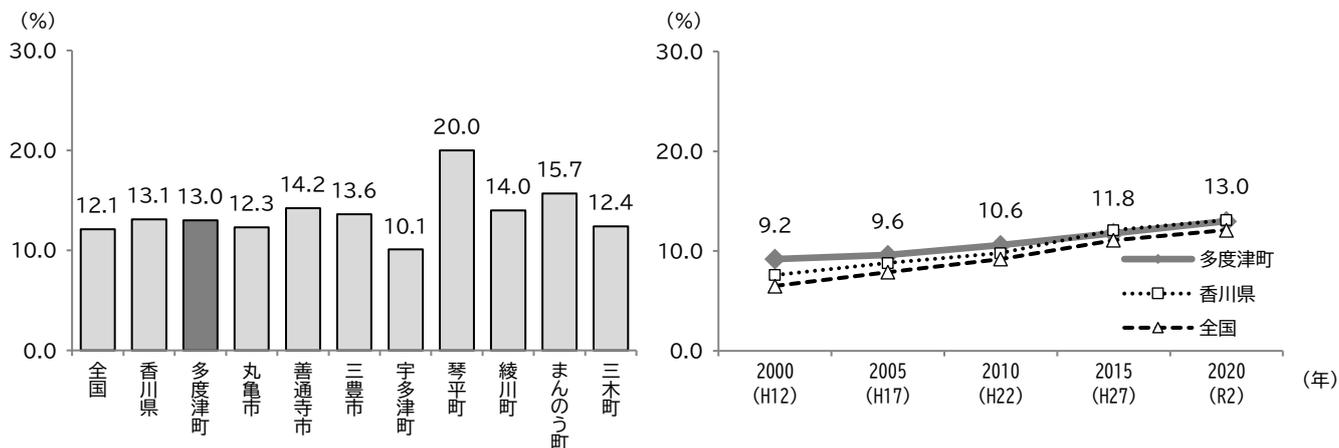
資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R5.11.30取得)

### 3. 高齢独居世帯の割合

2020（令和2）年の多度津町の高齢独居世帯の割合は13.0%で、全国平均（12.1%）より高く、香川県平均（13.1%）と同程度となっています。近隣市町の中では平均的な割合となっています。

高齢独居世帯の割合は、一貫して上昇しています。

【高齢独居世帯の割合（2020（令和2）年）】



（時点）2020（令和2）年  
（出典）総務省「国勢調査」

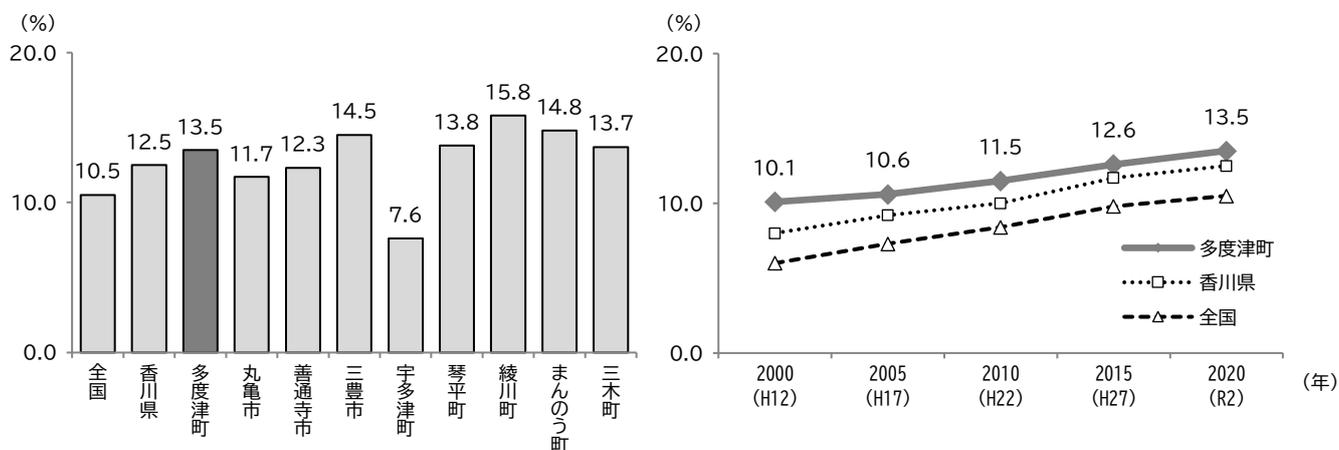
資料出所：地域包括ケア「見える化」システム（R5.11.30取得）

### 4. 高齢夫婦世帯の割合

2020（令和2）年の多度津町の高齢夫婦世帯の割合は13.5%で、全国平均（10.5%）、香川県平均（12.5%）を上回っています。近隣市町の中では平均的な割合となっています。

高齢夫婦世帯の割合は、一貫して上昇しています。

【高齢夫婦世帯の割合（2020（令和2）年）】



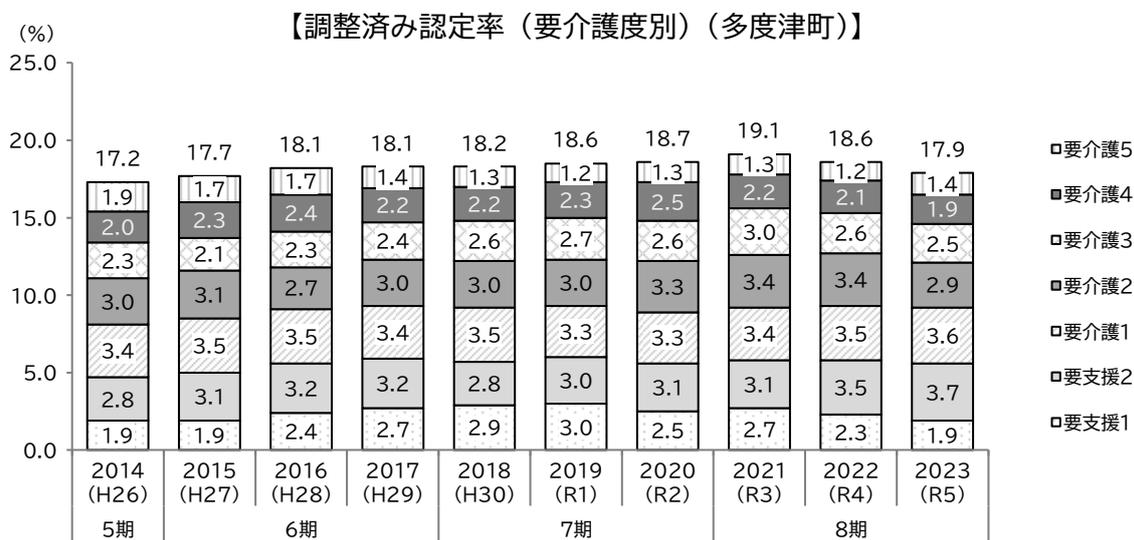
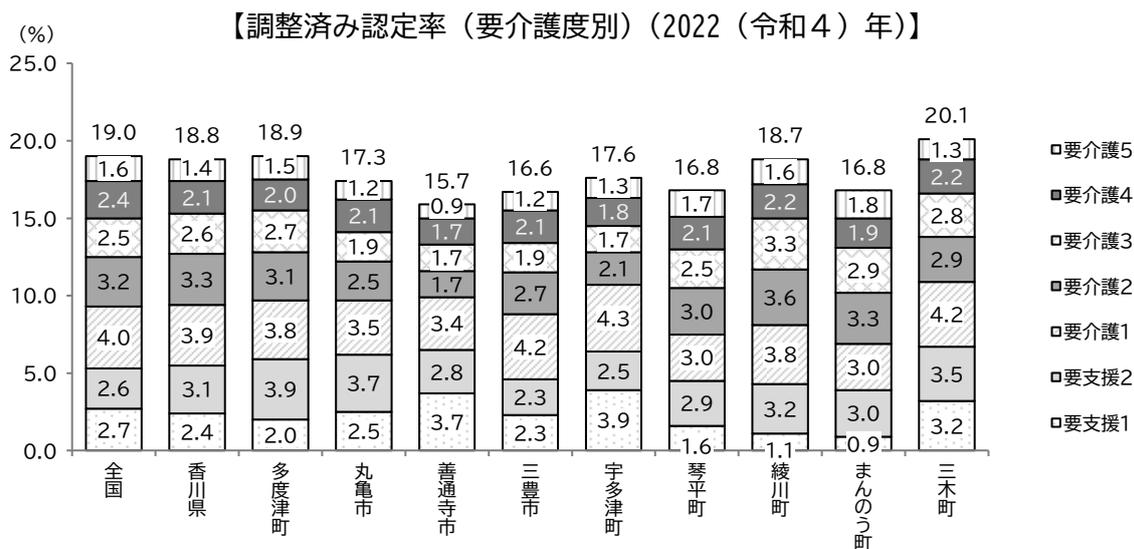
（時点）2020（令和2）年  
（出典）総務省「国勢調査」

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム（R5.11.30取得）

## 5. 調整済み認定率

認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した「調整済み認定率」をみると、多度津町は18.9%で、全国平均(19.0%)と香川県平均(18.8%)とほぼ同じ割合となっています。県内市町の中では三木町に次いで高い割合となっています。

調整済み認定率の推移をみると、全体では毎年上昇した後、2022(令和4)年から低下しています。



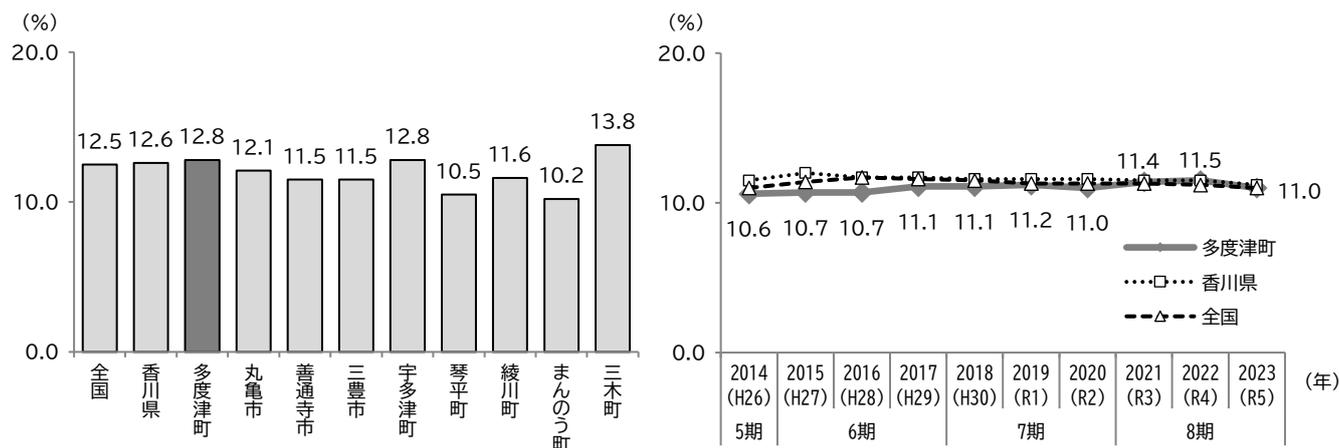
(時点) 2022(令和4)年

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※地域別の調整済み認定率は、標準的な第1号被保険者の性・年齢構成として表示年の全国平均の構成を用いて調整した数字。時系列の調整済み認定率は、標準的な第1号被保険者の性・年齢構成として平成27年1月1日時点の多度津町の構成を用いて調整した数字。

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R5.11.30取得)

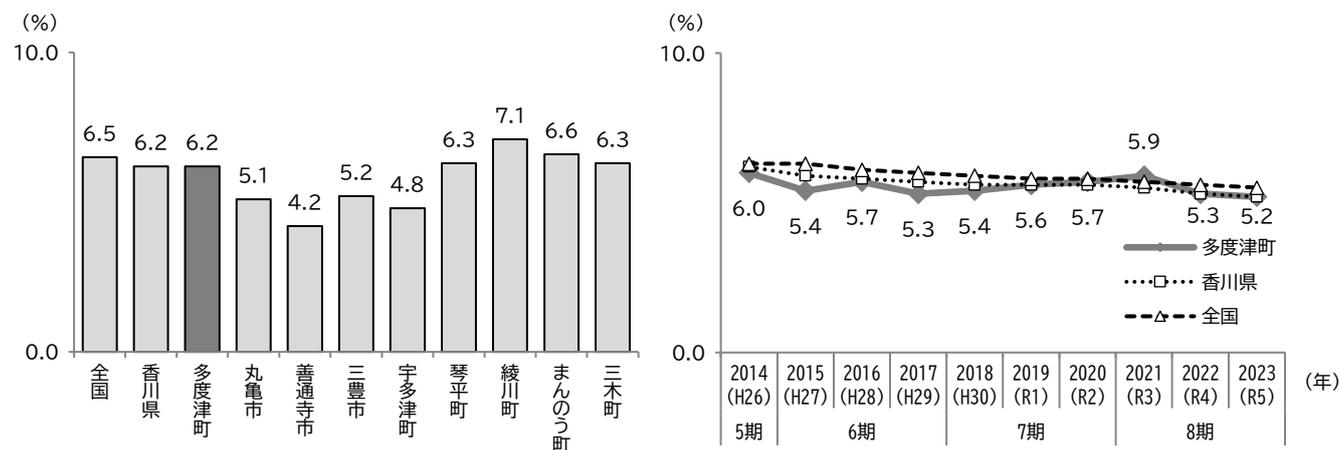
### 【調整済み軽度認定率（2022（令和4）年）】



（時点）2022（令和4）年

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

### 【調整済み重度認定率（2022（令和4）年）】



（時点）2022（令和4）年

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

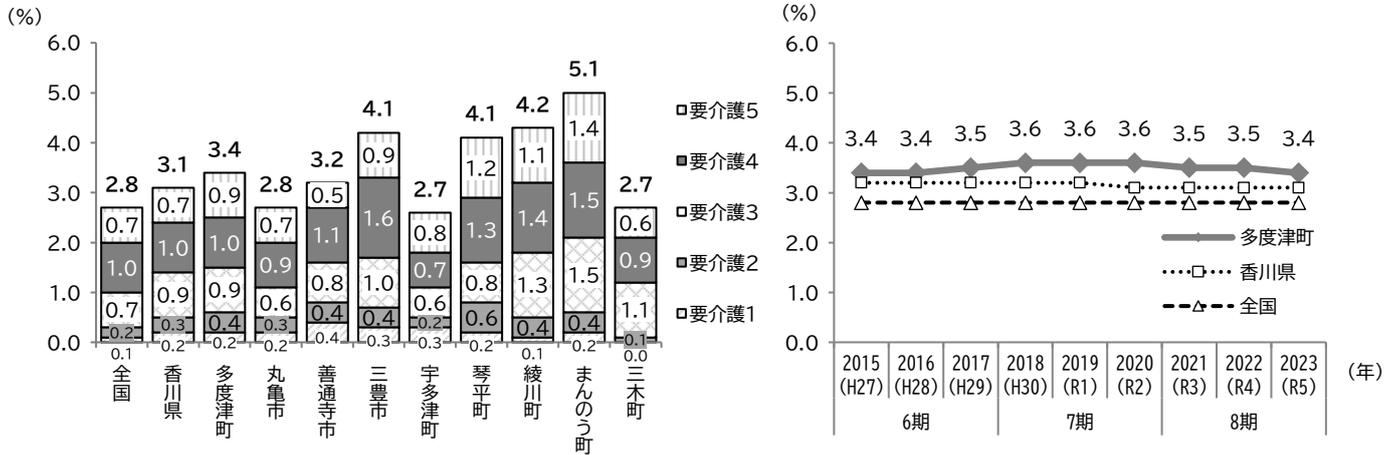
※地域別の調整済み認定率は、標準的な第1号被保険者の性・年齢構成として表示年の全国平均の構成を用いて調整した数字。時系列の調整済み認定率は、標準的な第1号被保険者の性・年齢構成として平成27年1月1日時点の多度津町の構成を用いて調整した数字。

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R5.11.30取得)

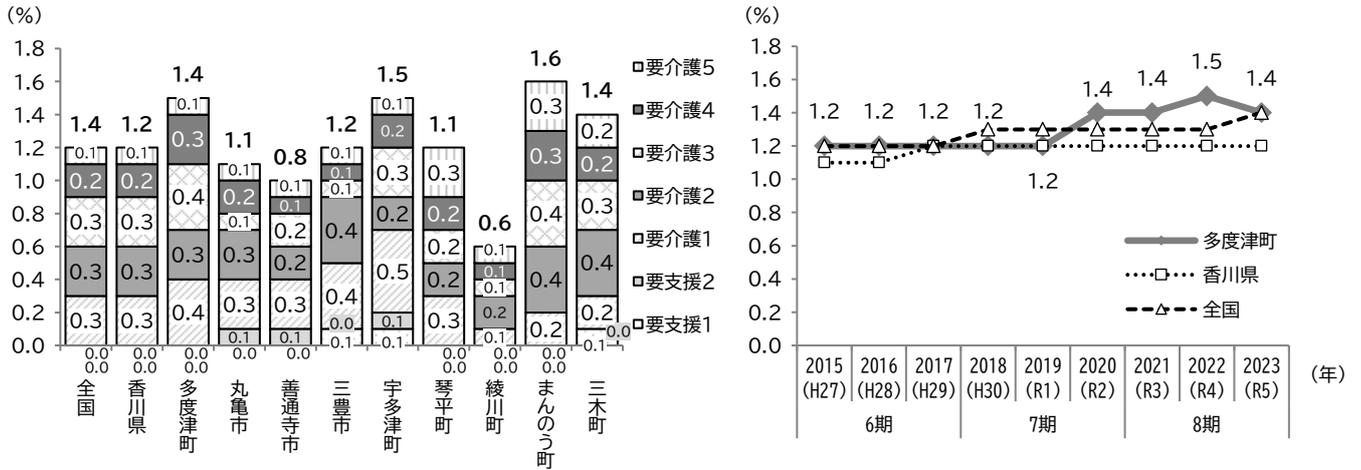
## 6. 受給率（サービス系列別、要介護度別）

2023（令和5）年の多度津町のサービス系列別の受給率は、施設サービス、居住系サービスは、全国平均、香川県平均を上回っていますが、在宅サービスは全国及び香川県平均を下回っています。いずれのサービスも近隣市町の中で中位に位置していません。受給率は、概ね横ばいで推移しています。

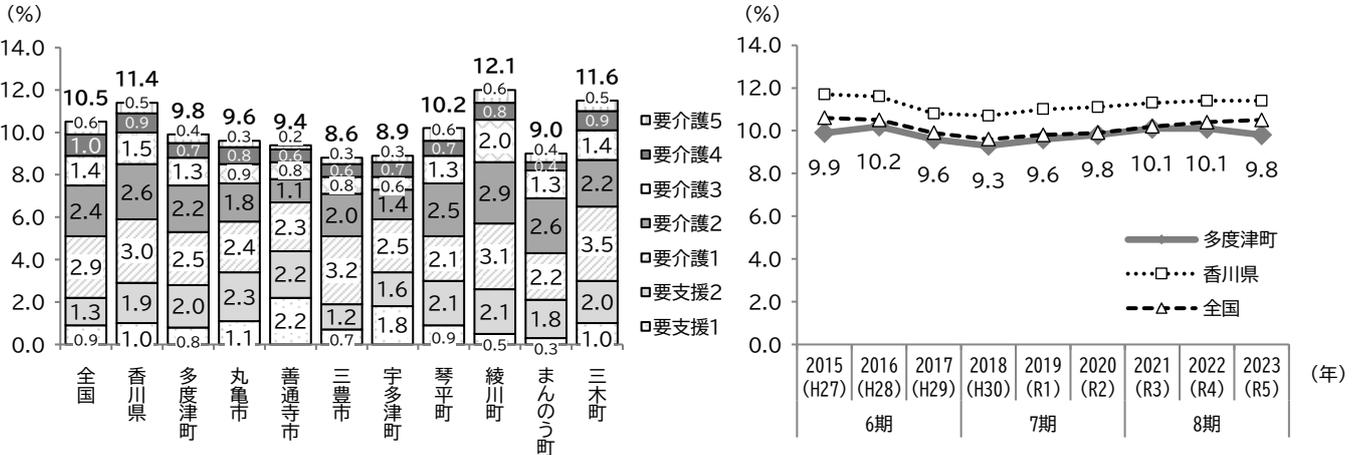
【受給率（施設サービス）（要介護度別）（2023（令和5）年）】



【受給率（居住系サービス）（要介護度別）（2023（令和5）年）】



【受給率（在宅サービス）（要介護度別）（2023（令和5）年）】



（時点）2023（令和5）年

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3, 4, 5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

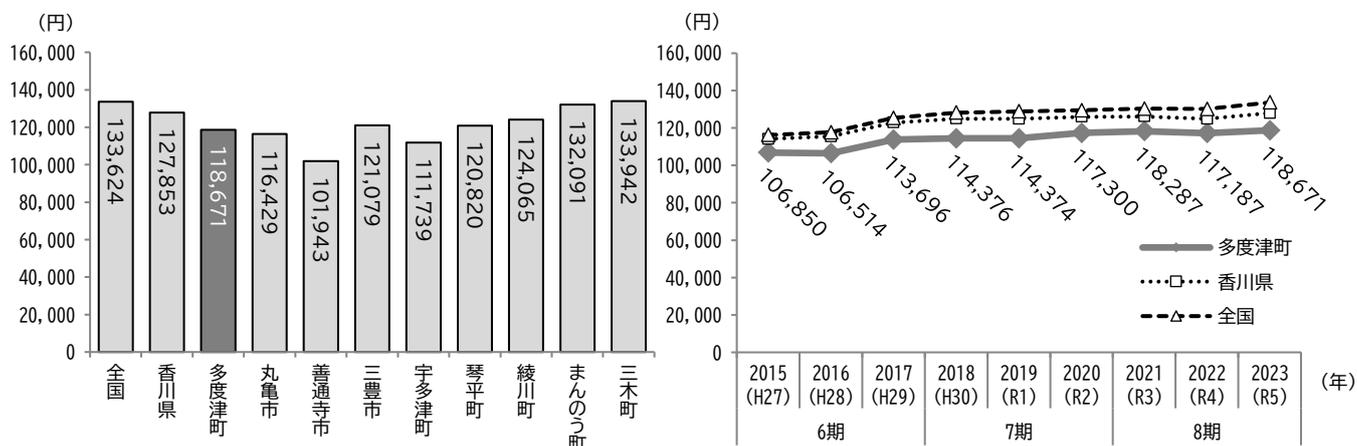
資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R5.11.30取得)

## 7. 給付月額

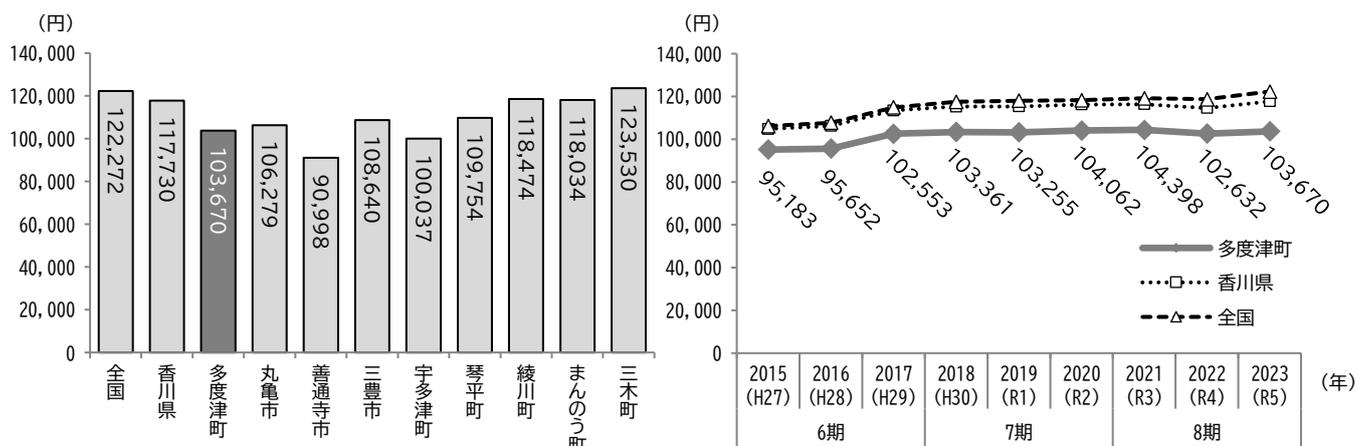
多度津町の受給者1人あたり給付月額は、全国平均及び香川県平均と比べて低くなっています。

給付月額の推移は、6期から8期にかけて緩やかに上昇しています。

【受給者1人あたり給付月額（在宅及び居住系サービス）（2023（令和5）年）】



【受給者1人あたり給付月額（在宅サービス）（2023（令和5）年）】



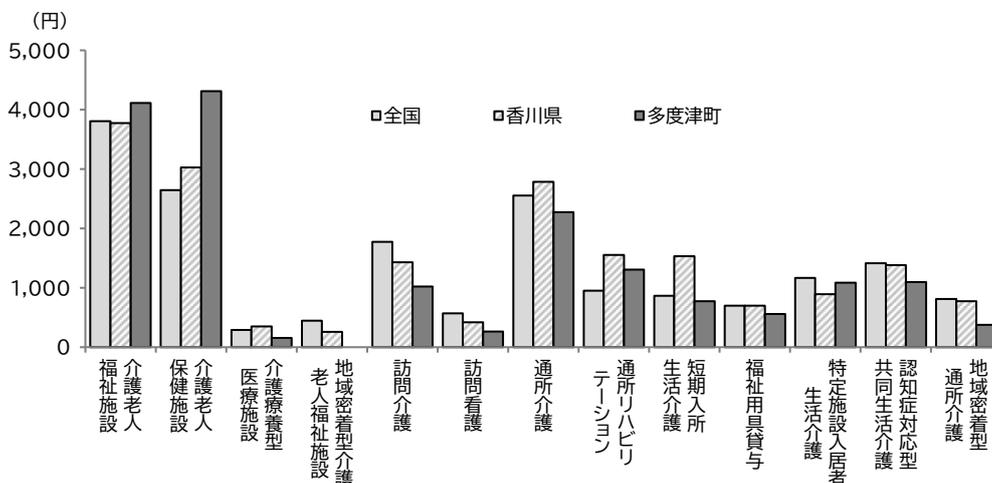
（時点）2023（令和5）年

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3, 4, 5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R5.11.30取得)

調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス種類別）は、全国平均及び香川県平均と比べて介護老人福祉施設、介護老人保健施設の給付月額が高くなっています。訪問介護は、全国、香川県を下回っています。施設依存度が高い傾向です。

【調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス種類別）（2020（令和2）年）】

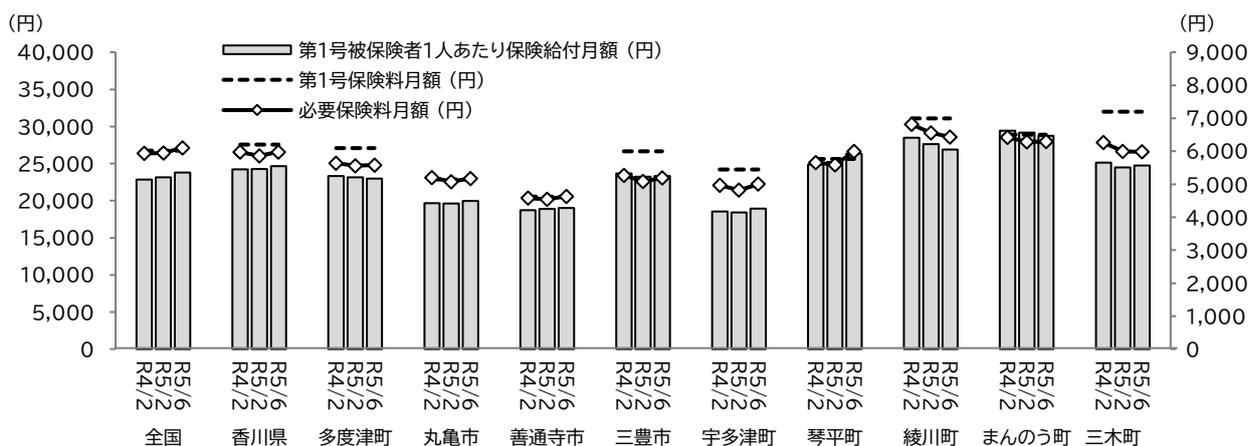


(時点) 2020（令和2）年  
 (出典) 「介護保険総合データベース」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」  
 本指標は比較的用户の多い介護サービスの集計を行っております。

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R5.11.30取得)

第1号被保険者1人あたり保険給付月額は、全国平均とほぼ同様に推移しており、必要保険料月額は第1号保険料月額を各年とも下回っています。

【第1号被保険者1人あたり保険給付月額・第1号保険料月額・必要保険料月額】



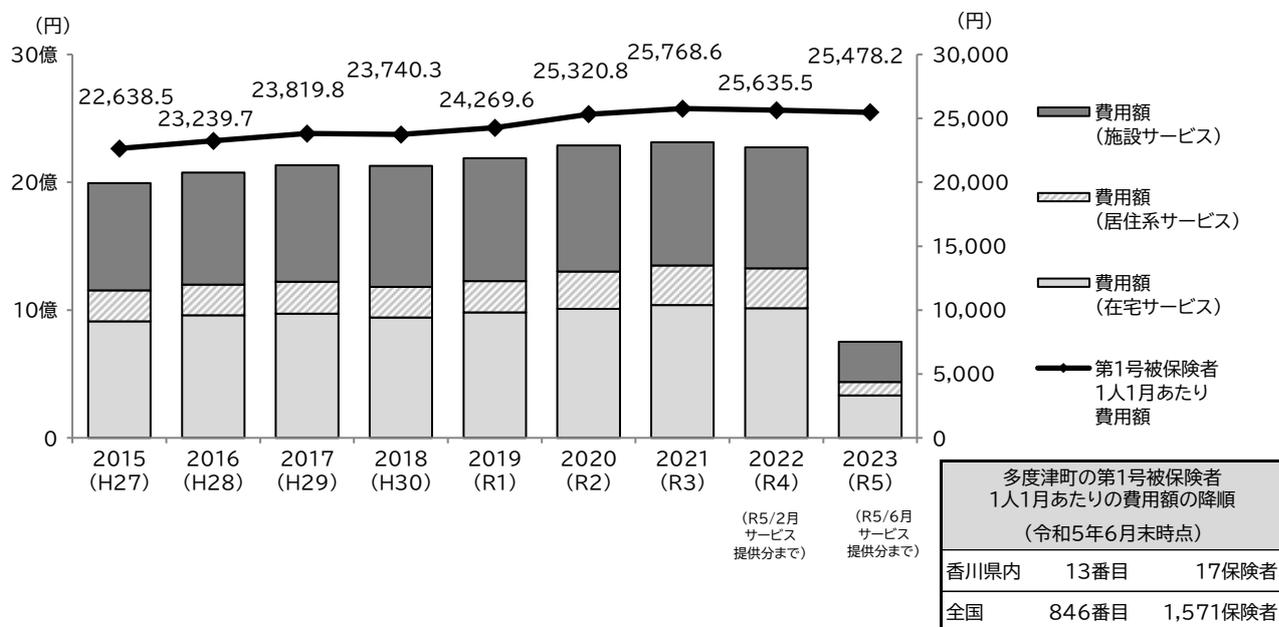
(時点) 2021（令和3）年、2022（令和4）年、2023（令和5）年、  
 (出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3, 4, 5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）及び介護保険事業計画報告値 Hxx/M と表示されている年度は、M月サービス提供分までの数値を用いて、当該年度の指標値を算出しています。

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R5.11.30取得)

## 8. 介護費用額の推移

第1号被保険者1人1月あたりの費用額は2015（平成27）年に一旦低下しましたが、その後は上昇傾向が続いています。サービスの種類による内訳は、在宅サービスに次いで施設サービスが多くなっています。

【多度津町の介護費用額の推移】



(出典)【費用額】平成27年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、令和5年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補足給付は費用額に含まれていない）

【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告（月報）」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

資料出所：地域包括ケア「見える化」システム(R5.11.30取得)

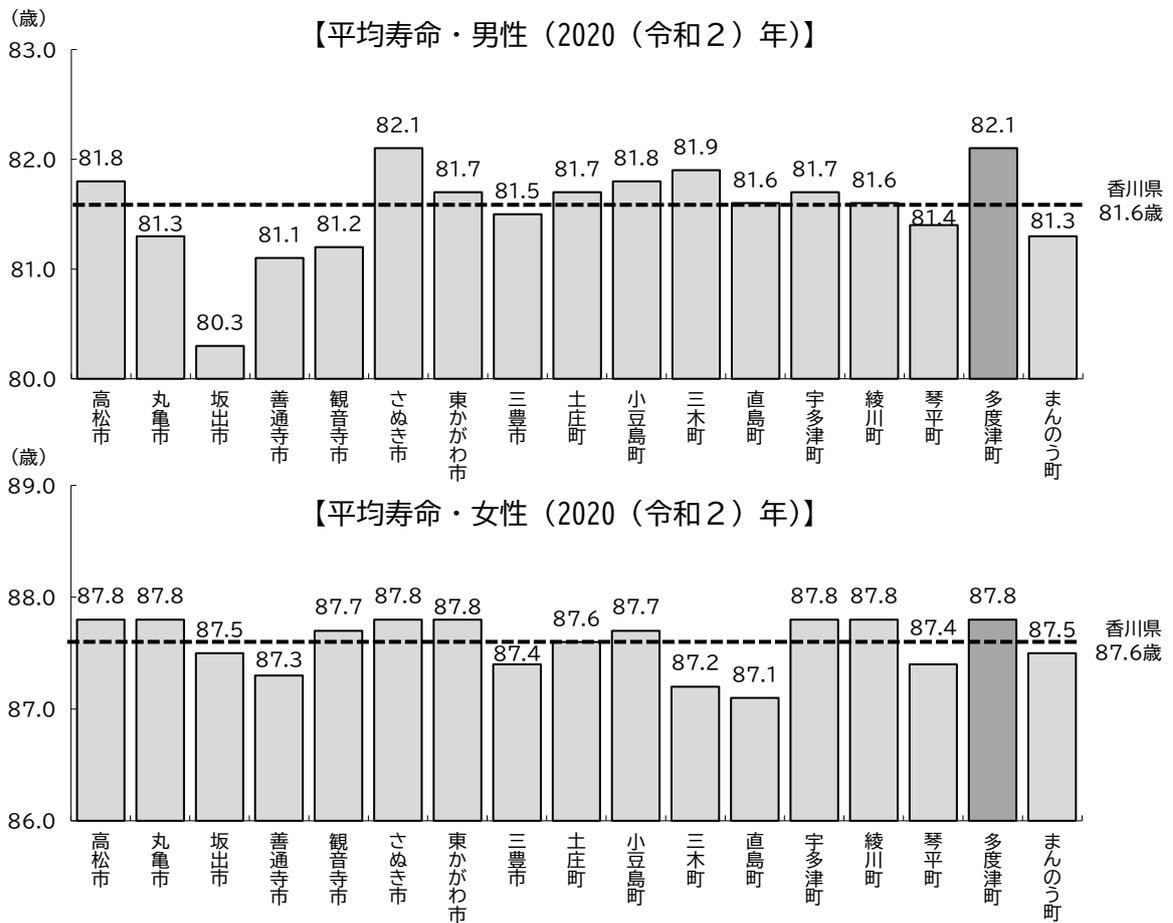
## 9. 介護保険料基準額の推移

多度津町の保険料基準額は、第6期まで全国平均、香川県平均を下回っていましたが、第7期で全国平均を上回りました。

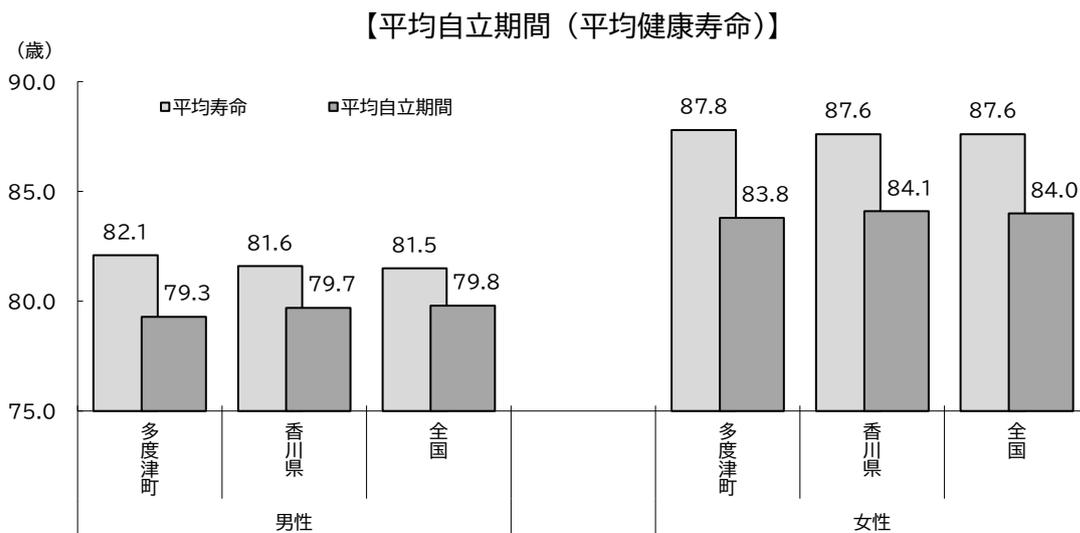
単位(円)	全国	香川県	多度津町	丸亀市	善通寺市	三豊市	宇多津町	琴平町	綾川町	まんのう町	三木町
第6期	5,405	5,452	5,400	5,000	4,625	5,400	5,300	5,764	6,300	5,600	6,100
第7期	5,784	6,164	5,850	5,150	4,625	6,000	5,450	5,764	7,200	6,000	7,500
第8期	6,014	6,204	6,100	5,150	4,625	6,000	5,450	5,764	7,000	6,500	7,200

## 10. 平均寿命・平均自立期間

多度津町の平均寿命は、男女とも香川県内で最も高くなっています。平均自立期間（平均健康寿命）は、全国、県平均よりも男女ともやや低くなっています。



資料出所：2020（令和2）年市区町村別生命表



平均自立期間：介護受給者台帳における「要介護2以上」を「不健康」と定義し、平均余命からこの不健康期間を除いたもの

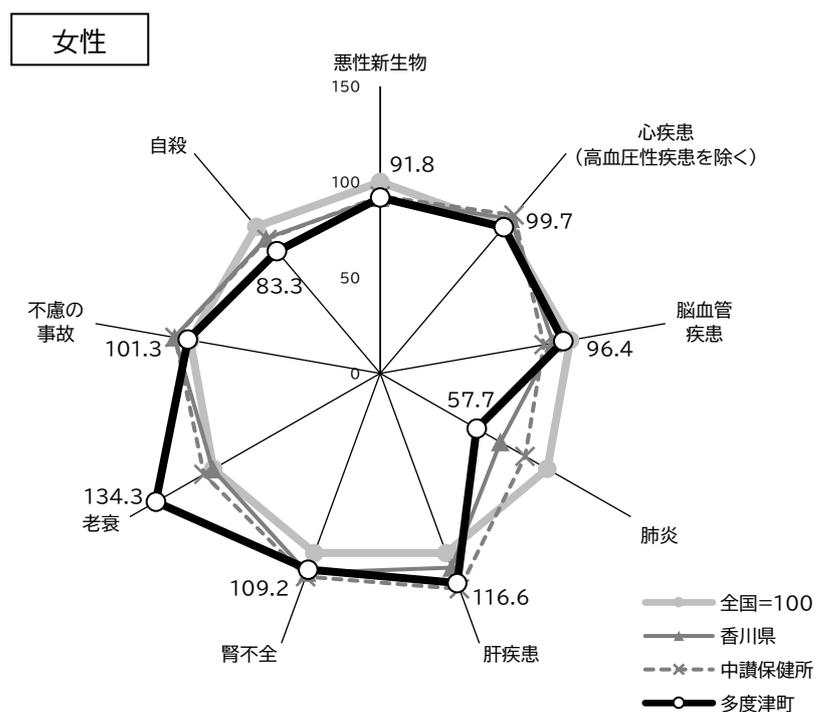
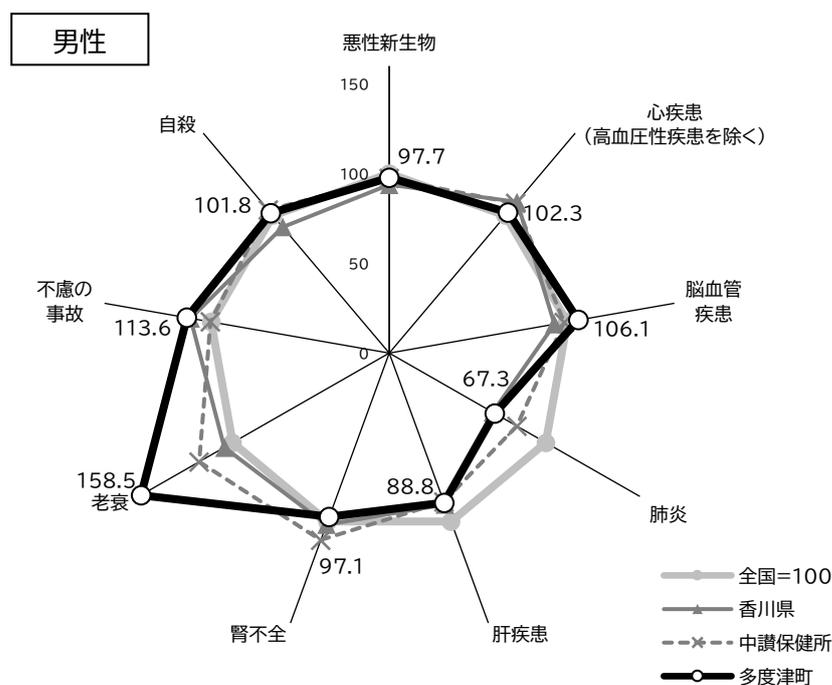
資料出所：（平均寿命）2020（令和2）年市区町村別生命表

（平均自立期間）国民健康保険中央会 国保データベース（KDB）システム「地域の全体像の把握」

## 11. 主要死因別標準化死亡率（2013（平成25）年～2017（平成29）年）

男女とも「老衰」の標準化死亡率が全国と比べて高く、「肺炎」が低い傾向にあります。

【主要死因別標準化死亡率】



資料出所：人口動態保健所・市町村別統計（平成25年～平成29年）

## 12. 認知症サポーターの養成

認知症サポーター、認知症キャラバン・メイト、サポーターの養成状況は、メイト数、サポーター数とも年々増加しています。2022（令和4）年度末にサポーター数は2,085人（総人口比9.3%）となっています。

多度津町	2020 (令和2) 年3月	2021 (令和3) 年3月	2022 (令和4) 年3月	2023 (令和5) 年3月
総人口	23,444	23,405	23,056	22,392
65歳以上人口	7,358	7,361	7,399	7,381
高齢化率	31.4%	31.5%	32.1%	33.0%
サポーター講座開催回数	53	57	63	69
メイト数(※1)	42	42	44	44
活動メイト数	24	27	29	29
非活動メイト数	18	15	15	15
サポーター数(※2)	1,632	1,680	1,808	2,085
総人口に占める割合 (サポーター)	7.0%	7.2%	7.8%	9.3%
メイト+サポーター数(※1+※2)	1,674	1,722	1,852	2,129
総人口に占める割合 (メイト+サポーター)	7.1%	7.4%	8.0%	9.5%
メイト+サポーター1人あたり 担当高齢者人口	4.4	4.3	4.0	3.5
総人口10,000人あたりの講座開催回数	22.6	24.4	27.3	30.8

## 第3章 計画の基本的考え方

### 第1節 将来像

本町では、2006（平成 18）年度に策定した「第4次多度津町高齢者保健福祉計画・第3次多度津町介護保険事業計画」において、将来像として『笑顔がいいね、心豊かにささえあう住みよいまち 多度津』のもと、従来の取組であった要介護者に対する支援や仕組みづくりにも加えて、介護予防に重点をおいた取組や、地域で高齢者を支えるためのネットワークづくりに力を注いできました。

すべての高齢者が「笑顔」で「心豊か」な生活を送ることができるよう、各種施策を展開するとともに、まち全体で「ささえあう」ことの必要性を住民が感じ、実行できる体制づくりは、「地域包括ケアシステムの深化・推進」並びに「地域共生社会の実現」にもつながります。そのため、引き続き将来像を踏襲し、1人でも多くの住民が『笑顔がいいね、心豊かにささえあう住みよいまち 多度津』を実感できる取組を進めていきます。

#### 将来像

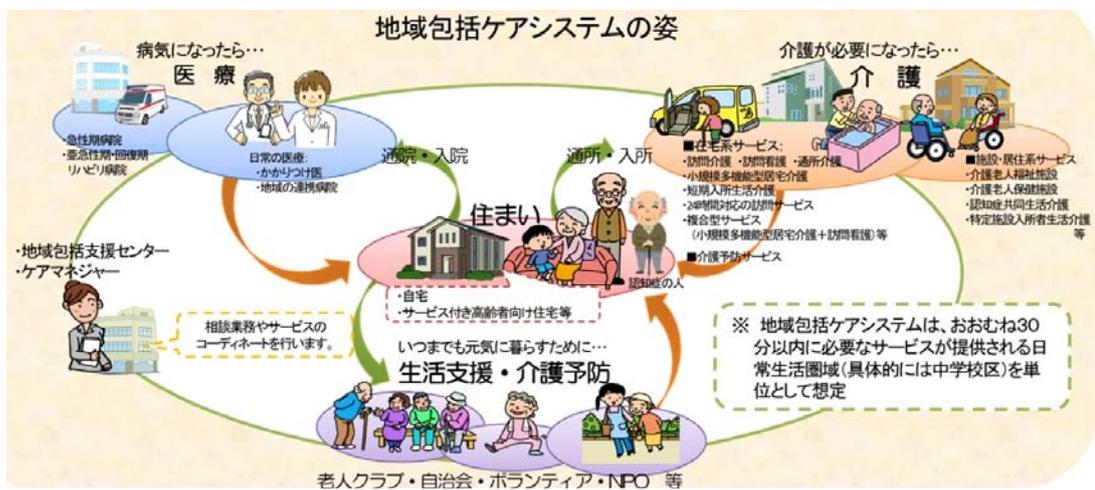
笑顔がいいね、心豊かにささえあう住みよいまち 多度津



## ■地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて■

本計画期間中には、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を迎え、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を行うことで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進が一層求められます。加えて、2025（令和7）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保はこれまで以上に大きな課題となります。

地域包括ケアシステムとは、下図のように、「介護」、「医療」、「予防」の専門的なサービスと「住まい」や「生活支援・福祉サービス」が相互に連携しながら在宅の生活を支えているという状態です。本計画では、これまでの取組を加速化して、介護保険制度の安定的・持続的な運営とともに生活面での住民相互のささえあいの仕組みを推進し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。



### 多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援



### バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

➡ 民間とも協働して支援体制を構築

## ■地域共生社会の実現に向けて■

高齢者だけでなく、障害者や子ども、生活困窮者なども含めた地域におけるささえあいの仕組みである「地域共生社会」の実現を目指します。

### ①地域課題の解決力の強化

身近な地域において、住民同士が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち支え合う取組により、住民の誰もが、様々な困難を抱えた場合でも、孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現していきます。

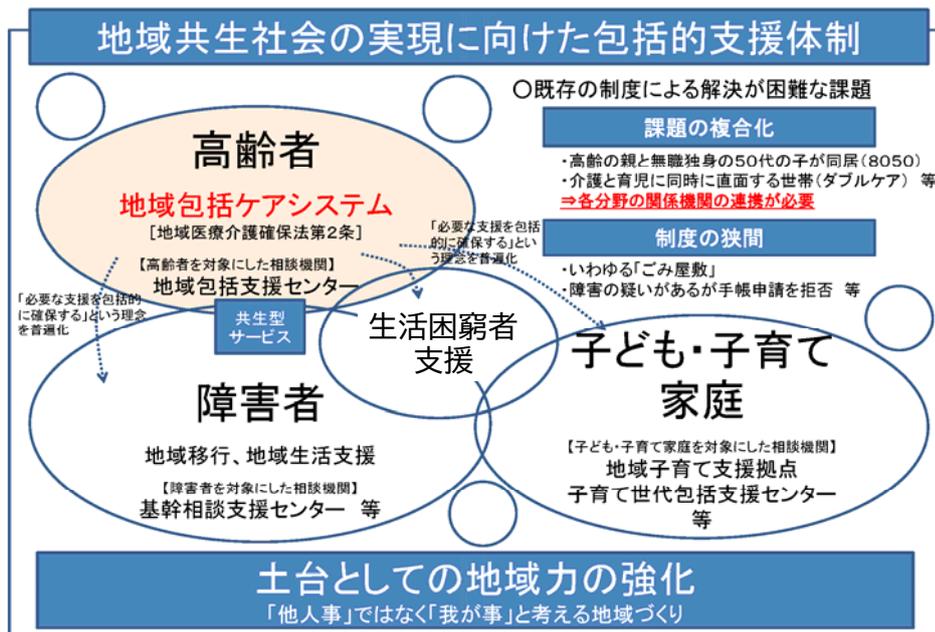


### ②地域丸ごとのつながりの強化

地域社会が抱える課題を、多様な人々の就労や社会参加の機会ととらえて、異なる領域がつながり、資源の有効活用や地域の活性化を実現するという「循環」を生み出していくことで、人々の暮らしと地域社会の双方を支えていきます。

### ③地域を基盤とする包括的支援の強化

誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域住民によるささえあいと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していきます。



## 第2節 基本目標

将来像である『笑顔がいいね、心豊かにささえあう住みよいまち 多度津』を実現するために、5つの基本目標を設定します。

### **基本目標1 健康で健やかに暮らせるまち**

生活習慣病等の予防に向けて望ましい生活習慣を身につける（一次予防）とともに、疾病を早期発見し重症化を予防する（二次予防）ことを目的に、各種検診・健診の実施や健康相談等により町民の健康づくりをサポートし、健康についての意識・関心を高め、様々な機会を活用して自主的な健康管理を促すとともに、個人や団体が健康づくり活動に取り組みやすい環境を進めます。

また、加齢に伴う筋力低下や身体機能の衰えに、少しでも歯止めをかけて、要支援・要介護状態にならないよう、介護予防事業に取り組みます。

### **基本目標2 住み慣れた地域で暮らし続けることができるまち**

日常生活において支援を必要とする方が、高齢になっても住み慣れた地域で、その人なりの自立した生活を継続して送るために、高齢者一人ひとりの生活状況や身体状況を踏まえ、さらにはその変化に応じた各種福祉サービスによる生活支援とともに看取りも念頭においた在宅医療・介護連携の取組を推進します。

### **基本目標3 高齢者がいきいきと活動できるまち**

高齢期をいきいきと過ごすために、高齢者が社会的な役割を担ったり、生きがいや自己実現につながるよう、生きがい活動や交流活動、仕事などに、持てる力を十分発揮して、地域共生社会の支え手にもなれるような環境づくりを進めます。

### **基本目標4 要介護や認知症になっても自分らしく暮らせるまち**

要支援・要介護者の状態や家庭環境を的確に把握し、本人の残存能力を維持して生活の質（QOL）を高める視点に立った適切なケアプランに基づいて、必要とする人に必要なサービスを提供することで、介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、住民の一人ひとりが認知症に対する正しい知識を持ち、当事者、その家族、地域の支援者がつながって、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、普及啓発やチームオレンジの設置、「通いの場」の拡充等の認知症施策推進大綱に沿った取組を推進します。

## 基本目標5 みんなでささえあい、安心して暮らせるまち

将来像にもキーワードとして含まれている「ささえあい」は、これからの超高齢化社会における大きなテーマの一つであり、課題でもあります。

地域包括ケアシステムの深化を目指した各種サービスの充実と連携に努めるとともに、行政や事業所によるサービスでケアしきれない部分について、地域住民同士のつながりによる相互支援が重要となります。

地域のあらゆる住民が役割を持ち、互いに支え、支えられながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

## 第3節 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、本町では町全域を日常生活圏域と設定します。

## 第4節 事業体系

介護給付	(要介護1～5)	居宅サービス	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修・特定施設入居者生活介護・居宅介護支援			
		施設サービス	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院			
		地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設・入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設・入所者生活介護・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)・地域密着型通所介護			
	予防給付	(要支援1・2)	介護予防居宅サービス	介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売・介護予防住宅改修・介護予防特定施設入居者生活介護・介護予防支援		
			介護予防地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型共同生活介護		
	介護保険制度事業	地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス	訪問介護	従来の介護予防訪問介護
					訪問型サービスA	基準緩和型サービス
					訪問型サービスB	住民主体による支援
					訪問型サービスC	短期集中予防サービス
					訪問型サービスD	移動支援
通所型サービス				通所介護	従来の介護予防通所介護	
				通所型サービスA	基準緩和型サービス	
				通所型サービスB	住民主体による支援	
生活支援事業				通所型サービスC	短期集中予防サービス	
				生活支援事業	見守り、その他自立支援に資する生活支援	
		介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメント			
		一般介護予防事業	介護予防把握	基本チェックリストによる把握		
			介護予防普及啓発	介護予防教室、体操講座		
地域介護予防活動支援			介護予防サポーター養成、高齢者通いの場事業			
一般介護予防事業評価			一次予防・二次予防事業評価			
包括的支援事業		地域リハ活動支援	リハ職を派遣した教室			
		地域包括支援センターの運営	総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、地域ケア会議			
		在宅医療・介護連携の推進	PDCAサイクルに沿った取組			
		認知症施策の推進	認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症サポーター養成講座、認知症予防教室、おもいやり SOS ネットワーク、認知症カフェ			
任意事業		生活支援サービスの体制整備	生活支援コーディネーター、協議体の運営			
	介護給付費適正化事業	介護給付実績通知書の送付等				
	家族介護支援事業	介護教室、介護者交流事業、家族介護用品支給事業				
高齢者福祉と生きがいつくりの推進	その他の事業	成年後見制度利用支援事業、住宅改修支援事業				
	生活支援サービス、食の自立支援、日常生活用具給付及び貸与、緊急通報装置貸与、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス、老人クラブ、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、ボランティア活動、シルバー人材センター					
	見守り活動、災害時要援護者支援、生活支援ハウス、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)					
安心のまちづくり	壮年期の疾病予防、健康づくりの啓発、健康づくり推進組織の育成、健康づくり拠点の活用					
疾病予防と健康づくり						

## 第5節 国の基本指針

本計画では、国が示す基本指針を勘案して、事業を展開します。

(令和6年4月1日から適用)

### 第9期計画において記載を充実する事項

#### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ・医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ・サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備のあり方を議論することの重要性
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ・居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

#### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- ・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ・認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- ・重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- ・高齢者虐待防止の一層の推進
- ・介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ・地域共生社会の実現という観点から、住まいと生活の一体的支援の重要性
- ・介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- ・地域包括ケアシステムの構築状況を点検、結果を第9期計画に反映し、国の支援として点検ツールを提供
- ・保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

#### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ・ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- ・外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- ・介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- ・介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- ・文書負担軽減に向けた具体的な取組(標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化)
- ・財務状況等の見える化
- ・介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

# 第4章 施策の展開

## 第1節 地域支援事業の推進

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていくため、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業です。専門職等による介護サービスの他に、住民ボランティアなどによるサービス提供が可能です。高齢者が自分に合ったサービスを利用しながら、一人ひとりが持つ能力を最大限に生かして、介護予防に取り組むことを目的とします。一定の範囲内で町が独自に基準を設けることができるため、本町の実情に即した事業展開を行います。

#### 1-1 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業には、「訪問介護相当サービス」「通所介護相当サービス」があります。今後も町内の実情にあわせて、実施事業の内容等を検討します。

##### 【事業の対象者】

- ① 要支援1・2の認定を受けた方
- ② 基本チェックリスト等により総合事業の対象と判断された方

#### (1) 訪問型サービス・通所型サービス

	サービス種別	サービス内容	サービス提供 (R5.9.30現在)
訪問型サービス	訪問介護 (訪問介護相当サービス)	予防訪問介護と同様のサービス ・訪問介護員による身体介護、生活援助	○
	訪問型サービスA (基準緩和型サービス)	生活援助等 ・主に雇用労働者によるサービス提供	/
	訪問型サービスB (住民主体による支援)	住民主体の自主活動として行う生活援助等 ・ボランティア主体によるサービス提供	
	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	保健師等による居宅での相談指導等 ※3～6か月の短期間で実施	
	訪問型サービスD (移動支援)	移送前後の生活支援 ・訪問型サービスBに準じる	○
通所型サービス	通所介護 (通所介護相当サービス)	予防通所介護と同様のサービス ・生活機能向上のための機能訓練 ・食事や入浴などの日常生活上の支援	○
	通所型サービスA (基準緩和型サービス)	ミニデイサービス ・運動、レクリエーション等 ・多度津町の介護予防体操 ・送迎 ※主に閉じこもり予防、人との交流が目的。 基本的に食事・入浴は想定していない	○
	通所型サービスB (住民主体による支援)	体操、運動等の活動など、住民主体で実施される自主的な通いの場	○
	通所型サービスC (短期集中予防サービス)	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム	/

## 実績と課題

本町では現在9種類のうち5種類の「訪問型サービス」「通所型サービス」を実施しています。3事業所が運営している通所型サービスB事業については、2021（令和3）年度に訪問型サービスD事業がスタートしたことでサービス利用者の送迎が可能となり、利用者が一定増加しました。

一方、通所型サービスA事業については、現在利用者が居ないことから、事業内容等の再検討を行っていく必要があります。

## 今後の方向性

現在行っているサービス、特に利用者が多くなっている通所型サービスB事業と訪問型サービスDを維持できるよう実施団体に支援・指導を行います。また、引き続き地域の実情にあった新たなサービスの検討を行います。

## （2）介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントは、事業対象者の「自立支援」を行うため、本人の心身の状況や置かれている環境などを踏まえつつ、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、一般介護予防事業など、様々な地域資源の中から適切なサービスを包括的かつ効率的に提供するために実施しているものです。

適切なアセスメントの実施により、事業対象者の状況や意向を踏まえた目標を設定し、それぞれの目標達成に向けたケアプランを作成します。

## 実績

		2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度 （見込み）
予防給付（要支援1・2） のケアマネジメント	実人数 （人）	2,331	2,452	2,475	2,448
介護予防支援（総合事業） のケアマネジメント	実人数 （人）	1,014	983	917	852

## 評価と課題

適切なアセスメントの実施とサービス提供により、利用者の身体機能の維持が図られています。

## 今後の方向性

適切なケアマネジメントを実施し、重度化防止及び自立支援や生活の質の向上が図れるよう支援していきます。

## 1-2 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方を対象とした介護予防事業です。

介護予防活動の重要性を周知するとともに、町内各所で介護予防につながる教室・講座などを実施しています。

### 【事業対象者】

65歳以上のすべての方

### (1) 介護予防把握

民生委員等からの情報や地域包括支援センターへの相談などを通じて、閉じこもり等の何らかの支援が必要と思われる高齢者に対して、生活機能基本チェックリストを実施し、介護が必要となる可能性の高い人を把握しています。

### (2) 介護予防普及啓発事業

心豊かに、生きがいのある生活を送ることができるとを目的に、高齢者を対象に運動による体力の向上、地域交流の促進、介護予防の知識の普及や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援に努めています。

## 実績

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
包括主催					
すまいるライフ教室 運動器機能向上 口腔機能向上	開催回数(回)	36	34	36	36
	参加者数(人)	476	460	408	468
さくら倶楽部 認知症予防教室	開催回数(回)	12	24	36	24
	参加者数(人)	129	312	251	240
はつらつ教室	開催回数(回)	/	12	/	/
	参加者数(人)	/	126	/	/
わくわく教室	開催回数(回)	19	13	23	22
	参加者数(人)	460	335	352	440
じっくり教室	開催回数(回)	19	13	23	22
	参加者数(人)	560	342	359	440
さくら倶楽部 (フォローアップ教室)	開催回数(回)	19	14	20	20
	参加者数(人)	408	262	277	400
ミラクルチェンジ	開催回数(回)	/	/	8	/
	参加者数(人)	/	/	119	/

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
男・団・Dandy!	開催回数(回)			8	8
	参加者数(人)			56	70
ハッピー教室	開催回数(回)			38	47
	参加者数(人)			464	785
チョイキタチャレンジ	開催回数(回)			7	12
	参加者数(人)			101	101
男・団・Dandy! <sup>+</sup> (フォローアップ教室)	開催回数(回)				9
	参加者数(人)				72
社協主催					
いきいきシニアの応援講座 (老人健康施設 湯楽里)	開催回数(回)	36	41	41	41
	参加者数(人)	573	789	784	821
いきいき健康体操 (老人健康施設 湯楽里)	開催回数(回)	9	8	12	12
	参加者数(人)	67	75	149	120
いきいき健康体操 (総合福祉センター)	開催回数(回)	9	8		
	参加者数(人)	109	75		
いきいき健康体操 (いきがい健康館)	開催回数(回)	9	8		
	参加者数(人)	39	18		
男の料理教室	開催回数(回)	-	3	6	6
	参加者数(人)	-	29	68	84
包括が講師紹介+出前講座などの支援					
頭スッキリ体シャッキリ教室 (家中・日の出地区)	開催回数(回)	4	4	9	6
	参加者数(人)	99	64	170	132
頭スッキリ体シャッキリ教室 (東白方本村)	開催回数(回)	5	6	12	12
	参加者数(人)	44	56	85	84
いきいきサロン (青木団地)	開催回数(回)	2	-	2	2
	参加者数(人)	13	-	35	20
健康学級 (多度津地区婦人会)	開催回数(回)	7	3	9	5
	参加者数(人)	91	41	94	65
ふれあい・いきいきサロン (多度津地区社協)	開催回数(回)	2	2	5	5
	参加者数(人)	48	41	98	100

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
包括の名で場所の確保（無料）をすることでの継続支援					
心と体を元気にする体操教室①	開催回数（回）	21	24		
	参加者数（人）	295	360		
心と体を元気にする体操教室②	開催回数（回）	19	20		
	参加者数（人）	592	574		
自彊術	開催回数（回）	14			
	参加者数（人）	83			
つどい体操教室	開催回数（回）	23			
	参加者数（人）	391			
笑倶楽部 (さくら倶楽部卒業生が 立ち上げた教室)	開催回数（回）	23			
	参加者数（人）	335			
出前講座による支援					
ふれあい・いきいきサロン (桜川東団地)	開催回数（回）	-	-	2	1
	参加者数（人）	-	-	17	10
輝 <sup>きら</sup> 楽めきサークル (天霧団地)	開催回数（回）	-	-	3	2
	参加者数（人）	-	-	34	20
和みの会 (西浜自治会)	開催回数（回）	1	1	2	2
	参加者数（人）	11	12	22	22
その他	開催回数（回）	-	1	1	1
	参加者数（人）	-	5	5	5

※場所確保による支援を行っていた教室はすべて自主運営となる

## 評価と課題

すまいるライフ教室・さくら倶楽部は、2022（令和4）年度から年間3コースに変更しました。各種教室の参加者は、町内回覧に加えて、既存の教室参加者の家族等から募っています。地域包括支援センターの移転に伴い、会場は分散しましたが、新規事業も含め、参加者が楽しめる内容を企画したことで、外出や交流、運動のきっかけづくりに役立ちました。

サロン活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止が相次ぎ、参加者の減少がみられました。規制緩和後は以前と同じように活動できているサロンがある一方で、活動を休止したままのサロンや参加人数が回復しないサロンがあります。

## 今後の方向性

すまいるライフ教室、さくら倶楽部と共に、町民の健康増進に役立つ内容の継続を図っていきます。地域の介護予防サポーター他、住民同士の共助を促進していきます。

また、各サロンの実態に応じて、運営に関する相談や講師の派遣依頼、地域包括支援センターからの出前講座等、活動を維持・活性化するための支援を行います。高齢者のスマートフォン普及率が増加傾向にあることから Web サイトや SNS を活用した広報とともに、スマートフォンを活用できる方を増加する支援も検討していきます。

### (3) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のために、介護予防サポーター養成講座及び講座修了生のフォローアップ研修を実施しており、養成した介護予防サポーターには介護予防教室の協力者として活動していただいています。

また、身近な地域で誰でも気軽に参加できるサロン活動やサークル活動、体操会場の立ち上げ支援を行っています。

## 実績

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
きら 輝楽めき人生講座 (介護予防サポーター養成講座)	開催回数(回)	5	6	4	5
	参加者数(人)	34	31	23	50
介護予防サポーター フォローアップ研修	開催回数(回)	1	-	2	1
	参加者数(人)	22	-	29	25
介護予防サポーター活動状況 (事業への協力)	協力回数(回)	104	135	165	159
	協力者数(人)	485	392	487	429
高齢者通いの場事業	開催回数(回)	717	816	988	1,053
	登録団体数	21	23	25	26

### 評価と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護予防サポーター養成講座、フォローアップ研修ともに、開催中止及び参加人数を制限しての開催が続き、参加者数の減少もみられました。

サポーターの活動も、施設やサロンなど活動場所の減少や活動自粛が続き、活動者数の減少の要因になったと考えます。

### 今後の方向性

規制の緩和等に伴い徐々に活動が再開し、新たな活動の場もできています。研修内容の工夫や新しい活動の場の開拓を行うことで、既存サポーターの活動意欲の維持・向上に努めるとともに、引き続き、新規サポーターの養成を行います。

#### (4) 一般介護予防事業評価

各事業の実施主体と地域包括支援センターが協力して、事業の参加状況や実施プロセス等を毎年評価し、より効果的な事業となるよう工夫しました。

##### 評価と課題

---

介護予防教室の内容について見直しを図り、地域の高齢者の実態に合わせた新規の教室を開講するなど、事業の実施状況やその効果等を評価することができています。

##### 今後の方向性

---

より効果的な事業となるよう、毎年度目標の達成状況を検証し、事業の実施状況や実施プロセス等の評価を行います。

#### (5) 地域リハビリテーション活動支援事業

2021（令和3）年度から地域における介護予防活動の一つとして、チョイキタ体操の普及啓発を行います。また介護予防を意識するきっかけづくりとして、地域サロンでの体力測定やリハビリ職の派遣を行います。

##### 評価と課題

---

チョイキタ体操のCD音源作成や社協だよりにチョイキタ体操出前講座の紹介をすることで、既存の地域サロン・サークルから申込があり地域での活動につながりました。

2022（令和4）年度からは、福祉センターや公民館等3か所で4、5月にチョイキタ体操を普及するための教室「チョイキタチャレンジ」を開催し、住民への普及啓発に努めています。既存サロン・サークルに出前講座を行ったことで、体操を取り入れるサロンができました。

##### 今後の方向性

---

コロナ禍により新規の地域サロンへの取組が不十分だったので、今後も「チョイキタチャレンジ」やリーダー養成講座の開催により、チョイキタ体操の普及啓発に努めます。

自宅から通える場所での健康維持や仲間づくりを促進するため、チョイキタ体操を通じた通いの場（地域サロン）への参加を推進し、リハビリ職との連携のもと、介護予防の取組を進めていきます。

## 2 包括的支援事業

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核機関であり、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるよう、健康づくりや介護予防、要介護状態の方への支援、認知症の方への支援など、高齢者の生活を支えるための総合機関として機能しています。

本町では地域包括支援センターを2009（平成21）年4月から町社会福祉協議会に業務委託しており、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーが一体となって住民の健康づくりに向けて、介護予防に関するケアマネジメント事業、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、地域ケア会議及び介護予防支援事業に取り組んでいます。地域包括ケアシステムの実現のために、地域包括支援センターの機能強化が求められています。

#### ①総合相談・支援事業

#### ②高齢者の虐待防止・権利擁護

### 実績

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
総合相談 (権利擁護、包括的・継続的マネジメントに係る相談を除く)	件数(件)	386	369	323	320
	実人数(人)	319	300	293	290
高齢者虐待の対応	対応実人数(人)	4	0	6	4
	窓口対応(件)	1	0	0	1
	電話対応(件)	16	0	18	10
	訪問対応(件)	11	0	11	10
	会議開催(回)	8	0	12	8
成年後見制度に関する相談	件数(件)	5	2	1	2
	実人数(人)	5	2	1	2
地域福祉権利擁護事業に関する相談	件数(件)	3	5	0	3
	実人数(人)	3	5	0	3
消費者被害に関する相談	件数(件)	1	0	0	1
	実人数(人)	1	0	0	1
権利擁護に関する普及啓発活動	開催回数(回)	0	0	9	3
	参加者数(人)	0	0	108	40

#### 評価と課題

2022（令和4）年度の事務所移転に伴い、来所による相談件数は、減少していますが、相談実人数は、横ばい傾向にあります。

認知症の相談については、病状が進行してからの相談が多く、介護サービスや医療につなげるケースが多い傾向です。

虐待相談に関しては介護保険事業所からの相談が多く、権利擁護相談に関しては成年後見センターたどつの設置に伴いセンターにつながるケースが多い傾向です。

### 今後の方向性

様々な媒体や機会を通じて、高齢者の総合相談窓口を地域住民や民生委員等への普及啓発に努めます。

虐待・権利擁護に関しては、介護保険認定未申請・介護保険サービス未利用者への虐待の早期発見・未然防止に努めていきます。

### ③包括的・継続的ケアマネジメント

#### 実績

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
ケアマネジャーからの相談	件数(件)	39	11	7	5
	実人数(人)	22	7	7	5
関係機関との連絡会等	主催(回)	0	7	23	12
	参加(回)	23	24	13	28
居宅介護支援専門員研修会	開催回数(回)	0	3	3	3
	参加者数(人)	0	66	65	62
民生委員・児童委員協議会との連携	開催回数(回)	1	1	1	1
	参加者数(人)	47	54	52	54

### 評価と課題

居宅介護支援事業所の管理者に主任ケアマネジャーの配置要件が定められたことにより、ケアマネジャーからの相談は減少傾向にあります。寄せられる相談は、課題が複雑化したケースが多くなっています。

2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症対策のため連絡会や研修会は中止しましたが、2021(令和3)年度より再開し、関係機関との連携を図ることができています。

### 今後の方向性

高齢者支援にかかわる関係者や関係機関が密に連携が図れるよう、引き続き研修会等を通して連携体制に努めていきます。

#### ④地域ケア会議

### 実績

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
地域ケア個別会議	開催回数(回)	3	2	1	1
	検討事例数 (件)	1	2	1	1
自立支援型 地域ケア会議	開催回数(回)	6	11	12	12
	検討事例数 (件)	18	21	35	36
地域ケア推進会議	開催回数(回)	-	-	1	1

### 評価と課題

抽出した地域課題について、2022(令和4)年度から地域ケア推進会議を実施し課題解決に向けて関係機関等で検討を行う体制を構築しました。

また、地域ケア個別会議は検討事例の状況により定期開催が難しいことから2021(令和3)年度より随時開催としました。自立支援型地域ケア会議は毎月開催とし、利用者の自立支援に向けたケアマネジメントの質の向上を図るとともに、地域課題を抽出するために検討事例を積み重ねています。

### 今後の方向性

引き続き検討事例を積み重ね、新たな地域課題の抽出を行うとともに、利用者の自立支援に向けたケアマネジメントの質の向上が図れるよう努めていきます。

## (2) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者は加齢に伴い、慢性疾患による受療の増加、複数疾病の発症、要介護・認知症の発生率が高まる等の特徴があり、医療と介護の両方を必要とすることが多くなります。

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対して、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが求められています。

「住み慣れた地域で暮らし続けることができるまち」を目標に、切れ目なく必要な支援につなげていくために、住民を含め関係機関が協力して支えていく事を目指します。

### ①在宅医療・介護連携に関して、必要な情報収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案、医療・介護関係者に対する周知を行う事業

医療・介護の地域資源情報を収集・整理して、2023（令和5）年に発行した「多度津くらしナビ」を更新し全戸配布を行うため、活用を促していきます。

地域包括ケアシステムに関する4事業（認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携推進事業）で、共通の課題を協議し対応策の検討を進めています。

### ②地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

多度津町在宅医療・介護連携支援センターを高齢者保険課に設置し、随時住民や介護関係者からの相談に応じています。また、医療依存度が高いケースの相談支援や関連機関との連携調整を行っています。

### ③在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業

住民への普及啓発のための講演会の開催が難しくなったため、住民向けの「決めて安心かかりつけ医」のDVDを作成し、YouTubeでの配信と出前講座を開催し、「かかりつけ医」を持つことの重要性と「もしもの時の意思決定」についての啓発を行っています。

「家族がつながる人生ふりかえりノートの書き方講座」を毎年開催して、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）も含めた啓発を行っています。

「お守り手帳」を改訂し、災害時も含め緊急時の情報ツールとして活用を広げていく予定です。

④医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う事業、その他地域事情に応じて医療・介護関係者を支援する事業  
 近隣の医療機関を含めて活用できるように「多度津町入退院支援ルール」を作成し、状況に応じて情報共有ができるように支援しています。

多職種研修を、毎年テーマを決めて年3回程度開催し知識の向上や顔の見える連携を進めています。開催方法は、ズームも併用し参加しやすいようにしました。研修内容については、毎回アンケートを行っています。また、研修会報告書「さくらリンク」を作成し関係機関に配布し、情報共有を行っています。

## 実績

	内容
2020（令和2）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループ会議（2回）</li> <li>・推進会議</li> <li>・家族がつながる人生ふりかえりノートの書き方講座（全2回）</li> <li>・マップ配布</li> <li>・意思決定支援事例集作成</li> </ul>
2021（令和3）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループ会議（2回）</li> <li>・推進会議（書面）</li> <li>・家族がつながる人生ふりかえりノートの書き方講座（全2回）</li> <li>・医療・介護関係者の多職種研修会（3回／182人）</li> <li>・住民向けの動画（かかりつけ医及び意思決定支援）を作成</li> </ul>
2022（令和4）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループ会議（2回）</li> <li>・推進会議（書面）</li> <li>・家族がつながる人生ふりかえりノートの書き方講座（全2回）</li> <li>・医療・介護関係者の多職種研修会（3回／165人）</li> <li>・出前町民啓発講座（5回）</li> </ul>
2023（令和5）年度 （見込み）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループ会議（2回）</li> <li>・推進会議</li> <li>・家族がつながる人生ふりかえりノートの書き方講座（全2回）</li> <li>・医療・介護関係者の多職種研修会（3回）</li> <li>・町民公開講座</li> <li>・出前町民啓発講座（5回）</li> </ul>

## 評価と課題

町外の急性期病院も含め広域での連携ができるように、「入退院支援ルール」を作成しました。訪問診療機関と看護小規模多機能型居宅事業所や訪問看護ステーションも開設され、在宅での環境整備が進んでいます。

出前講座で、かかりつけ医を持つことや、もしもの時の意思決定について、住民に向けた啓発に努めています。

専門職には、「意思決定支援」について、多職種研修会で継続して研修を行い、コロナ禍においても参加しやすいように対面とオンラインのハイブリット形式で開催しました。

## 今後の方向性

住み慣れた町で暮らし続けるために、医療と介護の連携をより密にするために、研修会や意見交換を継続していきます。

住民に向けた「お守り手帳」を一部改訂し、緊急時やもしもの時の意思決定情報として活用ができるように啓発していきます。

がん末期や複数疾患を抱える在宅療養が増えており、医療機関や訪問看護、看護小規模多機能型居宅事業所等の連携を進めていきます。

### (3) 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加への取組として、国では「認知症施策推進大綱」を2019（令和元）年に定めています。また、認知症がある人も尊厳を持って社会の一員として自分らしく生きるための支援や、認知症予防のための施策を定めるための「認知症基本法」が2023（令和5）年6月14日に成立しました。

本計画では、国の「認知症基本法」の基本理念並びに「認知症施策推進大綱」における基本的な考え方を前提として、認知症施策の推進に取り組みます。

#### 【認知症基本法】

##### 【目的】

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### 【基本理念】

- ①全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ②国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

### 【認知症施策推進大綱 基本的考え方】

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。

本大綱において、

- ・「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味である。引き続き、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- ・「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスの収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組に重点を置く。結果として、70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

こうした基本的な考え方の下

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

の5つの柱に沿って施策を推進する。その際、これらの施策は全て認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本とする。



### ③認知症予防教室

介護予防教室や地域におけるサロン等の活動の中に認知症の理解と予防を目的とした内容を取り入れています。

また、シルバー人材センターが設置している寄合所「ひだまり」においても、認知症予防教室が開催されています。

### ④認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活をサポートするチームです。2017（平成 29）年度から活動体制を整え、支援を行っています。

### ⑤おもいやりSOSネットワーク

2015（平成 27）年度から地域ケア会議において、「多度津町おもいやり SOS ネットワーク」の検討を進めて、2016（平成 28）年度からネットワークづくりに取り組んでいます。行方不明者の早期発見と保護を目的に、認知症等により行方不明になる恐れのある方を事前に登録しておくことで、行方不明の際には、協力機関等に行方不明者の情報を配信し、可能な範囲で検索にご協力いただいています。

### ⑥認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民など誰でもが気軽に参加でき、集う場として、町内の2か所でカフェが開催されています。コーヒーなどを飲みながら、団らんや情報交換、レクリエーションなどで楽しい時間を過ごす場所として活用されています。

名称	場所	主催
Café みどり	グループホームみどり	グループホームみどり
ほのぼのカフェ	ほのぼのデイサービス	多度津デイサービスセンター
たどっくカフェ	町民健康センター	地域包括支援センター

## 実績

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
認知症サポーター 養成講座	実施回数(回)	4	5	6	4
	参加者数(人)	49	112	244	200
認知症初期集中支援 チーム員会議	実施回数(回)	6	9	1	6
	検討事例(件)	4	3	1	4
地域支援推進員 による相談	相談件数(件)	-	39	43	45
	実人数(人)	-	34	37	40
たどっくカフェ (認知症カフェ)	実施回数(回)	-	-	-	4
	参加者数(人)	-	-	-	4
普及啓発 (講演会含む)	実施回数(回)	-	-	2	2
	参加者数(人)	-	-	26	75
認知症早期発見 ・対応強化事業	電話による状況 確認(件)	3	8	0	2
	訪問による状況 確認(件)	0	1	1	1
	その他	1	0	1	1
地域支援推進員活動 (研修)	実施回数(回)	-	1	1	1

### 評価と課題

新型コロナウイルス感染症対策のため中止となる事業が相次ぎました。コロナ禍においても、認知症に関する相談は多く寄せられ、状況に応じて訪問し、初期集中支援チームでかかわるなど柔軟に対応し適切な支援につなげることができました。

### 今後の方向性

認知症の方やその家族の困りごとを支援する「チームオレンジ」の設置に向けて認知症サポーターステップアップ講座を実施し、取り組んでいきます。また認知症カフェを再開し、認知症の方(当事者)の声を聴き、ニーズに合った支援を行っていきます。

#### (4) 生活支援サービスの体制整備

本町独自の新たな生活支援サービスの展開に向けて、第1層生活支援コーディネーターを多度津町社会福祉協議会に、第2層生活支援コーディネーターを4地区の住民により配置して、各協議体の設置を行いました。

協議体は、高齢者が地域で在宅生活を続けていくことができる仕組みを考えるために、その時の地域課題の解決に必要なボランティア、NPO法人、地区組織、社会福祉協議会などとの協働で構成しています。

## 実績

	内容	参加人数
2020 (令和2)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1層協議体 会議開催(7回) ～住民主体での移動サービスについて～</li> <li>・先進地視察研修(丸亀市岡田地区)</li> </ul>	延べ 75名 8名
2021 (令和3)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1層協議体 会議開催(8回) ～住民主体での移動サービスについて～</li> <li>・第2層協議体(多度津地区)会議開催(2回) ～地域課題について～</li> <li>～多度津小学校との意見交換～</li> </ul>	延べ 90名 延べ 19名
2022 (令和4)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2層協議体(多度津地区)会議開催(7回) ～小学生の下校時の見守りについて～</li> <li>(四箇地区) 会議開催(2回)</li> <li>～地区の困り事について～</li> <li>(白方地区) 会議開催(2回)</li> <li>～多世代のつながり強化について～</li> </ul>	延べ 98名 延べ 14名 延べ 12名
2023 (令和5)年度 (見込み)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2層協議体 会議開催(8回)(見込み)</li> </ul>	延べ 90名

### 評価と課題

第1層協議体会議は、コロナ禍で感染予防に配慮しながら少人数での開催とし、以前より各地区で共通課題となっていた「移動に関する問題」の解消に向けて話し合いを重ねました。その結果2021(令和3)年に住民ボランティアによる「移動サービス チョイ来た」が発足し、週2回の運行に至っています。

第2層協議体会議については、各地区のコーディネーターが地域課題を協議体メンバーと共有する場を設け、具体的な取組について話し合いが行えるよう後方支援に努めました。

### 今後の方向性

第2層協議体会議を中心に地域課題について自分自身の事として考え、解決に向けて動ける地域づくりを目指します。また、各地区共通の課題については第1層協議体会議で協議し、その内容が適宜第2層へ伝わる体制づくりを目指します。

### 3 任意事業

#### (1) 介護給付費適正化事業

高齢化に伴い、認定者数やサービス利用者が増加傾向にある実情を受け、介護サービス給付費も年々増加が見込まれています。このため、安定した介護保険サービスを町として継続的に提供していくためには、サービス利用対象者一人ひとりに、その人に合ったサービス内容を、適切な量で提供していく必要があります。

第9期から介護給付費適正化主要5事業が3事業に再編され、介護給付費通知は任意事業となります。費用対効果が期待できる取組に重点化するとともに、実施内容の充実が求められており、効果的な給付の適正化を推進します。

##### ①要介護認定の適正化

要介護（要支援）認定は、認定調査員の家庭訪問等により作成される調査票と主治医の意見書により介護保険システムによる第1次判定を行い、中讃広域行政事務組合に委託してある介護認定審査会で審査・第2次判定を行っています。

認定調査業務を委託した場合は、町が事後点検を行っています。

##### ②ケアプランの点検

介護給付適正化支援システムを活用し、ケアプラン点検が必要と思われるケースについて、自立支援につながるマネジメントに向けたケアプラン点検を実施しています。

##### ③住宅改修に関する調査、福祉用具購入・貸与に関する調査

住宅改修費の対象となる住宅改修工事について、施工前及び施工後の点検を行っています。また、福祉用具購入状況の点検を行っています。

##### ④医療情報との突合、縦覧点検

国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、医療と介護の重複請求が生じていないかの確認、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行っています。

##### ⑤介護給付費通知

受給者本人（家族を含む）に対して、介護報酬の請求及び費用の給付状況等について、3か月に1回（年4回）通知を行っています。

## 実績

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
①認定調査	委託件数(件)	1	5	11	2
②ケアプラン点検	実施数(件)	33	24	42	20
③住宅改修に関する点検	点検数(件)	114	107	97	13
③福祉用具購入に関する点検	点検数(件)	114	119	94	4
④医療情報との突合点検	点検数(件)	1	1	2	(案件すべて)
④縦覧点検	点検数(件)	2	3	6	(案件すべて)

### 評価と課題

認定調査業務を委託した調査分は、すべて事後点検を行うことができています。要支援・要介護認定者数は今後も増加する見込みであり、今後も適切かつ公平な要介護認定を実施する必要があります。認定調査員のスキルアップも含め、調査方法を適宜確認し合い、適切かつ公平な調査結果となるように努めます。

介護給付適正化システムを活用し、ケアプラン点検が必要と思われるケースについては、ケアプランの提示をしてもらい、介護支援専門員と共に自立支援につながるケアマネジメントを検討しています。全居宅介護支援事業所に対して行い、そのうちの3事業所は、外部講師によるより質の高い適正化指導も行っています。「本人の情報共有と今後の支援の方向性」というテーマで地域ケア個別会議を実施し、保険給付に限らず地域資源も活用した、自立支援を意識したケアプランの検討を行いました。

住宅改修については、理由書並びに施工前及び施工後の書類点検を全数実施し、福祉用具購入については、内容に疑義があるものは事業所またはケアマネジャー等に確認して、給付の適正化に努めました。

医療情報との突合、縦覧点検では、疑義案件については全数事業所に照会を行っています。適正な給付請求のために、国民健康保険団体連合会の協力のもと事業所への指導を行うことにより、事業所への請求内容の確認が必要な案件は少数で推移しています。

### 今後の方向性

介護給付適正化支援システムや国民健康保険団体連合会からの分析報告書を活用し、異常値を示す居宅介護支援事業所及びケアマネジャーを抽出し、今後も点検します。自立支援を意識したケアプランの作成を促します。

住宅改修は全件、医療情報の突合、縦覧点検は請求誤りの可能性があるものを確

認し、疑義のあるものは事業所へ照会など行い、適正な給付管理に努めます。

介護給付費適正化事業の重点化・効率化により、確認件数の拡大と効果的な点検となるよう取り組むとともに、実施結果を町ホームページ等で公表します。

### 【介護給付費適正化事業の取組目標】

	項目	取組目標
1	要介護認定の適正化	適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、委託を行った要介護認定の変更認定・更新認定に係る調査内容について点検を行います。 また、要介護認定の平準化に向け、調査項目別の選択状況について、要介護認定業務分析データを利用し、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定調査の適正化に向けた取組を実施します。
2	ケアプランの点検、住宅改修に関する調査、福祉用具購入・貸与に関する調査	個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するため、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、自立支援に資するケアプランであるかという観点から点検対象事業所を絞り込み、効果的な点検の実施と件数の拡大を図ります。また、認定情報と利用サービス情報の合理性に欠けるものを抽出し、事業者への点検・調査を実施します。 外部講師による指導や理学療法士・作業療法士等のリハビリテーション専門職等の協力を得て、自立支援・重度化防止につながるサービス利用となるよう点検を実施します。
3	医療情報との突合、縦覧点検	国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。また、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求が生じていないかを確認します。 費用対効果（過誤金額）が高いと見込まれる帳票については、実施件数の目標を設定して優先的に点検を実施します。 効率化の観点から国民健康保険団体連合会への委託を検討します。
4	介護給付費通知	受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげるため、受給者本人（家族を含む）に対して、介護報酬の請求及び費用の給付状況等について、3か月に1回（年4回）通知を行います。 受給者が通知内容を理解できるよう、工夫して実施します。
5	その他の取組	介護給付適正化の趣旨や意識を事業者に普及啓発することを目的に、必要な事業者への効率的かつ効果的なアプローチを行うため、介護給付適正化支援システムを活用し、認定データと給付データを用いて、認定のレベルと提供されているサービスの整合性について分析を行います。また、必要に応じてサービス提供事業者や介護支援専門員に確認を行う等の取組を行います。

## (2) 家族介護支援事業

家族介護者を対象に、家族介護教室の開催と家族介護者の会「おしどり会」を支援しています。

「おしどり会」は、認知症の方を介護する介護者が集まって悩みや疑問の相談や情報交換を行うなど、日頃の介護のストレスや不安を解消することを目的にしている家族支援の会です。軽体操やミニ講座・座談会などを行っています。

## 実績

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
おしどり会	実施回数(回)	5	3	6	6
	参加人数(人)	40	21	33	30

## 評価と課題

おしどり会はコロナ禍の中でも、定期的を開催しましたが、参加自粛などがあり参加人数が伸びないことや退会された方も数名あり、新規の会員が少ないことが課題です。参加された会員はリフレッシュでき、意欲は維持できています。

## 今後の方向性

今後も、地域支援事業の「一般介護予防事業」や「任意事業」を活用しながら、家族介護者への支援を引き続き行っていきます。

「認知症にかかわるすべての人が、気軽に集える場」として、たどっくカフェとコラボし、当事者はカフェ、介護者はおしどり会に参加し、相談したり交流できたりする場所として活用していきます。

## 第2節 介護保険事業の円滑な運営

### 1 サービスの質の確保・向上

#### (1) サービス提供事業者の情報開示の促進

介護保険制度は、介護サービスを利用者が選択・決定する仕組みであり、利用者がより良いサービス（事業者）を適切に選択することができるよう、サービス事業者の提供するサービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務づけられています。

都道府県は、事業者からのサービス情報を年1回程度インターネット等で公表します。また、サービス情報のうち確認が必要なものは、都道府県が調査を行い、報告内容を確認した上で公表することになります。

主体である県、その他関係機関との連携強化を図り、サービス提供事業者の情報開示を促進します。

#### 評価と課題

---

事業者に対しては、上記情報開示の促進を勧めています。

指導・監督の権限がある介護予防・日常生活支援総合事業や地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業所の実地指導を行うことで、サービスの質の確保・向上につながるよう計画的に行うようにしています。

#### 今後の方向性

---

継続的に、実地指導等を行い、サービスの質の確保・向上を行います。

#### (2) サービス事業者の質的向上の促進

サービス事業所の従事者は、介護技術の向上や、そのために必要な新しい知識の習得に常に努める必要があります。本町においても、年3～4回「居宅介護支援事業者研修会」を開催し、情報交換や新しい知識の習得を行っています。施設職員やケアマネジャーの「更新時研修」をはじめとする従事者研修への参加などにより、質的向上の促進を図ります。

## 実績

### 【居宅介護支援事業者研修会】

実施年月日		実施内容	参加者
2020 (令和2)年	-	新型コロナウイルス感染症により中止	-
2021 (令和3)年	7/8	原点に戻って基本を学ぼう ～アセスメントの仕方・書き方 ・プランの立て方～	25名
	11/5	ALS患者の在宅支援に向けて ケアマネジャーがすべきこと	19名
	3/10	担当ケースを通じて地域の課題や 社会資源について考えよう！	22名
2022 (令和4)年	7/14	ケアマネジャーとしての接遇マナー	19名
	11/10	ターミナルケアについて	24名
	3/10	みんなどうしてる？ケアマネジメント ～知りたい！話したい！聞きたい！～	22名
2023 (令和5)年	7/14	おいしく食べて低栄養予防！	22名
	11/10	グループワーク（内容未定）	22名
	3/14	薬について	22名

### 【多職種研修実績】

実施年月日		実施内容	参加者
2020 (令和2)年	-	新型コロナウイルス感染症により中止	-
2021 (令和3)年	7/1	理学療法士に聞く ～リハビリ用語の基礎知識 治療の際に理学療法士が考えること～	47名
	9/14	意思決定支援 第3弾 ～事例を通じた展開と振り返り～	57名
	11/19	認知症の方の支援と多職種連携 ～その人を知り、その人の今を知ること～	78名
2022 (令和4)年	7/20	精神障がい者の意思決定支援について	39名
	10/27	意思決定支援 第4弾 ～看取りの支援を通じてつなげるために～	65名
	2/17	お薬とポリファーマシーについて知ろう	56名
2023 (令和5)年	6/14	コロナ感染下での支援について	55名
	9/22	認知症の人との関わり	55名
	11/22	生きる過程の認知症を支えるために	49名

## 評価と課題

---

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインによる研修会を開催しました。感染症対策では効果的なオンライン研修ですが、同職種や他職種との横のつながりや顔の見える関係が築きにくいことが課題に挙げられました。

## 今後の方向性

---

対面とオンラインによるハイブリット形式で研修を実施することで、個々のスキルアップを図るとともに、医療・介護に携わる専門職の役割を理解し、多職種によるチームアプローチを意識した研修を展開します。

### (3) 情報提供・相談・苦情処理体制の強化

住民の介護保険制度への周知を図るため、広報紙やリーフレットなどの作成、説明会の開催などに努めます。

また、住民がより円滑に、より良いサービスを利用することができるよう、介護保険に関する全般の相談窓口の充実と苦情処理体制強化について、地域包括支援センターを中心として各種関係機関と連携を図りつつ実施します。

## 評価と課題

---

住民への介護保険制度の周知等を地域包括支援センターと連携し、行ってきました。引き続き、取組の充実を図ります。

## 今後の方向性

---

住民に対し、自立した生活が送れるように、介護保険制度を含め、あらゆるサービスが提示できるように相談窓口を充実させます。また、介護保険サービスの適正利用にも努めます。

## 第3節 高齢者福祉と生きがいづくりの推進

### 1 おもいやり買物支援事業

近隣に店舗がなかったり、心身機能の衰えなどにより買物が困難な高齢者等の買物支援を行っています。週1回程度、老人健康施設「湯楽里」から町内ショッピングセンター等へバスで買物に行き、帰りは自宅まで送っています。

#### 実績

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
おもいやり 買物支援事業	実施回数(回)	42	39	49	48
	利用人数(人)	649	632	726	730

#### 評価と課題

おもいやり買物支援事業の利用者は、1回あたり約15人で推移しており、新型コロナウイルス感染症拡大防止策で、中止したこともありましたが、買物ツアーを求める声も多くあり、休館などで中止となった以外は感染予防に配慮しながら実施しています。

#### 今後の方向性

おもいやり買物ツアーは、高齢者が自分の目で見、商品を選び、友人と楽しくおしゃべりをしながら買物をすることで、高齢者の自立した生活を支え、いきいきと心豊かな生活を続けていく一助になっています。今後も事業継続し、自立した生活につながるよう支援します。

## 2 おもいやり配食サービス事業（食の自立支援事業）

ひとり暮らしなどのため、自立した食生活を営むことが困難な方に、平日の週3回を限度に弁当を宅配し、安否確認などのサービスを行います。複数の配食サービス事業者の中から好きな事業者と昼食または夕食を選択でき、利用者の生活に合わせて利用できるようにしています。

### 実績

	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
実人数(人)	81	83	90	92
利用回数(回)	5,891	6,619	7,400	7,556

### 評価と課題

利用者からの要望を受け、2021（令和3）年1月より、夕食の配達サービスも加わる事となり、週に3回までを限度とし、昼食または夕食のいずれかを1日1回、同一業者より手渡しにて提供しています。利用者数、利用回数ともに年々増加しています。栄養バランスのとれた食事の提供をするとともに、日常の安否を確認し、配達時、利用者に何か異変があった場合は、業者からの連絡を受け、家族や関係機関等につなぐなど早急な対応を実施しました。

### 今後の方向性

配達時、業者と利用者の手渡しでの弁当の受け渡しの中で、利用者の様子がいつもと違う等あれば、些細なことでも連絡をもらうようにし、家族やケアマネジャーにつなぎ対応します。日頃より直接のやりとりがあるからこそ、気づけることもあるので、今後も各業者との連携を図り、栄養バランスのとれた食事の提供とともに、日常の安否確認、衛生管理の徹底に努めます。

### 3 日常生活用具給付及び貸与事業

高齢者の安心して安全な生活を確保するために、火災報知器、電磁調理器、自動消火器の給付・貸与を行います。

#### 実績

	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
実人数(人)	0	0	0	0
利用回数(回)	0	0	0	0

#### 評価と課題

近年は利用者ゼロが続いています。

#### 今後の方向性

高齢者の火災事故を防止するためにも、今後の対象者に備えて、引き続き事業を継続していきます。

### 4 おもいやり高齢者緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らし高齢者などが急病や事故などの緊急時に、迅速な対応が図れるよう緊急通報装置を貸し出しています。健康・介護に関する相談にも、看護師が24時間体制で対応してくれます。

#### 実績

	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
実人数(人)	82	56	52	52
利用台数(台)	82	56	52	52

#### 評価と課題

ひとり暮らしの高齢者にとって緊急通報装置があることで本人にとっても、家族にとっても安心感につながります。高齢者の緊急時対応の連携や見守り体制を整えることができました。

#### 今後の方向性

高齢化により、利用者が今後増加することも予想されるので、継続的なサービス提供に努めます。また、月に1回のお伺いコール等で関係性を構築し、相談しやすい環境づくりを継続します。

## 5 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

75歳以上の低所得者のうち、ひとり暮らし、高齢者のみの世帯など、自分では寝具の洗濯や乾燥が困難な方に、寝具を洗濯・乾燥・消毒するサービスを提供しています。

### 実績

	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
実人数(人)	13	7	8	10
利用回数(回)	15	8	9	10

### 評価と課題

広報で周知を行っており、毎年利用している利用者もいます。利用者は定期的に利用することによって、清潔な環境を保持できています。

### 今後の方向性

今後も引き続き広報等でサービスの周知を行い、サービス提供を行います。

## 6 おもいやりごみ戸別収集事業

2012(平成24)年度から開始した事業です。家庭から排出されるごみ等を、自ら所定のごみ集積所へ出すことが困難な高齢者等の世帯に対し、戸別にごみ等を収集することにより、在宅での生活が維持できるよう支援を行います。

### 実績

	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
実人数(人)	121	110	104	104

### 評価と課題

ごみ集積所までごみを持っていくことが困難な高齢者のみの世帯でも、自宅までごみを回収に行くことで、自宅の衛生環境の維持につながっています。

### 今後の方向性

核家族化と高齢化により、ごみ出しに困る高齢者が増加すると予想され、より良い在宅環境を保ち生活できるよう継続的なサービス提供に努めます。

## 7 家族介護支援事業

要介護者等を自宅で介護している家族の負担軽減のための支援として、家族介護用品の支給や、家族介護者交流事業、経済的支援を実施しています。

### (1) 家族介護用品の支給

家族介護用品の支給は、要介護4・要介護5の在宅高齢者を介護している低所得世帯に対して、紙おむつや尿取パットなどの介護用品を支給します。

### (2) 家族介護者交流事業

家族介護者交流事業は、介護者の介護負担の軽減とリフレッシュのために、旅行やレクリエーション等の行事を行っています。

## 実績

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
介護用品支給	実人数(人)	16	17	15	11
	利用回数(回)	135	117	106	114
家族介護者 交流事業	実人数(人)	—	0	—	10
	利用回数(回)	—	0	—	10

※令和元年度、新型コロナウイルス感染症のため、開催中止

### 評価と課題

介護用品の支給は、低所得者の経済的負担を軽減し、在宅での生活の支援を行っています。

家族介護者交流事業は、2年に1度開催していますが、2021(令和3)年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、計画しておりましたが、中止となりました。コロナ禍で中止が続いています。在宅で介護をする人が減っており、参加者を募るのが難しいです。

### 今後の方向性

今後も、在宅で介護している家族等に対して引き続き支援を行い、介護技術の習得や介護負担の軽減につなげていきます。

家族介護者交流事業は、できるだけ、多くの方に参加していただけるよう、募集時期や実施日等検討していきます。中止とならないよう、予備日を設定し、開催の可能性を広げるようにします。

### (3) 在宅ねたきり老人介護者福祉手当

介護保険サービス未利用者で寝たきり状態にある方と同居し、在宅で6か月以上介護している家族に対して、在宅ねたきり老人介護者福祉手当として月額 5,000 円を支給しています。

#### 評価と課題

介護保険制度が普及し、対象となる在宅寝たきりの高齢者を介護する家族が減ってきていることにより対象者がいない状況です。

#### 今後の方向性

今後の対象者に備えて、引き続き事業を継続していきます。

## 8 老人クラブの活性化

多度津町老人クラブ連合会は、健康・友愛・奉仕の目標を掲げ、会員相互の親睦や、高齢者が自ら得た知識・経験・技術を生かした社会貢献などを行う団体として活動しています。

## 実績

	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
単位クラブ数(クラブ)	18	18	16	16
60歳以上の人口(人)	8,806	8,723	8,623	8,628
クラブ会員数(人)	961	897	799	775
単位クラブあたり会員数(人)	53	49	49	48
クラブ加入率(%)	10	10	9	8

#### 評価と課題

生涯学習や多世代交流、地域の清掃活動、スポーツ活動など多彩な活動に取り組んでいますが、高齢者のニーズの多様化等により、単位クラブ数や会員数は減少傾向にあります。

また、クラブ役員の高齢化により組織運営に課題が生じてきています。

#### 今後の方向性

長年の多彩な活動実績があり、参加者の満足度は高いことから、町社会福祉協議会とともに、今後も、高齢者の活動ができる場として老人クラブの支援をしていきます。

## 9 生涯学習機会の拡大

高齢者の学習について、町では福祉センターや地区公民館など生涯学習施設の利用促進を進めるとともに、「桃陵大学」などの高齢者学習を開催して、多様化するニーズに対応した学習機会の提供に努めています。

### 実績

桃陵大学	2020（令和2）年度			2021（令和3）年度		
	実施回数（回）	参加人数（人）	1回あたり平均参加人数（人）	実施回数（回）	参加人数（人）	1回あたり平均参加人数（人）
中央講座	0	0	0	0	0	0
多度津地区講座	0	0	0	0	0	0
豊原地区講座	0	0	0	0	0	0
四箇地区講座	0	0	0	1	50	0
白方地区講座	0	0	0	0	0	0

桃陵大学	2022（令和4）年度			2023（令和5）年度（見込み）		
	実施回数（回）	参加人数（人）	1回あたり平均参加人数（人）	実施回数（回）	参加人数（人）	1回あたり平均参加人数（人）
中央講座	6	251	41	7	370	52
多度津地区講座	4	61	15	6	115	19
豊原地区講座	1	81	81	7	140	20
四箇地区講座	6	357	59	7	365	52
白方地区講座	3	64	21	6	120	20

### 評価と課題

コロナ禍にあって、大半の講座を中止しなければなりませんでしたが、2022（令和4）年度は少しずつ参加人数が増えました。

### 今後の方向性

コロナ禍以前の参加者数になるよう、少しでも多くの方が参加していただけるよう、引き続きニーズを把握し、様々な講座を実施していきます。

## 10 スポーツ・レクリエーション機会の充実

健康でいきいきとした生活を送るためには、介護予防の観点からみても、日頃から身体を動かし、それを楽しく継続できることが大切です。

### 評価と課題

介護予防事業を通じて運動機能向上教室や健康増進のためのノルディックウォーキングの講習を実施し、日頃から身体を動かす習慣を身につけ、楽しく継続できるよう支援しています。高齢者の生きがい及び健康づくり事業では、参加者みんなが楽しめるように趣向を凝らして実施しています。

### 今後の方向性

健康年齢を意識し、いつまでも元気で明るい生活ができるように生涯に渡ってスポーツやレクリエーション活動が行える環境を提供できるように努めます。

## 11 ボランティア活動の活性化

町社会福祉協議会を主体とし、地域ぐるみで活力あるまちを目指すため、ボランティアの参加促進と活動支援を行っています。

## 実績

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
運転ボランティアの養成(人)		23	15	7	4
「移動サービス チョイ来た」 役員会/説明会	実施回数(回)			9	8
	参加人数(人)			103	100
ボランティア ポイント制度	登録人数(人)		85	102	105
	利用人数(人)		44	71	75

### 評価と課題

生活支援体制整備の第1層協議体会議で発足した「移動サービス チョイ来た」に必要な運転ボランティアの養成、役員会、説明会の開催支援を行いました。また、介護予防の活性化、高齢者等の社会参加のきっかけづくり、地域活性などを目的としたボランティアポイント制度を実施しました。

### 今後の方向性

地域のあらゆる住民がそれぞれの役割を持ち、自分らしい活動ができることを目標に、必要とされる養成講座の開催やボランティア活動の促進支援に努めます。

## 12 町シルバー人材センター活動への支援

シルバー人材センターは、地域の高齢者がその地域で自主的に共に働き共に助け合う、就労機会の提供を行っています。

高齢者の多様な働き方の推進に取り組み、シルバー派遣事業の他、職業紹介を行っています。また、就業機会の拡大のために技能講習会の開催、今後の課題である自主的運営の確保に向けて自主事業の拡大を図っています。

近年は60歳代前半人口の減少、企業における定年後の雇用延長の定着などにより、新規の登録者数が減少しています。

独自事業	内容
直売所	『直売所たどつシルバー』で会員が栽培した農産物、多度津町の特産品等を販売しています。
いちじく栽培	休耕田10アールに「いちじく」50本を栽培しています。毎年生いちじくをパック詰めにして販売し、またいちじくをジャムやコンポートに加工して販売しています。
最寄所ひだまり	商店街の空き店舗を利用して、高齢者の交流の場をつくり、閉じこもりを防ぐのが主な目的で設立されました。
チップ堆肥化事業	剪定作業したときに発生する枝等の大部分は焼却処理されています。そこでセンターでは環境保全・地球温暖化抑制、資源として活用するため、多度津町の援助を受け、破砕機により剪定枝をチップ化し、土壌改良材を作る事業を行っています。

## 実績

	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
登録者数(人)	398	373	375	385
契約件数(件)	2,774	2,640	2,697	2,750
就業延人日(人日)	46,551	45,080	45,491	46,000
就業率(%)	88.7	90.0	87.7	90.0

### 評価と課題

2020(令和2)年当初より始まった新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当該年度は登録会員数の減少に伴い契約件数・就業延人等も2019(令和元)年度から概ね1割程度の減少がみられました。それに加えて、定年年齢の延長等による新規登録者の減少と新規登録者の獲得が見込めない状況が近年続いていました。しかし、2021(令和3)年度から2022(令和4)年度ではほぼ横ばいとなり、2022(令和4)年度の会員数を始めすべてにおいて増加となりました。

2007(平成19)年度から地域の高齢者の交流の場として開始した「最寄所ひだまり」においては各種講習会・教室を開催することで介護予防事業に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響による参加者の伸び悩みが課題となっています。

休耕田を活用した「たどついちじく事業」についても、2021（令和3）年度から栽培面積が半減した関係で、収穫量も売り上げも半減する課題があります。

また、本年10月から導入されるインボイス制度への対応も課題の一つとなっています。

### 今後の方向性

少子高齢化により労働人口が減少する中、就業を通して高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、生涯現役で活躍できる社会を創ることがより一層重要となってきました。

一方、働き方改革に基づく高齢者の就業推進や定年年齢の引き上げ等により、60歳代前半の入会者が年々少なくなり会員の平均年齢も上昇しているなど、会員拡大や就業機会の拡大に向けた取組をより一層強化することによる活力の維持が喫緊の課題となっています。

「自主・自立・共働・共助」のシルバー人材センターの基本理念に基づき、高齢者の生きがいづくりや社会参加を積極的に促進するなど、地域社会から幅広い理解と協力が期待できるよう様々な事業を展開して、今後とも、連携していきます。

## 13 福祉タクシー

高齢者の移動手段を確保し、外出の機会を増やすとともに、経済的負担の軽減を図るために、2015（平成27）年度から福祉タクシー利用券を交付しています。

## 実績

	2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度 （見込み）
実人数（人）	2,846	2,813	2,892	2,900
利用枚数（枚）	27,511	30,630	31,856	32,000

### 評価と課題

年々、利用枚数は増加傾向にあります。

年間交付額は、1万円（500円×20枚）です。用途も様々ご利用いただけるので、高齢者の外出の機会の増加、経済的負担の軽減を図ることにつながっています。

### 今後の方向性

今後も事業継続し、高齢者の外出の機会の増加、経済的負担の軽減を図ることに努めていきます。

## 第4節 安心のまちづくり

### 1 町民健康センター

健康で生きがいのある福祉のまちづくりを目指し、地域住民の保健と福祉の拠点施設として、種々のサービスを実施しています。

#### 実績

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
保健センター (令和4年度から 健康センター)	件数(件)	575	481	319	300
	利用者数(人)	11,316	14,802	7,849	7,500
老人健康施設 (令和6年度から 湯楽里)	開館日数(日)	217	241	243	250
	利用者数(人)	5,276	6,169	6,423	6,500
	送迎バス利用率(%)	62.5	63.6	55.7	60.0

#### 評価と課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、閉館した期間もあり、一時的に利用者数の減少がみられましたが、感染症対策を十分に講じ、通常業務の再開後は、利用者数が増加しました。2022(令和4)年6月に、新庁舎移転とともに、保健センター職員が新庁舎に移転したことにより、保健センターの利用件数及び利用者数の減少がみられています。

今後も利用者増に向けて、健康センター及び湯楽里の利用促進に努めます。

#### 今後の方向性

今後も引き続き、健康センター及び老人健康施設の利用促進に向けた周知啓発に努め、利用者数の増加につなげます。

## 2 生活支援ハウス「ほのぼの荘」

生活支援ハウス「ほのぼの荘」は、独立して生活することに不安のある高齢者が入居し、安心して、健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者福祉の増進を図ることを目的としています。

また、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設として運営しています。

### 評価と課題

---

入居者においても高齢化が進み、入院や介護が必要となり介護施設へ入居する等入退所の移動がみられます。入居者は増加傾向にあり、今後も、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加していくため、ますます需要は増えていくと思われれます。

### 今後の方向性

---

低所得者で独立して生活することに不安があるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が、安心して生活できるよう継続的に支援していきます。

## 3 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により在宅において生活することが困難な身寄りのない方を対象とする入所施設です。適切な生活支援を行い、自立した生活が可能となります。

### 評価と課題

---

低所得者で身寄りがなく虚弱である高齢者の増加に伴い、入所を希望したり入所せざるを得なかったりする高齢者が増えてきています。他機関と連携、情報共有を行っています。

### 今後の方向性

---

高齢化や家族等の関わり希薄化に伴い、今後ますます入所者が増加すると予測され、入所希望者の心身や生活状況に応じ、町外にある施設へ入所措置を行えるよう他機関との十分な連携や情報収集に努めていきます。

## 4 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、60歳以上で、身の周りのことは自分でできるものの、自炊ができない程度に身体機能が低下しており、在宅生活ができない方が居住する施設となっています。施設そのものは介護保険施設ではありませんが、指定を受けることで、介護保険の居宅サービスである特定施設入居者生活介護の提供が可能となります。現在のところ町内には設置されていません。

### 評価と課題

---

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加していくとともに、介護は必要でないが在宅での生活が困難な高齢者も増加し、近隣の市町にある施設に入所しています。

### 今後の方向性

---

高齢化に伴い、需要が増えると予測されるので、地域包括支援センターとともに近隣市町の施設情報の収集に努めます。

## 5 有料老人ホーム

有料老人ホームは、常時10人以上の高齢者が入居し、食事や日常生活の援助が受けられる老人ホームで、老人福祉施設（介護老人福祉施設や養護老人ホーム、軽費老人ホームなど）でないものと定義されています。施設そのものは介護保険施設ではありませんが、指定を受けることで、介護保険の居宅サービスである特定施設入居者生活介護の提供が可能となります。

現在のところ町内には設置されていません。

### 評価と課題

---

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加していくとともに、介護は必要でないが在宅での生活が困難な高齢者も増加し、近隣の市町にある施設に入所しています。

### 今後の方向性

---

高齢化に伴い、需要が増えると予測されるので、地域包括支援センターとともに近隣市町の施設情報の収集に努めます。

## 6 防災・感染症・防犯対策の充実

### (1) 防災体制・感染症対策の充実

高齢者が安心して暮らすためには、災害・感染症ともに平時からの準備と予防策が重要となります。本町では、「多度津町地域防災計画」において、要配慮者対策の推進を位置づけて、ひとり暮らし高齢者や障害者等（以下「要配慮者」という。）の避難支援を円滑に行うため、要配慮者の状況等を登載した「避難行動要支援者名簿」を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進しています。

感染症については、「多度津町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定して地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、感染症発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することを定めています。

#### 評価と課題

---

「避難行動要支援者名簿」を作成し、情報の外部提供に同意する方の名簿情報を消防・警察・社会福祉協議会等の「避難支援等関係者」に提供しており、災害時において各組織が安否確認等に利用できるよう整備を行いました。地域の防災力強化及び災害時における避難行動要支援者の避難体制の整備も行っています。

また、災害時や緊急時に情報提供・共有できるように、65歳以上の方に「お守り手帳」を配布していますが、住民に普及していないのが課題です。

さらに、感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成が求められています。

#### 今後の方向性

---

自主防災組織、自治会が「避難行動要支援者名簿」の情報を保有し、地域住民による平常時の見守りや災害時の避難支援等が実施されるよう、避難支援体制の整備を推進します。また、「お守り手帳」については、配布の機会を増やし、広く周知していきます。

介護事業所に対しては、介護施設・事業所における業務継続ガイドラインの周知や業務継続計画（BCP）作成の支援に努めます。

### (2) 防犯対策の充実

高齢者に対する悪質な犯罪が増加しており、近年では振り込め詐欺等、高齢者を狙った犯罪が多く発生しています。

チラシ・ホームページ・広報等での情報提供の実施や、高齢者の集まる場所で警察や地域包括支援センターによる出前講座を開催しています。

また、被害にあったときには、地域包括支援センターへの相談を促し、解決に向けた支援を行っています。

## 評価と課題

---

高齢者等の消費者被害を防ぐため、2022（令和4）年度に香川県において設置された「かがわ消費者見守りネットワーク連絡会議」に、本町産業課長、同地域包括支援センター長、同社会福祉協議会事務局長が構成員となりました。

消費者センターによる出前講座は、2020（令和2）・2021（令和3）年は新型コロナウイルス感染症対策のため中止となり、2022（令和4）年度は感染予防に努めながら3か所のサロンで開催しました。

## 今後の方向性

---

町広報誌等で県の消費生活相談窓口を周知します。また「かがわ消費者見守りネットワーク連絡会議」の連絡網に構成員の他、町高齢者保険課等も加わり、情報を共有することで、高齢者の消費者被害の未然防止や軽減、啓発活動を行っていきます。

## 7 多度津町社会福祉協議会の役割

多度津町社会福祉協議会は、地域福祉の中核組織として活動しています。

町から委託された「地域包括支援センター業務」「生活支援体制整備」「配食サービス」「ボランティア活動の活性化」など高齢者に関わる事業の他、権利擁護に関する事業、生活困窮者、子どもを対象としたサービスや支援、福祉教育の取組、地域づくりなどを行っています。

## 評価と課題

---

地域包括ケアシステムの構築を目指す各事業の情報共有と共有課題の解決に向けて定例会を開催し、その中で共通課題の一つである「身寄りのない方・キーパーソンの居ない方の支援」について、支援者向けガイドラインの作成を含め、町行政（高齢者保険課・健康福祉課）と協議を重ねました。

また、地域の支援者である民生委員や介護支援専門員、医療・介護施設の職員等に参加を呼びかけて「おもいやりネットワーク会議」を開催し、地域で身寄りのない方を支えていく仕組みづくりを検討しました。

## 今後の方向性

---

地域において、社会的孤立や経済的困窮等の福祉課題・生活課題は、ますます複雑・多様化しています。生活困窮者自立支援事業や介護保険事業等を展開する中で、地域で孤立して様々な「生活のしづらさ」を抱えているケースがあり、生活課題は複雑で解決するには地域や行政、施設等の連携と協力が必要です。複合ケースについて検討できる場の設置に努めます。

今後も誰もが安心して、その人らしく、地域で暮らせる福祉のまちづくりを推進していくことを使命と考えています。社協組織内の連携を強化し、地域に根ざした

支援体制の整備を図っていきます。

「地域福祉活動計画」（令和2年度～6年度）の見直しを行い、地域の福祉課題・生活課題を共有し、地域住民や地区組織が、自主的・主体的に課題解決していくための動きが生まれるような地域づくりを目指します。

## 8 地域保健福祉のリーダーの育成

認知症サポーター養成講座の実施や、民生委員や福祉保健推進員に高齢者を守るネットワークづくりへの協力を求めるなど、認知症高齢者への理解の浸透に努めています。

### 評価と課題

---

地域住民や民生委員・児童委員、福祉保健推進員に対して、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての正しい理解と、本人や家族に対する接し方等の理解の浸透に努めました。

### 今後の方向性

---

地域の見守り活動の担い手である民生委員や福祉保健推進員との連携を図るとともに、地域住民へは介護予防サポーター及び認知症サポーター養成講座等を引き続き行い、地域でニーズに応じた支援や活動を行うサポーターの養成に努めていきます。

## 第5節 疾病予防と健康づくり

### 1 壮年期に対する疾病予防

生活習慣病やがんの予防は、健康を維持する上で大きな課題の一つであり、予防・改善に向けた取組が重要となっています。

#### (1) 各種がん検診

本町では以下の健診・検診等を実施しており、高齢者を含めたすべての住民の健康の維持・増進をサポートしています。

##### < 健診・検診等の対象者 >

項目	主な対象者	項目	主な対象者
胃がん検診	40歳以上	子宮がん検診	20歳以上の女性
肺がん検診	40歳以上	乳がん検診	40歳以上の女性で前年度未受診者
大腸がん検診	40歳以上		
結核検診	65歳以上	肝炎ウイルス検査	40・45・50・55・60歳の節目の方
前立腺がん検診	40歳以上の男性		
歯周疾患検診	40・50・60・70歳の節目の方		
骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70歳女性の節目の方		
特定健康診査	40～74歳の国保被保険者		
特定保健指導	特定健診受診後、生活習慣病改善の必要な方		
人間ドック	国保加入者及び社保被保険者 40歳～検診日において74歳の方		

## 実績

	受診率・利用率(%)				
	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)	
胃がん検診	5.1	7.9	6.6	7.0	
子宮がん検診	8.5	12.0	12.6	15.6	
乳がん検診	10.4	11.9	11.2	14.2	
大腸がん検診	16.4	16.3	16.7	19.7	
肺がん検診	10.7	18.2	17.9	20.9	
結核検診	15.9	28.4	27.9	30.9	
肝炎ウイルス検査	8.9	10.0	12.3	15.3	
前立腺がん検診	11.6	11.5	11.7	14.7	
歯周疾患検診	6.1	7.6	7.6	10.6	
骨粗しょう症検診	20.9	24.4	23.7	26.7	
特定健康診査	38.8	42.5	42.7	45.0	
特定保健指導	(積極的)	2.4	1.1	1.2	1.8
	(動機付け)	10.9	11.0	11.2	11.8

## 評価と課題

---

新型コロナウイルス感染症拡大により、がん検診等の受診控えによる受診率の低下がみられましたが、感染症対策を十分に講じながら、安全に安心して受診できる環境整備に努めた結果、2021（令和3）年度以降は、各検診において、受診率が向上しました。

今後も、町民のがん意識向上のための周知啓発を図り、受診率の維持向上に努める必要があります。

また、国の指針に則り、がん検診の精度管理を確実に行うことが重要です。

特定健康診査について、2021（令和3）年度より未受診者に受診を促す通知を行う未受診者勧奨業務委託を開始しましたが、コロナ禍以前の受診率（44～45％）に戻っていません。

## 今後の方向性

---

各がん検診の受診率の3ポイント上昇を目指し、がん検診の精度管理や、人間ドック及び休日検診、施設検診などの受診環境整備に努めます。

また、引き続き、町民のがん知識向上、健診の知識のための周知啓発に取り組んでいきます。特定健康診査の未受診者勧奨を積極的に行い、受診率の向上に努めます。

## (2) 壮年期健康相談

特定健診でメタボリックシンドロームのリスクが高い方等に、保健師や管理栄養士が、特定保健指導を実施し、改善をサポートしています。

また、総合健康相談として、生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防・改善を重視して日常の健康管理などについて相談を受けています。

## 実績

			2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
特定保健 指導	積極的 支援	参加者数(人)	4	2	2	3
	動機付け 支援	参加者数(人)	18	20	18	20
総合健康相談		開催回数(回)	52	59	80	85
		参加者数(人)	266	302	859	900
重複診療 多剤服薬訪問指導		訪問件数(件)	30	22	11	15

### 評価と課題

新型コロナウイルス感染症拡大により、健康相談事業を延期及び中止、事業縮小したことにより、参加者数が減少しましたが、感染症対策を十分に講じながら、事業が通常開催できるようになった以降は、参加者数が増加しました。

CKD(慢性腎臓病)や糖尿病等に関する病態別の個別相談では、特定健診で「要指導」になった方に対し、個別に案内することで来所相談につながり、保健師及び管理栄養士の生活習慣に関する指導により、行動変容につながったケースも多くみられました。

特定保健指導の指導期間での改善は難しく、対象者・利用者の固定化がみられます。今後は、行動変容後の健康意識を維持向上できる継続した支援が重要です。

### 今後の方向性

CKD(慢性腎臓病)や糖尿病等に関する個別健康相談を、特定健康診査や後期高齢者健康診査受診結果が「要指導」となった方に対し実施し、健康意識を高めると同時に行動変容につなげます。

また、広報誌や町ホームページ等で周知し、新規の参加者が増えるよう努めます。

### (3) 壮年期健康教育

生活習慣病予防と健康づくり事業の一環である各種教室を、保健センターや各地区公民館で開催しています。

## 実績

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
歯周疾患予防	開催回数(回)	0	0	0	0
	参加者数(人)	0	0	0	0
病態別	開催回数(回)	4	1	0	4
	参加者数(人)	53	11	0	60
一般	開催回数(回)	14	17	26	30
	参加者数(人)	264	330	524	530
合計	開催回数(回)	18	18	26	34
	参加者数(人)	317	341	524	590

### 評価と課題

新型コロナウイルス感染症拡大により、各教室を延期及び中止、縮小開催したことにより、参加者数の減少がみられましたが、感染症対策を十分に講じながら、事業が通常開催できるようになった以降は、参加者数が増加しました。

2020(令和2)年度に、第2次健康増進計画の中間見直しを行い、評価結果により、目標値を変更しました。『のばせ健康寿命!つかめ健幸生活!』を基本理念に、引き続き、町民の健康意識向上に努めることが重要です。

### 今後の方向性

引き続き、第2次健康増進計画の『のばせ健康寿命!つかめ健幸生活!』を基本理念に、フレイル予防・糖尿病・骨粗しょう症・CKD(慢性腎臓病)等病態別の健康教室(健康づくりセミナー)を通して、町民の健康意識の維持向上に努めます。

#### (4) 壮年期訪問指導

がん検診受診後の精密検査を受けていない方や、生活習慣改善の必要のある方を中心に訪問指導を実施しています。

### 実績

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
要指導者	実人数(人)	31	1	15	10
	延人数(人)	31	1	15	10

### 評価と課題

新型コロナウイルス感染症拡大により、がん検診や健診の受診控えで受診者の減少とともに訪問対象者も減少しました。

がん精密検査未受診者に限らず、フレイル予防のため、高齢者宅を訪問し、健康チェックや生活習慣、食を通しての健康指導を行いました。

今後も、「要指導」となった方や保健指導が必要な方への訪問による個別指導は重要です。

### 今後の方向性

引き続き、「要指導」となった方や保健指導が必要な方への訪問による個別指導を実施します。

## 2 健康づくりの啓発

自分自身で取り組める健康づくりを見つけ、いつまでも健康維持できるよう支援する教室として、健康づくりセミナーや各種健康教室等を開催しています。

健康づくりセミナーや健康教室では、健康に関する講話・講演や実践、地区の公民館で実施している健康教室では、保健師が参加者に合わせた健康情報の提供や健康体操・ウォーキング等を行っています。

## 実績

	教室名	開催回数（回）	参加人数（人）
2020（令和2）年度	健康づくりセミナー	5	149
2021（令和3）年度	健康づくりセミナー	6	208
2022（令和4）年度	健康づくりセミナー	8	235
2023（令和5）年度 （見込み）	健康づくりセミナー	9	250

### 評価と課題

新型コロナウイルス感染症拡大により、健康づくりセミナーを延期及び中止、縮小開催したことにより、参加者数の減少がみられましたが、感染症対策を十分に講じながら、事業が通常開催できるようになった以降は、参加人数が増加しました。

健康体操・眼科疾患・心疾患・骨粗しょう症等、病態別の専門職によるセミナーを開催し、町民の健康意識の維持向上に努めました。

### 今後の方向性

引き続き、町民の健康課題に沿った病態別のテーマで、専門職による健康づくりセミナーを企画し、広く一般住民への参加を呼び掛けるとともに、参加者に対し、一次予防の重要性の啓発や健康意識の維持向上に努めます。

### 3 健康づくり推進組織の育成

地域の健康づくり活動の中心的役割を担う食生活改善推進協議会、福祉保健推進委員会、母子愛育班連絡協議会と連携を図りつつ、健康づくり活動の支援を行っています。

#### 実 績

	活 動 状 況
食生活改善推進協議会	食を通じた健康づくり意識の向上を目指して、家族や地域住民への普及啓発として「早寝・早起き・朝ごはん」「朝ごはん大好き！野菜大好き！たどつっこ」「1日3食 まず野菜」などをテーマにヘルスマイトが研修で学び、地区の講習会を実施しました。 また、多度津町第2次食育推進計画に基づき、町の育児支援事業や母子保健事業、健康フェスタに協力し、母子を対象に簡単クッキング・試食の提供等で乳幼児期からの食育を推進しています。
福祉保健推進委員会	歯科衛生士や健康運動指導士等による健康に関する講話や運動教室等で福祉保健推進員自身の健康づくりや健康意識を高め、健康づくり活動や福祉活動を通して、家族や地域住民へ波及しています。 また、多度津町第2次健康増進計画に基づき、健康フェスタで広く地域住民に健康づくりを啓発しました。 検診受診調査書の取りまとめや各種検診の受診勧奨、研修会への参加・声かけ活動等も取り組んでいます。
母子愛育班連絡協議会	学校区ごとの愛育班活動を通して、母親同士の交流や子育ての仲間づくりの場の提供等、安全で安心して子育てができるよう地域の子育て世代を支援していましたが、2020（令和2）年度より、4組織を統合し、多度津町母子愛育会として活動しています。 また、多度津町第2次健康増進計画・第2次食育推進計画に基づき町の育児支援事業や健康フェスタに協力し、親子の健康づくりや食育を推進しました。

#### 評価と課題

各地区組織の特性を生かし、町民に広く健康意識の向上や育児支援、町事業への協力を行っています。

働く母親の増加や地域の子育て支援が充実したこと、また出生数の減少もあり、会員数の減少により、各校区での組織活動が困難となり統合しましたが、子育て支援に関する行事を計画し、活動しています。

#### 今後の方向性

引き続き、各地区組織での活動をしながら、町行事や健康づくり推進団体と連携を図り、活動の充実や拡充に努めます。

#### 4 健康づくり拠点の活用

町民温水水泳プールの2階トレーニングルームにおいて、健康増進事業として、運動器具を使用した筋力向上トレーニングや歩行を中心とした有酸素運動による健康づくり教室等を健康運動指導士と委託契約して実施しています。

#### 実績

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度 (見込み)
有酸素運動による 健康づくり教室	開催回数(回)	91	150	-	-
	参加者数(人)	24	27	-	-

#### 評価と課題

2009(平成21)年度より「健康生きがい中核事業」として健康教室を10年間実施しましたが、当初より年々参加人数も減少し、今後も利用数の増加が見込めないことにより、2021(令和3)年度末で事業終了しました。

# 第5章 介護保険サービスの実績と見込み

## 第1節 介護保険サービスの給付実績

第8期計画におけるサービスごとの計画値と実績は以下のとおりです。

- ※計画値 第8期介護保険事業計画の目標値（単位：千円）
- ※給付実績 介護保険事業状況報告（月報）の値（単位：千円）
- ※計画対比 給付実績÷計画値で、計画値に対する割合を算出（単位：%）

### 1 介護給付・予防給付

#### (1) 居宅サービス・介護予防サービス

居宅サービスの合計としてみると、2021（令和3）年度は計画対比 94.6%、2022（令和4）年度は計画対比 86.7%と、計画値を下回っています。サービス別に 2022（令和4）年度の実績をみると、短期入所生活介護の給付費が計画値を大幅に下回っています。また、通所介護、訪問介護の給付費も計画値の約8割にとどまっています。

介護予防の居宅サービスの合計としてみると、2021（令和3）年度は計画対比 89.5%、2022（令和4）年度は計画対比 86.6%と計画値を下回る実績となっています。サービス別に 2022（令和4）年度の実績をみると、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、特定介護予防福祉用具販売の給付実績は計画値の5割未満となっています。

<単位:千円、%>

サービスの種類	2021(令和3)年度			2022(令和4)年度			
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比	
(1) 居宅サービス	719,359	760,021	94.6	687,798	793,054	86.7	
①訪問介護	給付費	83,285	93,192	89.4	83,145	98,107	84.7
	延べ利用回数	26,405	30,566.4	86.4	27,420	32,064.0	85.5
	延べ利用人数	1,602	1,884	85.0	1,544	1,956	78.9
②訪問入浴介護	給付費	15,059	14,949	100.7	16,860	16,788	100.4
	延べ利用回数	1,244	1,260.0	98.7	1,393	1,414.8	98.5
	延べ利用人数	196	192	102.1	221	216	102.3
③訪問看護	給付費	28,696	29,250	98.1	27,560	31,437	87.7
	延べ利用回数	7,545	7,420.8	101.7	7,213	7,944.0	90.8
	延べ利用人数	659	624	105.6	696	660	105.5
④訪問リハビリテーション	給付費	18,969	12,758	148.7	16,633	12,765	130.3
	延べ利用回数	6,798	4,546.8	149.5	5,999	4,546.8	131.9
	延べ利用人数	441	348	126.7	419	348	120.4
⑤居宅療養管理指導	給付費	9,948	15,428	64.5	10,585	16,177	65.4
	延べ利用人数	1,121	1,272	88.1	1,167	1,332	87.6
⑥通所介護	給付費	225,137	234,379	96.1	203,997	246,238	82.8
	延べ利用回数	29,999	31,054.8	96.6	27,014	32,491.2	83.1
	延べ利用人数	2,514	2,652	94.8	2,398	2,772	86.5

サービスの種類		2021(令和3)年度			2022(令和4)年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
⑦通所リハビリテーション	給付費	113,723	104,681	108.6	109,420	109,150	100.2
	延べ利用回数	14,343	13,528.8	106.0	13,999	14,034.0	99.8
	延べ利用人数	1,464	1,332	109.9	1,487	1,380	107.8
⑧短期入所生活介護	給付費	46,087	78,993	58.3	31,437	83,231	37.8
	延べ利用日数	5,984	10,581.6	56.6	4,059	11,086.8	36.6
	延べ利用人数	409	792	51.6	288	828	34.8
⑨短期入所療養介護	給付費	10,753	10,412	103.3	13,668	10,417	131.2
	延べ利用日数	862	853.2	101.0	1,089	853.2	127.6
	延べ利用人数	141	132	106.8	179	132	135.6
⑩特定施設入居者生活介護	給付費	110,223	116,060	95.0	113,303	116,124	97.6
	延べ利用人数	601	624	96.3	603	624	96.6
⑪福祉用具貸与	給付費	55,479	46,750	118.7	59,294	49,451	119.9
	延べ利用人数	4,318	3,816	113.2	4,441	4,008	110.8
⑫特定福祉用具販売	給付費	2,001	3,169	63.1	1,896	3,169	59.8
	延べ利用人数	81	108	75.0	76	108	70.4
サービスの種類		2021(令和3)年度			2022(令和4)年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(1) 介護予防サービス		49,680	55,510	89.5	48,081	55,535	86.6
①介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	-	0	0	-
	延べ利用回数	0	0.0	-	0	0.0	-
	延べ利用人数	0	0	-	0	0	-
②介護予防訪問看護	給付費	1,850	4,020	46.0	1,131	4,022	28.1
	延べ利用回数	405	504.0	80.4	194	504.0	38.5
	延べ利用人数	63	84	75.0	42	84	50.0
③介護予防訪問リハビリテーション	給付費	2,573	5,600	46.0	2,307	5,603	41.2
	延べ利用回数	904	1,939.2	46.6	816	1,939.2	42.1
	延べ利用人数	71	156	45.5	61	156	39.1
④介護予防居宅療養管理指導	給付費	356	630	56.5	681	631	107.9
	延べ利用人数	47	60	78.3	86	60	143.3
⑤介護予防通所リハビリテーション	給付費	29,522	29,318	100.7	27,973	29,334	95.4
	延べ利用人数	850	864	98.4	804	864	93.1
⑥介護予防短期入所生活介護	給付費	57	1,135	5.0	71	1,135	6.3
	延べ利用日数	10	194.4	5.1	12	194.4	6.2
	延べ利用人数	3	48	6.3	4	48	8.3
⑦介護予防短期入所療養介護	給付費	28	498	5.7	0	499	0.0
	延べ利用日数	4	56.4	7.1	0	56.4	0.0
	延べ利用人数	2	12	16.7	0	12	0.0
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	2,343	1,855	126.3	2,431	1,857	130.9
	延べ利用人数	31	24	129.2	30	24	125.0
⑨介護予防福祉用具貸与	給付費	12,233	11,039	110.8	13,074	11,039	118.4
	延べ利用人数	1,978	2,100	94.2	2,052	2,100	97.7
⑩特定介護予防福祉用具販売	給付費	717	1,415	50.7	413	1,415	29.2
	延べ利用人数	35	72	48.6	20	72	27.8

※四捨五入の関係で、合計及び計画対比が一致しない場合があります。(以下同様)

## (2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスの合計としてみると、2021（令和3）年度は計画対比 89.3%、2022（令和4）年度は計画対比 92.7%と、計画値を下回る実績となっています。

地域密着型介護予防サービスの合計は、2021（令和3）年度は計画対比 200.8%、2022（令和4）年度は計画対比 205.9%と計画値を上回る実績となっています。

<単位:千円、%>

サービスの種類		2021(令和3)年度			2022(令和4)年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(2) 地域密着型サービス		341,468	382,398	89.3	356,530	384,451	92.7
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	0	0	-	0	0	-
	延べ利用人数	0	0	-	0	0	-
②夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	-	0	0	-
	延べ利用人数	0	0	-	0	0	-
③認知症対応型通所介護	給付費	56,192	66,150	84.9	57,844	68,029	85.0
	延べ利用回数	5,255	6,316.8	83.2	5,439	6,478.8	84.0
	延べ利用人数	423	456	92.8	412	468	88.0
④小規模多機能型居宅介護	給付費	45,213	46,363	97.5	43,775	46,388	94.4
	延べ利用人数	177	180	98.3	170	180	94.4
⑤認知症対応型共同生活介護	給付費	157,776	165,114	95.6	157,213	165,205	95.2
	延べ利用人数	627	636	98.6	618	636	97.2
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	-	0	0	-
	延べ利用人数	0	0	-	0	0	-
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	-	0	0	-
	延べ利用人数	0	0	-	0	0	-
⑧看護小規模多機能型居宅介護	給付費	52,645	65,771	80.0	66,947	65,807	101.7
	延べ利用人数	249	348	71.6	290	348	83.3
⑨地域密着型通所介護	給付費	29,642	39,000	76.0	30,752	39,022	78.8
	延べ利用回数	3,440	4,773.6	72.1	3,611	4,773.6	75.6
	延べ利用人数	332	480	69.2	369	480	76.9
(2) 地域密着型介護予防サービス		5,461	2,719	200.8	5,600	2,720	205.9
①介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	-	0	0	-
	延べ利用回数	0	0.0	-	0	0.0	-
	延べ利用人数	0	0	-	0	0	-
②介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	-	0	0	-
	延べ利用人数	0	0	-	0	0	-
③介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	5,461	2,719	200.8	5,437	2,720	199.9
	延べ利用人数	24	12	200.0	24	12	200.0

### (3) 住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修の給付費をみると、2021（令和3）年度は計画対比 36.8%、2022（令和4）年度は計画対比 33.7%と計画値を下回る実績となっています。

介護予防住宅改修の給付費をみると、2021（令和3）年度は計画対比 55.8%、2022（令和4）年度は計画対比 37.1%と、計画値を下回る実績となっています。

<単位:千円、%>

サービスの種類		2021(令和3)年度			2022(令和4)年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(3) 住宅改修	給付費	3,532	9,603	36.8	3,439	10,203	33.7
	延べ利用人数	63	132	47.7	58	144	40.3
(3) 介護予防住宅改修	給付費	3,222	5,772	55.8	2,142	5,772	37.1
	延べ利用人数	54	96	56.3	32	96	33.3

### (4) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援の給付費は、2021（令和3）年度は計画対比 98.9%、2023（令和4）年度は計画対比 93.5%と計画値を下回る実績となっています。

介護予防支援の給付費をみると、2021（令和3）年度は計画対比 106.4%、2022（令和4）年度は計画対比 106.2%と計画値を上回る実績となっています。

<単位:千円、%>

サービスの種類		2021(令和3)年度			2022(令和4)年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(4) 居宅介護支援	給付費	74,460	75,265	98.9	73,170	78,240	93.5
	延べ利用人数	6,049	6,108	99.0	5,912	6,336	93.3
(4) 介護予防支援	給付費	10,999	10,340	106.4	11,042	10,399	106.2
	延べ利用人数	2,456	2,340	105.0	2,488	2,352	105.8

### (5) 介護保険施設サービス

介護保険施設サービスの合計としてみると、2021（令和3）年度は計画対比 93.5%、2022（令和4）年度は計画対比 91.3%と計画値を下回る実績となっています。

<単位:千円、%>

サービスの種類		2021(令和3)年度			2022(令和4)年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
(5) 介護保険施設サービス		860,824	920,883	93.5	841,041	921,394	91.3
①介護老人福祉施設	給付費	435,479	437,317	99.6	421,538	437,559	96.3
	延べ利用人数	1,659	1,632	101.7	1,589	1,632	97.4
②介護老人保健施設	給付費	414,245	442,152	93.7	394,031	442,398	89.1
	延べ利用人数	1,447	1,560	92.8	1,387	1,560	88.9
③介護医療院	給付費	6,434	41,414	15.5	20,359	41,437	49.1
	延べ利用人数	15	96	15.6	64	96	66.7
④介護療養型医療施設	給付費	4,667	0	-	5,113	0	-
	延べ利用人数	12	0	-	15	0	-

## 2 総給付費

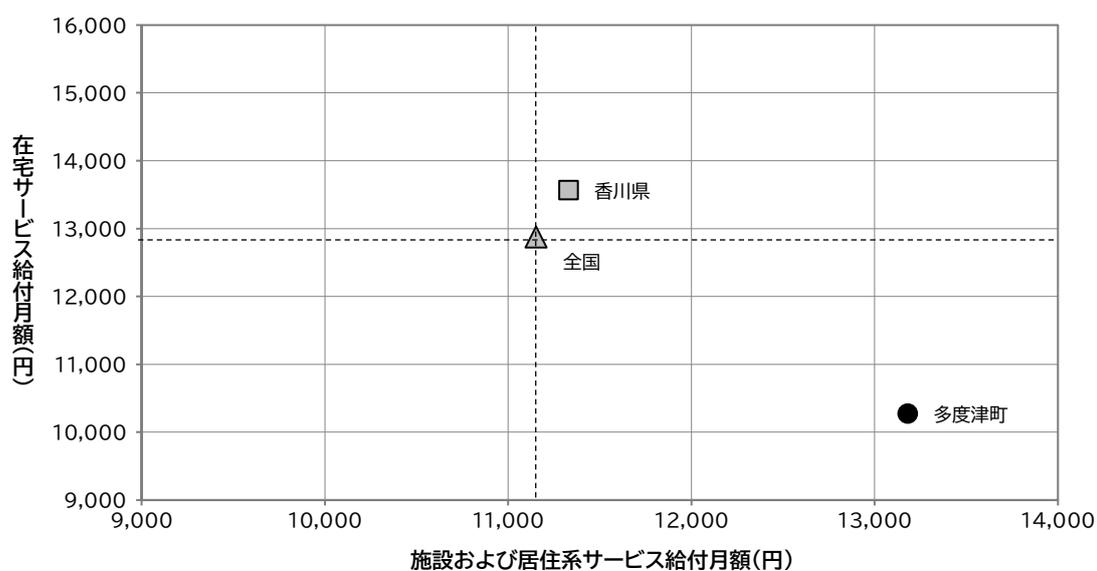
総給付費をみると、2021（令和3）年度は計画対比 93.1%、2022（令和4）年度は計画対比 89.7%と計画値を下回る実績となっています。

<単位:千円、%>

	2021(令和3)年度			2022(令和4)年度		
	給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
介護給付費計	1,999,643	2,148,170	93.1	1,961,978	2,187,342	89.7
予防給付費計	69,362	74,341	93.3	66,865	74,426	89.8
総給付費	2,069,005	2,222,511	93.1	2,028,843	2,261,768	89.7

## 3 本町における介護給付の特徴

本町の第1号被保険者1人あたり給付月額を香川県、全国平均と比較すると、施設及び居住系サービスが高く、在宅サービスが低いという特徴があります。



資料出所：地域包括ケア「見える化」システム

## 第2節 介護保険サービスの見込み量

### 1 居宅サービス

#### (1) 訪問介護

訪問介護は、介護福祉士、ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護や、その他の日常生活での支援を行います。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
訪問 介護	給付費 (千円)	90,619	90,734	90,203	100,152
	回数 (回/年)	29,752.8	29,752.8	29,574.0	32,889.6
	人数 (人/年)	1,596	1,596	1,584	1,752

#### (2) 訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
訪問 入浴 介護	給付費 (千円)	19,992	20,018	20,018	20,018
	回数 (回/年)	1,611.6	1,611.6	1,611.6	1,611.6
	人数 (人/年)	252	252	252	252
訪問 入浴 介護 介護 予防	給付費 (千円)	0	0	0	0
	回数 (回/年)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/年)	0	0	0	0

#### (3) 訪問看護/介護予防訪問看護

看護師、保健師、准看護師、理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
訪問 看護	給付費 (千円)	36,881	36,928	35,781	39,651
	回数 (回/年)	9,423.6	9,423.6	9,114.0	10,118.4
	人数 (人/年)	780	780	756	840
訪問 看護 介護 予防	給付費 (千円)	2,551	2,554	2,554	2,554
	回数 (回/年)	399.6	399.6	399.6	399.6
	人数 (人/年)	60	60	60	60

#### (4) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行います。リハビリテーション指標の把握を行い、重度化防止に努めます。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
訪問リハビリ テーション	給付費 (千円)	19,348	19,372	18,833	21,011
	回数 (回/年)	6,810.0	6,810.0	6,622.8	7,395.6
	人数 (人/年)	432	432	420	468
介護予防訪問 リハビリ テーション	給付費 (千円)	2,915	2,919	2,919	2,919
	回数 (回/年)	1,024.8	1,024.8	1,024.8	1,024.8
	人数 (人/年)	72	72	72	72

#### (5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行います。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
居宅療養 管理指導	給付費 (千円)	11,403	11,417	11,417	12,388
	人数 (人/年)	1,236	1,236	1,236	1,344
介護予防 居宅療養 管理指導	給付費 (千円)	671	671	671	671
	人数 (人/年)	84	84	84	84

#### (6) 通所介護

デイサービスセンター等に通い、施設において、入浴、食事の提供など日常生活での支援や機能訓練を行います。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
通所介護	給付費 (千円)	231,319	231,612	229,839	250,691
	回数 (回/年)	29,548.8	29,548.8	29,379.6	32,001.6
	人数 (人/年)	2,460	2,460	2,448	2,664

### (7) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所に通い、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。リハビリテーション指標の把握を行い、重度化防止に努めます。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
通所リハビリ テーション	給付費 (千円)	123,365	123,521	123,521	134,697
	回数 (回/年)	15,609.6	15,609.6	15,609.6	16,962.0
	人数 (人/年)	1,548	1,548	1,548	1,680
介護予防通所 リハビリ テーション	給付費 (千円)	31,027	31,066	31,342	31,574
	人数 (人/年)	876	876	888	888

### (8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設において、入浴、排泄、食事等の介護など日常生活での支援や機能訓練を行います。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
短期入所 生活介護	給付費 (千円)	56,465	56,537	56,537	62,549
	日数 (日/年)	6,668.4	6,668.4	6,668.4	7,353.6
	人数 (人/年)	444	444	444	492
介護予防短期 入所生活介護	給付費 (千円)	0	0	0	0
	日数 (日/年)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/年)	0	0	0	0

### (9) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
療養介護 短期入所	給付費 (千円)	15,135	15,154	15,154	16,287
	日数 (日/年)	1,197.6	1,197.6	1,197.6	1,280.4
	人数 (人/年)	192	192	192	204
介護予防短期 入所療養介護	給付費 (千円)	0	0	0	0
	日数 (日/年)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/年)	0	0	0	0

### (10) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所する介護者等に対し、その施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
生活介護 特定施設 入居者	給付費 (千円)	115,316	115,462	115,462	126,753
	人数 (人/年)	588	588	588	636
介護予防特定 施設入居者 生活介護	給付費 (千円)	1,675	1,677	1,677	2,515
	人数 (人/年)	24	24	24	36

### (11) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを貸与します。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
福祉用具 貸与	給付費 (千円)	60,535	60,652	60,410	66,200
	人数 (人/年)	4,536	4,536	4,524	4,932
介護予防 福祉用具 貸与	給付費 (千円)	13,736	13,822	13,822	13,845
	人数 (人/年)	2,064	2,076	2,076	2,076

### (12) 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を支給します。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
特定福祉 用具販売	給付費 (千円)	2,634	2,634	2,634	3,025
	人数 (人/年)	84	84	84	96
特定介護 予防福祉 用具販売	給付費 (千円)	1,434	1,434	1,434	1,434
	人数 (人/年)	48	48	48	48

### (13) 住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床、または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った時は、住宅改修費用の一部を支給します。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
住宅改修	給付費 (千円)	3,555	3,555	3,555	4,073
	人数 (人/年)	60	60	60	72
介護予防 住宅改修	給付費 (千円)	1,986	1,986	1,986	1,986
	人数 (人/年)	36	36	36	36

## (14) 居宅介護支援／介護予防支援

介護サービス等の適切な利用ができるよう、ケアプラン（介護予防ケアプラン）を作成するとともに、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整などを行います。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
居宅 介護 支援	給付費 (千円)	76,688	76,688	76,506	83,694
	人数 (人／年)	6,048	6,036	6,024	6,576
介護 予防 支援	給付費 (千円)	11,294	11,417	11,363	11,417
	人数 (人／年)	2,496	2,520	2,508	2,520

## 2 介護保険施設サービス

### (1) 介護老人福祉施設

寝たきりや認知症で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所できる施設で、食事・入浴・排泄など日常生活介護や療養上の支援が受けられます。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
介護 老人 福祉 施設	給付費 (千円)	438,630	439,185	439,185	439,185
	人数 (人／年)	1,548	1,548	1,548	1,548

### (2) 介護老人保健施設

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリテーションを行う施設で、医療上のケアやリハビリテーション、日常生活介護を一体的に提供して、家庭復帰への支援が受けられます。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
介護 老人 保健 施設	給付費 (千円)	403,746	404,257	404,257	404,257
	人数 (人／年)	1,380	1,380	1,380	1,380

### (3) 介護医療院

介護療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
介護 医療 院	給付費 (千円)	27,288	27,323	27,323	27,323
	人数 (人／年)	84	84	84	84

### 3 地域密着型サービス

#### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問や随時通報により、要介護者に対し居宅において訪問介護・訪問看護を行うサービスです。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
訪問介護看護 随時対応型 定期巡回・	給付費 (千円)	0	0	0	0
	人数 (人/年)	0	0	0	0

#### (2) 夜間対応型訪問介護

緊急時に通報により、24時間、訪問介護が受けられるサービスで、主に要介護3以上の要介護者が対象となります。居宅の要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問や通報により、その方の居宅において、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活での支援を行います。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
訪問介護 夜間対応型	給付費 (千円)	0	0	0	0
	人数 (人/年)	0	0	0	0

#### (3) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者の通所介護で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練を行います。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
通所介護 認知症対応型	給付費 (千円)	65,745	65,828	65,828	75,381
	回数 (回/年)	5,992.8	5,992.8	5,992.8	6,862.8
	人数 (人/年)	420	420	420	480
通所介護 介護予防 認知症対応型	給付費 (千円)	0	0	0	0
	回数 (回/年)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/年)	0	0	0	0

#### (4) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

認知症高齢者を主な対象とし、「通い」（デイサービス）を基本に、必要に応じて随時、「訪問」（ホームヘルプサービス）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせ、身近な地域でなじみの介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
居宅介護 多機能型 小規模	給付費 (千円)	47,631	47,691	47,691	51,046
	人数 (人/年)	180	180	180	192
型居宅介護 小規模多機能 介護予防	給付費 (千円)	0	0	0	0
	人数 (人/年)	0	0	0	0

#### (5) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、入浴、排泄、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
共同生活介護 認知症対応型	給付費 (千円)	162,636	162,841	162,841	162,841
	人数 (人/年)	636	636	636	636
共同生活介護 認知症対応型 介護予防	給付費 (千円)	2,796	2,800	2,800	2,800
	人数 (人/年)	12	12	12	12

### (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特定施設に入所する要介護者に対し、その地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
地域密着型 特定施設入居 者生活介護	給付費 (千円)	0	0	0	0
	人数 (人/年)	0	0	0	0

### (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
地域密着型 老人福祉施設 入所者生活介護	給付費 (千円)	0	0	0	0
	人数 (人/年)	0	0	0	0

### (8) 看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せ等により、1事業所で複数サービスの提供を行うサービスです。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
看護小規模 多機能型 居宅介護	給付費 (千円)	70,706	68,530	68,530	74,007
	人数 (人/年)	300	288	288	312

### (9) 地域密着型通所介護

利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業所は、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性の確保が必要であるため、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられています。

		2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2040 (令和22)年度
地域密着型 通所介護	給付費 (千円)	34,347	34,390	34,390	36,456
	回数 (回/年)	3,968.4	3,968.4	3,968.4	4,222.8
	人数 (人/年)	372	372	372	396

## 4 給付費と保険料

### (1) 介護給付費の見込み

第9期計画期間中の介護保険給付費の見込みは以下の表のとおり、計画期間中は2025（令和7）年度が最も多くなっています。

（単位：千円）

	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	合計	2040 (令和22)年度
介護給付費計	2,113,984	2,114,329	2,109,915	6,338,228	2,211,685

### (2) 介護予防給付費の見込み

第9期計画期間中の介護予防給付費の見込みは以下の表のとおり、増加する傾向となっています。

（単位：千円）

	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	合計	2040 (令和22)年度
介護予防給付費計	70,085	70,346	70,568	210,999	71,715

### (3) 総給付費

第9期計画期間中の総給付費の見込みは以下の表のとおり、横ばい傾向となっています。

（単位：千円）

	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	合計	2040 (令和22)年度
総給付費	2,184,069	2,184,675	2,180,483	6,549,227	2,283,400

#### (4) 介護保険総事業費

2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの標準給付費と地域支援事業費を合計した介護保険総事業費は、7,317,623千円となっています。

（単位：千円）

	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	合計	2040 (令和22)年度
総給付費	2,184,069	2,184,675	2,180,483	6,549,227	2,283,400
特定入所者介護 サービス費等給付額	40,402	40,507	40,453	121,362	41,647
高額介護サービス費等給付額	49,778	49,916	49,850	149,544	51,212
高額医療合算介護 サービス費等給付額	6,895	6,905	6,895	20,695	7,208
算定対象審査支払手数料	2,448	2,451	2,448	7,347	2,559
標準給付費見込額	2,283,592	2,284,454	2,280,129	6,848,175	2,386,025
地域支援事業費	155,968	156,442	157,037	469,448	148,889
介護予防・日常生活支援総 合事業費	104,748	105,429	106,417	316,593	101,722
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	36,780	36,573	36,179	109,531	32,726
包括的支援事業 (社会保障充実分)	14,441	14,441	14,441	43,323	14,441
介護保険総事業費	2,439,561	2,440,896	2,437,166	7,317,623	2,534,915

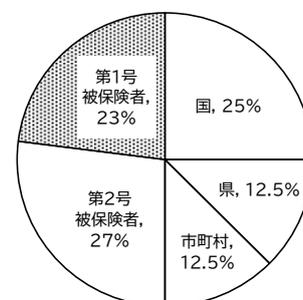
※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

#### (5) 第1号被保険者における保険料

【介護保険財源の内訳】

##### ① 保険料収納必要額

第1号被保険者保険料の算定にあたっては、前項の介護保険総事業費の23%に相当する額を第1号被保険者総数に配分した額が基本となります。保険料により負担する費用の合計（保険料収納必要額）は以下のようになります。



（単位：千円）

	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	合計	2040 (令和22)年度
第1号被保険者負担分相当額(a)	561,099	561,406	560,548	1,683,053	659,078
調整交付金相当額(b)	119,417	119,494	119,327	358,238	124,387
調整交付金見込額(c)	112,968	106,828	108,588	328,384	148,519
市町村特別給付費等(d)	0	0	0	0	0
準備基金取崩額*(e)				98,300	0
保険者機能強化推進交付金等交付見込額(f)				15,000	0
保険料収納必要額(a+b-c+d-e-f)				1,599,608	634,946
予定保険料収納率				98.63%	98.63%
保険料収納必要額（未収納を見込んだ額）				1,621,827	643,766

※準備基金の残高は、2024（令和6）年3月末時点で368,083千円と見込まれます。

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

②所得段階別人数の推計

2023（令和5）年10月1日現在の所得段階別人数（13段階）を基に、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの所得段階別人数を推計しました。

（単位：人）

	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
第1段階	857	852	843
第2段階	786	782	773
第3段階	737	733	725
第4段階	548	545	540
第5段階	1,135	1,129	1,116
第6段階	1,395	1,387	1,373
第7段階	1,051	1,045	1,034
第8段階	416	414	409
第9段階	154	153	151
第10段階	73	72	72
第11段階	29	29	28
第12段階	18	18	18
第13段階	87	86	85
合計	7,286	7,245	7,167
所得段階別加入者割 合補正後被保険者数	7,441	7,398	7,318
	合計：22,157人		

保険料収納必要額に保険料収納率 98.63%で補正し、第9期の第1号被保険者の介護保険料の基準額（年額）を算出しました。

第9期における第1号被保険者の介護保険料の基準額（年額）

**73,200円（月額6,100円）**

③第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別保険料年額

所得段階別にみた第1号被保険者の1年あたりの介護保険料は以下のとおりとなっています。

所得段階	対象となる人	保険料の調整率	保険料（年額）
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税 ・生活保護の受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額≤80万円	×0.455	33,300
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額≤120万円	×0.685	50,140
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第1・2段階に非該当	×0.690	50,500
第4段階	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる方のうち、課税年金収入額＋合計所得金額≤80万円	×0.900	65,880
第5段階	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる方のうち、第4段階に非該当	基準額	73,200
第6段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満の方	×1.200	87,840
第7段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が210万円未満の方	×1.300	95,160
第8段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が320万円未満の方	×1.500	109,800
第9段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が420万円未満の方	×1.700	124,440
第10段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が520万円未満の方	×1.900	139,080
第11段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が620万円未満の方	×2.100	153,720
第12段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が720万円未満の方	×2.300	168,360
第13段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が720万円以上の方	×2.400	175,680

※前年中に譲渡所得があり、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額を合計所得金額とする。また、第1段階から第5段階については、合計所得金額から、年金収入に係る所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に掲げる額）を控除した額を用いることとする。

## 第6章 計画の点検・評価

### 第1節 計画の点検・評価の方法

本計画は、「超高齢社会」における保健・福祉・介護のすべての分野において本町の方向性及び取組を示した計画です。

実施をしていく中で、国の動向を踏まえつつ、本町の実情に沿った取組が可能となるよう、行政・関係団体・住民が一体となって円滑な運営に努めます。

本計画で掲げた目標及び計画値については、年1回以上、多度津町地域包括支援センター運営協議会及び多度津町地域密着型サービス運営委員会を開催し、実施状況の報告と分析・評価を行います。それらの結果については、ホームページにおいて公表します。



## 第2節 自立支援・重度化防止に係る取組と目標設定

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するためには、地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要です。多度津町において次のとおり取組目標を設定しました。

【高齢者の自立支援、重度化防止等の取組目標】

施策	主な取組	指標	現状	目標			
			2023 (令和5)年 (見込み)	2024 (令和6)年	2025 (令和7)年	2026 (令和8)年	
日常生活支援総合事業 介護予防・	一般介護予防事業	一般介護予防教室参加者（人数）	2,300	2,700	2,850	3,000	
		介護予防サポーター養成講座 (新規養成者数)	5	7	7	7	
		介護予防サポーター (延べ活動参加者数)	269	280	300	300	
		高齢者通いの場事業（回数）	1,053	1,065	1,077	1,089	
		高齢者通いの場事業（団体数）	26	27	28	29	
包括的支援事業	包括的・継続的 ケアマネジメント	町内居宅介護支援専門員研修会 (開催回数)	3	3	3	3	
		町内居宅介護支援事業所 管理者会（開催回数）	3	3	3	3	
	地域ケア会議	自立支援型地域ケア会議（検討事例数）	36	36	36	36	
		個別ケア会議（検討事例数）	1	1	1	1	
		地域ケア推進会議（開催数）	1	1	1	1	
	在宅医療・ 介護連携推進事業	多職種研修会（開催回数）	3	3	3	3	
	生活支援体制 整備事業	ボランティア養成講座（回数）	1	1	1	1	
		会議開催（回数） (チョイ来た定例会回数)	4 (9)	4 (9)	4 (9)	4 (9)	
	任意事業	介護給付費 適正化事業	要介護認定の適正化 (業務分析データ活用回数)	2	2	2	2
ケアプラン点検（件数）			40	50	50	50	
医療情報との突合、縦覧点検（回数）			12	12	12	12	
認知症施策		認知症サポーター養成講座 (新規養成者数)	236	180	180	180	
		認知症サポーターステップ アップ講座（受講者数）	15	18	23	25	
		認知症カフェ（延べ参加者数）	10	10	12	14	
		認知症初期集中支援チーム (支援対象者の実人数)	1	3	3	3	
SOS ネットワーク協力機関（事業所数）	53	54	55	56			

# 第7章 参考資料

## 第10期多度津町高齢者保健福祉計画及び第9期多度津町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

令和4年10月12日

要綱第49号

(目的)

第1条 地域に密着した実効ある高齢者保健福祉の推進を目的とした多度津町高齢者保健福祉計画及び介護サービス基盤の計画的な整備を進めることを目的とした介護保険事業計画を策定するに当たり、関係機関及び地域等の代表者の意見を聴くため、令和5年度に策定する第10期多度津町高齢者保健福祉計画及び第9期多度津町介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 策定委員会は次の事項について調査審議し、町長にその結果を報告するものとする。

- (1) 第10期多度津町高齢者保健福祉計画の策定に関する事項
- (2) 第9期多度津町介護保険事業計画の策定に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20名以内をもって構成する。

- 2 委員は、保健、福祉、医療に関する機関、団体及び地域等の代表のうちから町長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(運営)

第4条 策定委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 策定委員会は、会長が招集し、議長を務める。

(事務局)

第5条 策定委員会の事務局は、高齢者保険課内に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

# 第10期多度津町高齢者保健福祉計画及び第9期多度津町介護保険事業計画策定検討委員会設置要綱

令和4年10月12日

要綱第50号

(目的)

第1条 地域に密着した実効ある高齢者保健福祉の推進を目的とした多度津町高齢者保健福祉計画及び介護サービス基盤の計画的な整備を進めることを目的とした介護保険事業計画を策定するに当たり、関係課の意見を聴き検討するため、令和5年度に策定する第10期多度津町高齢者保健福祉計画及び第9期多度津町介護保険事業計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 検討委員会は、次の事項について調査検討する。

- (1) 第10期多度津町高齢者保健福祉計画の策定に関する事項
- (2) 第9期多度津町介護保険事業計画の策定に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、職員10名以内をもって構成する。

2 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(運営)

第4条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副町長とし、副会長は高齢者保険課長とする。
- 3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 検討委員会は、会長が招集し、議長を務める。

(事務局)

第5条 検討委員会の事務局は、高齢者保険課内に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。



**第10期多度津町高齢者保健福祉計画  
・第9期多度津町介護保険事業計画**

2024(令和6)年3月

発行 多度津町 高齢者保険課

〒764-8501 香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号  
電話番号:0877-33-4488(直通) ファックス:0877-33-2550